

事業概要

令和5年8月

仙台市建設局

目 次

| | | |
|-------------|-------------------|-------|
| 第Ⅰ部 | 組織及び事務分掌 | |
| 1 | 組織機構 | 1 |
| 2 | 事務分掌 | 2 |
| 3 | 職員配置表 | 9 |
| | | |
| 第Ⅱ部 | 道路事業 | |
| 第1章 | 道路事業の概要 | 1 1 |
| 第2章 | 道路の管理 | 1 2 |
| 第3章 | 道路の整備・保全 | 2 1 |
| | | |
| 第Ⅲ部 | 百年の杜推進事業 | |
| 第1章 | 百年の杜推進事業の概要 | 3 1 |
| 第2章 | 緑の保全 | 3 4 |
| 第3章 | 緑の創出 | 4 1 |
| 第4章 | 緑の普及 | 4 5 |
| 第5章 | 都市公園等の整備 | 4 7 |
| 第6章 | 広瀬川創生・清流保全事業 | 6 1 |
| | | |
| 第Ⅳ部 | 下水道事業・河川事業 | |
| 第1章 | 下水道事業の概要 | 6 4 |
| 第2章 | 仙台市下水道マスタープラン | 6 7 |
| 第3章 | 下水道の整備状況 | 7 1 |
| 第4章 | 公共下水道事業 | 7 3 |
| 第5章 | 農業集落排水事業 | 8 6 |
| 第6章 | 地域下水道事業 | 8 8 |
| 第7章 | 浄化槽事業 | 8 9 |
| 第8章 | 浸水対策 | 9 1 |
| 第9章 | 下水道の普及啓発 | 9 3 |
| 第10章 | 事業場等の水質指導・監視 | 9 8 |
| 第11章 | 河川事業の概要 | 1 0 1 |
| 第12章 | 河川事業 | 1 0 2 |
| 第13章 | 災害復旧事業 | 1 0 6 |
| | | |
| 第Ⅴ部 | 八木山動物公園 | 1 0 7 |
| | | |
| 第Ⅵ部 | 財政 | 1 1 3 |
| | | |
| 【資料】 | 建設局主要事業等年表 | 1 2 0 |

(注) 本書中の令和4年度決算の計数については、令和5年8月末時点の決算見込額である。

第 I 部 組織及び事務分掌

1 組織機構

(令和5年4月1日現在)

| 建設局 | | |
|--------------|---|---|
| | 総務課 | 総務係・経理係 |
| 全国都市緑化フェア推進室 | | |
| 道路部 | 道路計画課 道路管理課 道路保全課 道路施設課 北道路建設課 南道路建設課 | 事業管理係・事業計画係・事業調整係 管理係・路政係・自転車対策係 保全計画係・維持係・橋梁係 施設建設係・施設管理係 道路第一係・道路第二係 道路第一係・道路第二係 |
| 百年の杜推進部 | 百年の杜推進課 | 緑化推進係・緑地保全係・広瀬川創生係 |
| | 公園管理課 公園整備課 | 施設管理係・企画調整係・利活用推進係 建設係・青葉山公園整備室 |
| 下水道経営部 | 経営企画課 業務課 | 庶務係・経営企画係・財務係・情報管理係 業務係・会計管財係・排水設備係・水質管理センター |
| 下水道建設部 | 下水道計画課 管路建設課 施設建設課 河川課 | 調整係・計画係・雨水対策係 工事第一係・工事第二係・工事第三係 建設係・設備係 企画調整係・環境整備係 |
| 下水道管理部 | 下水道調整課 下水道北管理センター 下水道南管理センター 南蒲生浄化センター 設備管理センター | 管理係・管路係・施設係 管路管理係 管路管理係 整備係・業務係・水質管理係 設備第一係・設備第二係 |
| 八木山動物公園 | 管理課 飼育展示課 | 管理係・施設係 普及調整係・衛生係・飼育展示係 |

| 区役所（5区）（青葉・宮城野・若林・太白・泉） | | |
|-------------------------|------------|------------------------------|
| 建設部 | 公園課 道路課 | 総務係・公園係 道路管理係・道路建設係・道路維持係 |
| 宮城総合支所 （青葉区） | 公園課 道路課 | 公園係 管理係・建設係 |
| 秋保総合支所 （太白区） | 建設課 | 管理係・建設係 |

2 事務分掌

(令和5年4月1日現在)

| 課・公所 | 係 | 事務分掌 | |
|--------------|-------|---|--|
| 総務課 | 総務係 | 1 局内事務の連絡調整 2 課、道路部及び百年の杜推進部の庶務 | |
| | 経理係 | 1 局の事業に係る経理の総括 2 道路、公園及び河川事業に係る経理 3 局の事業（一般会計分）の予算及び決算の総合調整 | |
| 全国都市緑化フェア推進室 | | 1 全国都市緑化フェア | |
| 道路部 | 道路計画課 | 事業管理係 | 1 道路事業に係る予算の総括 2 道路事業に係る補助事業の総括 3 部内事務の連絡調整 |
| | | 事業計画係 | 1 道路に関する整備計画及び基本設計 2 交通施設（道路部所管事業に限る。）に係る都市計画事業の認可の手続 |
| | | 事業調整係 | 1 道路に係る他機関（国・県等）及び他事業との協議、調整 2 交通安全施設整備事業及びバリアフリー道路特定事業に係る整備計画の総括 3 道路の設計施工に関する技術基準の企画・調査 4 道路に係る各種調査等 5 道路空間利活用の計画調整 |
| | 道路管理課 | 管理係 | 1 道路管理の総括 2 道路占用工事の連絡調整 3 道路の建設及び管理に関する各種協定の審査 |
| | | 路政係 | 1 市道路線の認定、廃止及び変更 2 道路台帳の管理及び補修正 3 道路の区域の決定、変更及び供用開始 4 開発行為（1.0ha以上）等に伴う道路に関する事前協議 5 土地区画整理事業により設置される道路に関する事前協議 6 道路の財産管理 7 特殊車両の通行許可協議 |
| | | 自転車対策係 | 1 放置自転車等の対策 2 自転車等駐車場の設置計画及び建設の総括 3 自転車等駐車場の管理 4 附置義務自転車等駐車場の指導 5 自転車等駐車場の建設奨励 |
| | 道路保全課 | 保全計画係 | 1 道路、橋梁の長寿命化修繕計画の策定 2 橋梁の維持修繕の総括 3 道路施設の点検 4 道路・橋梁の災害復旧工事の総括 |
| | | 維持係 | 1 道路の維持修繕の総括（保全計画係の所管に属するものを除く。） 2 道路の除雪・凍結防止 3 道路清掃の総括 4 市街灯の設置及び維持管理 |
| | | 橋梁係 | 1 橋梁震災対策事業 2 橋梁長寿命化修繕事業 |
| | 道路施設課 | 施設建設係 | 1 福田町駅周辺整備事業 2 バリアフリー施設整備事業 3 自転車等駐車場、地下道及び電線類地中化の整備（道路の新設及び改築と一体整備の場合を除く。） 4 共同溝の整備及び修繕 |

| 課・公所 | | 係 | 事務分掌 |
|--------|---------|---------|--|
| 道路部 | 道路施設課 | 施設管理係 | 1 道路施設のエレベーター, エスカレーター及びトンネル非常用設備の保守点検・修繕 2 道路施設の保守点検・修繕（道路施設の電気・機械設備に限る。） 3 共同溝の維持管理, 占用許可及び管理負担金の徴収 |
| | 北道路建設課 | 道路第一係 | 1 道路（国道, 県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（青葉区及び泉区の区域に限る。） 2 都市計画道路用地の管理（青葉区及び泉区の区域に限る。） |
| | | 道路第二係 | 1 道路（国道, 県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（宮城野区の区域に限る。） 2 都市計画道路用地の管理（宮城野区の区域に限る。） |
| | 南道路建設課 | 道路第一係 | 1 道路（国道, 県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（若林区の区域に限る。） 2 都市計画道路用地の管理（若林区の区域に限る。） |
| | | 道路第二係 | 1 道路（国道, 県道及び街路事業に係る市道に限る。）の新設及び改築（太白区の区域に限る。） 2 都市計画道路用地の管理（太白区の区域に限る。） |
| | 百年の杜推進部 | 百年の杜推進課 | 緑化推進係 |
| 緑地保全係 | | | 1 特別緑地保全地区の保全 2 特別緑地保全地区内の行為許可 3 保存緑地の指定及び保全 4 保存緑地内の行為の届出及び指導 5 市民緑地 6 保存樹木・樹林の指定及び保全 7 屋敷林・鎮守の杜の保全 8 子どもによるみどりの活動支援 9 緑地協定 10 緑の活動団体 11 ふるさとの杜再生プロジェクト |
| 広瀬川創生係 | | | 1 広瀬川創生プランの推進 2 広瀬川の環境保全区域内の行為の許可及び指導 3 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業 4 仙台市広瀬川清流保全審議会 5 広瀬川創生プラン策定推進協議会 6 風致地区内の行為許可 |

| 課・公所 | 係 | 事務分掌 | |
|---------|-------|----------|---|
| 百年の杜推進部 | 公園管理課 | 施設管理係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 公園緑地の財産管理の総括 2 公園緑地の設置，区域変更，廃止等 3 公園緑地用地の帰属，借用等 4 都市公園台帳の管理 5 公園管理基準の策定 6 公園緑地等の維持管理の総括 7 災害関係の連絡調整 8 公園愛護協力会連合会 9 自然休養林保護管理協議会 10 開発行為（1.0ha以上）及び区画整理事業に伴う公園緑地の事前協議 11 新田住宅の管理 12 街路樹の維持管理の総括 |
| | | 企画調整係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 公園緑地に係る企画及び調査 2 公園施設の総合改修計画の総括 3 公園緑地の整備に係る予算の総括 4 公園緑地の整備に係る国庫補助事業の総括 5 都市災害復旧事業の総括 6 街路樹の植栽に係る技術管理の総括 |
| | | 利活用推進係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 公園緑地の利活用促進 2 都市公園のPFI／PPP促進 3 七北田公園（区役所公園課の所管に属するものを除く。），海岸公園（区役所公園課の所管に属するものを除く。），太白山自然観察の森，青葉の森緑地，秋保大滝植物園，野草園，向山中央公園及び青葉山公園（追廻地区及び竜ノ口地区の区域に限る。）の管理 4 茶室（仙台市残月亭に限る。）の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収 |
| | 公園整備課 | 建設係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 公園緑地の計画及び整備（青葉山公園整備室の所管に属する公園及び住区基幹公園を除く。） 2 七北田公園，太白山自然観察の森，秋保大滝植物園，市有林（都市公園に予定されているもの）等の整備 3 公園緑地に係る技術管理の総括 4 道路（街路事業に係るものに限る。）の植栽 |
| | | 青葉山公園整備室 | <ul style="list-style-type: none"> 1 青葉山公園，西公園，大年寺山公園の計画及び整備 2 八木山動物公園の工事 3 公園緑地に係る都市計画事業の認可の手続き 4 公園緑地に係る公共事業の再評価 |

| 課・公所 | 係 | 事務分掌 | |
|--------|-------|----------|---|
| 下水道経営部 | 経営企画課 | 庶務係 | 1 下水道（農業集落排水・浄化槽含む。）の広報 2 下水道事業に係る支払事務 3 下水道関係団体 4 部内事務の連絡調整 5 下水道経営部、下水道建設部及び下水道管理部（公所を除く。）の庶務 |
| | | 経営企画係 | 1 下水道事業に係る重要施策の総合調整 2 下水道事業に係る経営計画の策定 3 料金制度等の調査研究 4 下水道事業に係るアセットマネジメントの推進 |
| | | 財務係 | 1 下水道事業に係る財務管理 2 下水道事業の予算及び決算（一般会計に係るものを除く。） 3 下水道事業に係る企業債 |
| | | 情報管理係 | 1 下水道事業に係る情報システムの管理の総括 2 下水道事業に係る情報システムのセキュリティ対策の総括 3 下水道事業に係る情報化に関する企画及び調整並びに情報化の推進 |
| | 業務課 | 業務係 | 1 下水道事業に係る使用料、受益者負担金及び分担金 2 排水区域及び処理区域 3 排水設備工事業者の承認及び責任技術者の登録並びに指導監督 4 水洗化に係る調査、統計及び指導 5 水洗化工事資金の融資あっせんに伴う利子補給 |
| | | 会計管財係 | 1 下水道事業に係る資金計画、一時借入金及び資金運用 2 下水道事業に係る支出負担行為の確認 3 下水道事業に係る支出命令等の審査 4 下水道施設に係る財産管理の総括 5 下水道事業に係る土地台帳等の整備 |
| | | 排水設備係 | 1 排水設備等確認申請の受付、協議及び検査 2 農業集落排水設備の確認申請の受付、協議及び検査 3 水洗化工事資金の融資あっせんの受付、審査及び決定 4 一般事業場の除害施設の設置指導 5 取付管及び公共ますの設置 |
| | | 水質管理センター | 1 事業場等からの排水に対する水質管理の指導及び監視 2 下水道施設等の水質管理の総括 3 事業場等からの排水の水質検査 4 下水道施設等の特定化学物質及び毒物管理の総括 |

| 課・公所 | 係 | 事務分掌 | |
|--------|--------|-------|--|
| 下水道建設部 | 下水道計画課 | 調整係 | 1 下水道事業に係る交付金事業等の総括 2 工事の設計積算等の指導調整 3 技術の指導・研修 4 土地区画整理事業及び開発行為に伴う事前協議 5 下水道事業の災害連絡調整（対外的なものに限る。） 6 部内事務の連絡調整 |
| | | 計画係 | 1 下水道事業に係る企画調査 2 汚水施設に係る新設、改築（雨水施設を含む。）及び再構築に関する計画の策定 3 新技術の調査検討 4 関係機関及び他事業との連絡調整 |
| | | 雨水対策係 | 1 雨水施設及び合流施設に係る新設及び再構築に関する計画の策定 2 雨水対策委員会 |
| | 管路建設課 | 工事第一係 | 1 管きよの新設、改築及び移設工事の設計及び監督（主に青葉区、泉区。） |
| | | 工事第二係 | 1 管きよの新設、改築及び移設工事の設計及び監督（主に宮城野区、若林区、太白区。） |
| | | 工事第三係 | 1 管きよの新設、改築及び移設工事の設計及び監督（主に大規模工事。） |
| | 施設建設課 | 建設係 | 1 浄化センター及びポンプ場施設の建設及び改築（土木・建築工事に係るものに限る。） 2 地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の改築（土木・建築工事に係るものに限る。） |
| | | 設備係 | 1 浄化センター及びポンプ場施設の建設及び改築（電気・機械設備工事に係るものに限る。） 2 地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の改築（電気・機械設備工事に係るものに限る。） |
| | 河川課 | 企画調整係 | 1 一級河川（綱木川に限る。）、二級河川（梅田川の一部に限る。）及び準用河川の境界確定、許認可等 2 都市基盤河川改修事業区間及び普通河川（他課の所管に属するものを除く。）の許認可に係る事前協議 3 市域内河川の利活用等に関する連絡調整等 4 公共土木施設災害復旧事業に関する事務の総括 5 公有水面埋立免許に係る事務（漁港区域及び港湾区域に係るものを除く。） 6 仙台市河川愛護会事務局 7 名取川河川改修促進期成同盟会事務局 |
| | | 環境整備係 | 1 一級河川（綱木川に限る。）及び二級河川（梅田川の一部に限る。）の工事及び維持 2 都市基盤河川改修事業区間、準用河川、普通河川（他課の所管に属するものを除く。）の工事及び維持 3 河川管理施設等長寿命化・保全事業 4 河川に係る災害復旧 |

| 課・公所 | 係 | 事務分掌 | |
|--------|------------|-------|--|
| 下水道管理部 | 下水道調整課 | 管理係 | 1 管路施設に係る災害及び事故対応 2 下水道管理者以外が行う下水道工事の協議及び承認 3 部内事務の連絡調整 |
| | | 管路係 | 1 管路施設の維持管理の総括 2 管きよの調査 3 下水道台帳の管理と閲覧 4 誤接続調査 5 私道公共下水道布設の総括 6 共同排水設備工事補助申請の受付、審査及び決定 7 生活扶助世帯に対する水洗化工事 8 共同排水設備の引取り |
| | | 施設係 | 1 浄化センター、ポンプ場、地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の維持管理の総括 2 浄化槽についての指導・啓発 3 浄化槽保守点検業者の登録 4 浄化槽事業の運営 5 公設浄化槽の設置工事及び更新工事 6 公設浄化槽水洗化工事資金の融資あっせんの受付 7 公設浄化槽ポンプ施設等設置工事費の補助 8 既存浄化槽の引取り |
| | 下水道北管理センター | 管路管理係 | 1 青葉区及び泉区に係る管きよの調査及び清掃並びに修繕工事の設計及び監督 2 青葉区及び泉区に係る他工事の立会い 3 止水板設置補助の審査及び交付 4 センターの庶務 |
| | 下水道南管理センター | 管路管理係 | 1 宮城野区、若林区及び太白区に係る管きよの調査及び清掃並びに修繕工事の設計及び監督 2 誤接続改善指導 3 宮城野区、若林区及び太白区に係る他工事の立会い 4 止水板設置補助の審査及び交付 5 センターの庶務 |
| | 南蒲生浄化センター | 整備係 | 1 センターの維持管理 2 センターの所掌する施設の改良工事 3 センターの庶務 |
| | | 業務係 | 1 水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理 2 水処理及び汚泥処理に伴う業務委託、修繕等の維持管理 |
| | | 水質管理係 | 1 センターの水質管理 2 センターの水質及び汚泥の試験 |
| | 設備管理センター | 設備第一係 | 1 ポンプ場、地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の維持管理 2 浄化センター（南蒲生浄化センターを除く。）の維持管理 3 センターの庶務 |
| | | 設備第二係 | 1 センターの所掌する施設の改築（電気・機械設備工事に係るものに限る。）（施設建設課の所管に属するものを除く。） |

| 課・公所 | 係 | 事務分掌 | |
|---------|-------|-------|---|
| 八木山動物公園 | 管理課 | 管理係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 園内の利用許可及び減免 2 園内行事の企画 3 財産の管理 4 園内事務の連絡調整 5 園の庶務 |
| | | 施設係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 園内施設の整備 2 施設の維持管理 3 園内施設の長寿命化再整備計画の推進 |
| | 飼育展示課 | 普及調整係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 動物に関する行事の企画 2 動物の飼育及び動物舎の管理（ふれあい館で飼育する動物に限る。） 3 動物の飼育・展示・繁殖に係る調査研究（ふれあい館で飼育する動物に限る。） 4 動物に関する知識の普及 |
| | | 衛生係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 飼育動物の診療及び衛生管理 2 動物病院の管理 3 動物の衛生管理に関する調査研究 4 種の保存 5 動物飼料の調達及び管理 6 動物の飼育及び動物舎の管理（アフリカ園の一部及びは虫類館で飼育する動物に限る。） 7 動物の飼育・展示・繁殖に係る調査研究（アフリカ園の一部及びは虫類館で飼育する動物に限る。） |
| | | 飼育展示係 | <ul style="list-style-type: none"> 1 動物の収集及び展示計画 2 動物の飼育及び動物舎の管理（普及調整係、衛生係の所管に属するものを除く。） 3 動物の飼育・展示・繁殖に係る調査研究（普及調整係、衛生係の所管に属するものを除く。） |

3 職員配置表

(令和5年4月1日現在)

※ () は兼務, 再掲

※ 再任用職員を含む

| 所 属 | 職 別 | | | | | | | | | | | | | 計 | |
|--------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|------|----|----|----|---|-----|
| | 局長 | 理事 | 次長 | 部長 | 参事 | 課長 | 主幹 | 係長 | 主査 | 総括主任 | 主任 | 主事 | 技師 | | 獣医師 |
| 建設局 | 1 | | 3 | | | | | | | | | | | | 4 |
| 総務課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 総務係 | | | | | | | 1 | (1) | | | 1 | 2 | | | 4 |
| 経理係 | | | | | | | | | | | 1 | 4 | | | 6 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | 2 | 6 | | | 11 |
| 全国都市緑化フェア推進室 | | | | 1 | | 2 | | | | | | | | | 3 |
| (総務広報担当) | | | | | | | | 1 | 1 | | | 4 | | | 6 |
| (事業企画担当) | | | | | | | | 1 | 2 | | | 3 | | | 6 |
| (会場運営担当) | | | | | | | | 1 | 4 | | | 1 | | | 6 |
| (会場整備担当) | | | | | | | 1 | (1) | | | 3 | | | | 4 |
| (出展・協働推進担当) | | | | | | | 1 | (1) | 1 | 1 | | | | | 3 |
| 小 計 | | | | 1 | | 2 | 2 | 3 | 8 | 1 | 3 | 8 | | | 28 |
| 道 部 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| 道路計画課 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | 2 |
| 事業管理係 | | | | | | | | 1 | | | 3 | | 3 | | 7 |
| 事業計画係 | | | | | | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 4 |
| 事業調整係 | | | | | | | 1 | (1) | 3 | | 2 | | | | 6 |
| 被災自治体派遣 | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | 2 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 2 | 2 | 5 | | 6 | | 5 | | 21 |
| 道路管理課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 管理係 | | | | | | | | 1 | | | 1 | 1 | 1 | | 4 |
| 路政係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | 1 | | 1 | | 4 |
| 自転車対策係 | | | | | | | 1 | (1) | | 1 | 2 | | 1 | | 5 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 3 | | 14 |
| 道路保全課 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | 2 |
| 保全計画係 | | | | | | | | 1 | | | | | 3 | | 4 |
| 維持係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | 2 | | 1 | | 5 |
| 橋梁係 | | | | | | | | 1 | | 1 | 2 | | 3 | | 7 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 4 | | 7 | | 18 |
| 道路施設課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 施設建設係 | | | | | | | | 1 | 1 | | 1 | | 1 | | 4 |
| 施設管理係 | | | | | | | | 1 | 1 | | 2 | | 1 | | 5 |
| 小 計 | | | | | | 1 | | 2 | 2 | | 3 | | 2 | | 10 |
| 北道路建設課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 道路第一係 | | | | | | | | 1 | | | 2 | | 3 | | 6 |
| 道路第二係 | | | | | | | | 1 | 1 | | 1 | | 4 | | 7 |
| 小 計 | | | | | | 1 | | 2 | 1 | | 3 | | 7 | | 14 |
| 南道路建設課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 道路第一係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | | | 3 | | 5 |
| 道路第二係 | | | | | | | 1 | (1) | | | 2 | | 4 | | 7 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 2 | | 1 | | 2 | | 7 | | 13 |
| 道路部計 | | | | 1 | | 6 | 8 | 9 | 11 | 2 | 22 | 1 | 31 | | 91 |
| 百年の杜推進部 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| 百年の杜推進課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 緑化推進係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | 2 | | 2 | | 6 |
| 緑地保全係 | | | | | | | | 1 | | 3 | 1 | | | | 5 |
| 広瀬川創生係 | | | | | | | | 1 | | | 2 | | | | 3 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 5 | | 2 | | 15 |
| 公園管理課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 施設管理係 | | | | | | | | 1 | | 1 | 2 | | 1 | | 5 |
| 企画調整係 | | | | | | | | 1 | | | 3 | | 2 | | 6 |
| 利活用推進係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | 1 | | 1 | | 4 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 6 | | 4 | | 16 |
| 公園整備課 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 建設係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | | | 3 | | 5 |
| 青葉山公園整備室 | | | | | | | | 1 | | | 2 | | 3 | | 6 |
| 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 2 | | 6 | | 12 |
| 百年の杜推進部計 | | | | 1 | | 3 | 3 | 5 | 3 | 4 | 13 | | 12 | | 44 |

| 所 属 | 職 別 | | | | | | | | | | | | | | 計 |
|----------|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|------|-----|----|-----|-----|-----|
| | 局長 | 理事 | 次長 | 部長 | 参事 | 課長 | 主幹 | 係長 | 主査 | 総括主任 | 主任 | 主事 | 技師 | 獣医師 | |
| 水道 | 部 | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 経営企画課 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 庶務係 | | | | | | | 1 | (1) | | | 2 | 2 | | 5 |
| | 経営企画係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | 2 | 1 | | 5 |
| | 財務係 | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | 5 |
| | 情報管理係 | | | | | | | | 1 | (1) | | | | 2 | 4 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 3 | 1 | 1 | | 7 | 5 | 2 | 20 |
| | 業務課 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 業務係 | | | | | | | | | 1 | | 1 | 3 | 3 | 8 |
| | 会計管財係 | | | | | | | | | 1 | 1 | | 2 | | 4 |
| 経営部 | 排水設備係 | | | | | | | 1 | (1) | 2 | | | 1 | | 6 |
| | 水質管理センター | | | | | | | | 1 | 2 | | 3 | | 4 | 10 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 3 | 5 | 1 | 10 | 3 | 5 | 29 |
| | 下水道経営部計 | | | | 1 | | 2 | 4 | 4 | 6 | 1 | 17 | 8 | 7 | 50 |
| | 部 | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 下水道計画課 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 調整係 | | | | | | | | | | 2 | | | 3 | 6 |
| | 計画係 | | | | | | | 1 | (1) | | | 2 | | 3 | 6 |
| | 雨水対策係 | | | | | | | | | 1 | 2 | | 1 | 1 | 5 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | | 7 | 18 |
| 水道建設部 | 管路建設課 | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| | 工事第一係 | | | | | | | 1 | (1) | | | 3 | | 6 | 10 |
| | 工事第二係 | | | | | | | 1 | (1) | | 2 | 1 | | 7 | 11 |
| | 工事第三係 | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | 5 | 8 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 2 | 1 | | 3 | 5 | | 18 | 30 |
| | 施設建設課 | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| | 建設係 | | | | | | | | | | | 2 | | 5 | 8 |
| | 設備係 | | | | | | | | 1 | (1) | | 1 | 5 | 2 | 9 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 7 | | 7 | 18 |
| | 河川課 | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 水道管理部 | 企画調整係 | | | | | | | | 1 | 1 | | | 2 | | 4 |
| | 環境整備係 | | | | | | | | | 1 | 1 | | 1 | 3 | 6 |
| | 小 計 | | | | | | | 1 | 2 | 2 | | 1 | | 5 | 11 |
| | 下水道建設部計 | | | | 1 | | 4 | 4 | 6 | 4 | 6 | 16 | | 37 | 78 |
| | 部 | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 下水道調整課 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| 水道管理 | 管理係 | | | | | | | | 1 | | 1 | 3 | | 1 | 6 |
| | 管路係 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 3 | 6 |
| | 施設係 | | | | | | | | | | | 4 | | 2 | 7 |
| | 小 計 | | | | | | | 1 | | 3 | | 2 | 8 | | 20 |
| | 下水道北管理センター | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 管路管理係 | | | | | | | 1 | (1) | | 2 | 8 | | 5 | 16 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 1 | | | 2 | 8 | | 5 | 17 |
| | 下水道南管理センター | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 管路管理係 | | | | | | | | 1 | | 2 | 8 | | 2 | 13 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | | 1 | | 2 | 8 | | 2 | 14 |
| 水道管理 | 南蒲生浄化センター | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | 2 |
| | 整備係 | | | | | | | | 1 | | 2 | 6 | | 3 | 12 |
| | 業務係 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 6 | | 3 | 12 |
| | 水質管理係 | | | | | | | 1 | (1) | 1 | | 3 | | | 5 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 15 | | 6 | 31 |
| | 設備管理センター | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 設備第一係 | | | | | | | | 1 | | | 9 | | 6 | 16 |
| | 設備第二係 | | | | | | | | | 1 | | 5 | | 3 | 9 |
| | 小 計 | | | | | | | 1 | | 2 | | 14 | | 9 | 26 |
| | 下水道管理部計 | | | | 1 | | 5 | 3 | 8 | 2 | 9 | 53 | | 28 | 109 |
| 八木山動物公園 | 園 | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| | 管理課 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 管理係 | | | | | | | | 1 | | | 2 | 1 | | 4 |
| | 施設係 | | | | | | | | | 2 | 1 | 5 | | | 8 |
| | 小 計 | | | | | | | 1 | | 3 | | 7 | 1 | | 13 |
| | 飼育展示課 | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| | 普及調整係 | | | | | | | | 1 | | | | 6 | 1 | 8 |
| | 衛生係 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 2 | | 3 |
| | 飼育展示係 | | | | | | | 1 | (1) | | 3 | 4 | | | 13 |
| | 小 計 | | | | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | 6 | | 22 | 1 |
| 八木山動物公園計 | | | | 1 | | 2 | 1 | 5 | 1 | 5 | 13 | 1 | 22 | 1 | 52 |
| 合 計 | 1 | | 3 | 7 | | 25 | 26 | 41 | 35 | 28 | 139 | 24 | 137 | 1 | 467 |

第Ⅱ部 道 路 事 業

第1章 道路事業の概要

本市が管理する道路の延長は、大正9年の旧道路法施行当初は141kmであったが、平成元年の政令指定都市移行に伴う国道（指定区間外）及び県道の宮城県からの管理移管や、隣接市町との合併、都市計画道路や国県市道等の新設、区画整理など住宅地の開発に伴う道路や私道の市道編入等により、令和5年4月1日現在では、13,346路線、実延長3,789.4km（舗装率98.5%）となっている。

道路は、自動車や歩行者、自転車等の通行を担い、人や物資の輸送に必要不可欠な施設である。また、上下水道、電気、ガス、通信といったライフラインの収容空間としての役割のほか、事故や災害時には緊急車両の通路や人々の避難路になるなど、市民一人ひとりの暮らしを支える最も身近な社会資本のひとつである。

本市はこれまで、将来のまちづくりや市民生活の向上の観点から道路事業を進めてきたところであり、東日本大震災以降においては復旧・復興をはじめとした、様々な取組みを着実に推進してきた。一方、安全対策の必要性の高まりや自然災害に対する防災・減災の取組み、仙台市基本計画で示された2021年からの新たなまちづくりへの対応など、本市の道路事業をとりまく状況は変化している。

このような状況を踏まえ、令和3年4月には「仙台市道路事業方針」を策定したところであり、安全で安心な暮らしを支えるみちづくり、魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり、持続可能で強靱な都市を支えるみちづくりの3つの基本方針のもと、引き続き、本市のまちづくりを支える道路事業を進めていく。

■仙台市道路事業方針(令和3年度～令和12年度)における基本方針

| 基本方針1 安全で安心な暮らしを支えるみちづくり | | | |
|----------------------------|------------------------|-------------------------|----------------------|
| 主要施策 | 生活道路の整備推進 | 道路のバリアフリー化 | 道路の維持管理 |
| 主な取組み | 交通安全対策、歩道整備など | 歩行空間のバリアフリー化、街路樹の根上がり対策 | 道路パトロールの実施、冬道対策の推進など |
| 基本方針2 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり | | | |
| 主要施策 | 広域的な道路ネットワークの整備 | 鉄道駅周辺の道路環境整備 | 道路空間利活用の推進 |
| 主な取組み | 都市計画道路の整備、国道・県道の整備など | 鉄道駅周辺の道路環境整備など | 道路空間の利活用、道路空間の再構成 |
| 基本方針3 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり | | | |
| 主要施策 | 道路の防災・減災対策 | 無電柱化の推進 | 道路施設の長寿命化 |
| 主な取組み | 緊急輸送道路等の機能強化、橋梁の耐震補強など | 無電柱化整備の推進、電柱・電線の新設抑制 | 橋梁やトンネルなどの道路施設の長寿命化 |

第2章 道路の管理

道路法に定める道路には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類があり、このうち仙台市は、市内の一般国道（指定区間外）、県道及び市道の管理を行っている。

1 道路の現況

令和5年4月1日現在、本市の管理する道路の現況は、一般国道（指定区間外）51.5 km、県道 244.9 km、市道 3,493.0 kmで、実延長は 3,789.4 kmとなっている。

■道路の現況

（令和5年4月1日現在）

| 道路種別 | 総延長 (m) | 重用延長 (m) | 未供用延長 (m) | 実延長 (m) | 舗装 | | 備考 | |
|-----------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------------|--|------|
| | | | | | 延長 (m) | 舗装率 (%) | | |
| 一般国道 (指定区間) | 90,984.0 | 22,848.0 | 0.0 | 68,136.0 | 68,136.0 | 100.0 | ・4号(仙台バイパス) ・45号 ・48号(457号と一部重用) ・6号(4号と全線重用[苦竹IC終点], 仙台東部道路, 仙台南部道路) ・47号(4号と全線重用[苦竹IC起点]) | |
| 一般国道 (指定区間外) | 73,098.3 | 21,593.5 | 0.0 | 51,504.8 | 51,504.8 | 100.0 | ・48号(286号と一部重用) ・286号 ・346号(45号と全線重用) ・457号 | |
| 県道 | 主要地方道 | 142,418.4 | 3,889.0 | 5,971.5 | 132,557.9 | 132,557.9 | 100.0 | 12路線 |
| | 一般県道 | 123,073.5 | 9,071.3 | 1,669.9 | 112,332.3 | 112,332.3 | 100.0 | 23路線 |
| | 計 | 265,491.9 | 12,960.3 | 7,641.4 | 244,890.2 | 244,890.2 | 100.0 | 35路線 |
| 市道 | 3,586,127.9 | 30,724.8 | 62,371.5 | 3,493,031.6 | 3,435,769.7 | 98.4 | 13,308 路線 | |
| 小計 | 3,924,781.1 | 65,278.6 | 70,012.9 | 3,789,426.6 | 3,732,164.7 | 98.5 | 13,346 路線 | |
| 合計 | 4,015,702.1 | 88,126.6 | 70,012.9 | 3,857,562.6 | 3,800,300.7 | 98.5 | | |

（資料：道路管理課）

2 市道路線の認定等

（1）市道路線の認定手続き

仙台市市道路線認定基準（昭和47年11月1日施行）に基づき、本市が道路を新設した場合、土地区画整理事業や開発行為により新設した道路の引継ぎを受けた場合、既設の私道等の寄付を受けた場合などには、議会の議決を経て路線の認定を行い、その旨を告示している。

(2) 道路の区域の決定及び供用の開始

道路管理者は、路線の認定が告示された場合には、遅滞なく道路の区域を決定し、公告しなければならない。道路の区域が決定されると、道路管理者の許可なしには当該区域内において土地の形質の変更や工作物の新築等ができなくなる。

また、道路管理者は、道路が一般交通に差し支えない程度に整備された場合には、道路の供用を開始し、その旨の公告を行う。

3 道路の占用

道路は、人や車両の通行の用に供するだけでなく、生活に必要不可欠な上下水道、ガス、電気、電話等の施設を収容する場所としての役割を持っており、市民生活や経済活動を支える重要な施設である。

道路の地上及び地下に一定の施設を設けて、これを継続的に使用することを道路の占用といい、占用するためには道路管理者の許可を受けなければならない。占用許可にあたっては、道路法に適合する占用物件で、道路構造、道路交通の確保、道路の景観等に支障とならない範囲で許可している。

なお、同一箇所水道工事、ガス工事等の道路占用工事が繰り返され、道路の損傷や円滑な道路交通の阻害、騒音・振動による住民の生活環境の悪化等が生じることのないよう、道路管理者及び占用者で構成する仙台市道路占用工事連絡協議会を設置し、工事計画・施工時期及び工事方法等について調整している。

また、歩行者・自転車等の通行の障害、都市景観の障害となる不法占用物件（置き看板、のぼり旗など）は、是正勧告・指導を強化し、適正化に努めている。

■道路占用料（令和4年度） 件数…2,801件 収納額…1,559,055千円

4 車両の通行制限

道路は公共の施設であり、基本的には誰でも自由に通行することができる。しかし、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の幅、重量、長さ、最小回転半径等については政令で最高限度が定められており、これを超える車両は通行することができない。ただし、道路管理者は、車両の構造や積載する貨物の特殊性により必要やむを得ないと認める場合に限り、車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路や通行時間等について、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するための必要な条件を付して、通行を許可している。この許可を受けることなく車両を通行させた者や、許可に付した条件に違反して車両を通行させた者には、罰則が適用される。

■特殊車両通行許可数（令和4年度） 件数…253件 許可台数…639台

○一般的な最高限度…幅 2.5m 重量 20～25t 高さ 3.8～4.1m 長さ 12m

最小回転半径 12m 軸重 10 t 隣接軸重 18～20 t 輪荷重 5 t
(根拠法令：道路法第 47 条及び第 47 条の 2，車両制限令)

5 私道等整備事業

(1) 私道等整備補助

私道等の整備補助金交付要綱（昭和 47 年 7 月 1 日施行）に基づき、町内会等が生活環境の向上を図るため、一般公衆の用に供されている私道等の整備または災害復旧を行う場合、一定の要件を満たすものについて市がその経費の一部を補助している。

■令和 4 年度交付額…82,247 千円（うち地域生活関連整備事業 12,645 千円）

(2) 街路灯整備補助・街路灯電気料補助

仙台市街路灯補助金交付要綱（昭和 55 年 4 月 1 日施行）に基づき、私道等の道路照明を向上させ、交通安全の確保を図るため、町内会等が行う私道等への LED 灯による街路灯の新設・交換または街路灯の維持管理経費（電気料）について、市がその経費の一部を補助している。

■令和 4 年度交付額…54,267 千円（うち地域生活関連整備事業 7,912 千円）

6 自主財源の確保(歩道橋ネーミングライツ)

(1) 導入趣旨

仙台市の所管する道路施設を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理費に充当して、市民の安全安心と市民サービスの向上を図ることを目的に、平成 26 年度より歩道橋ネーミングライツを導入している。

(2) 募集及び対象

歩道橋ネーミングライツでは、導入趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等（パートナー企業）を公募により募集している。

対象となる歩道橋は、仙台市が管理する歩道橋 41 橋のうち J R の跨線橋や愛称名の表示スペースの取れないもの等を除いたものとし、令和 5 年 4 月 1 日現在で 28 橋において歩道橋ネーミングライツパートナー協定を締結している。

※公募内容

金額 年額 30 万円以上（消費税別途）、期間 原則 3 年以上

■歩道橋ネーミングライツパートナー協定の実施状況(各区分)（令和 5 年 4 月 1 日現在）

| 青葉区管内 (うち宮城総合支所) | 宮城野区 管内 | 若林区 管内 | 太白区管内 (うち秋保総合支所) | 泉区 管内 | 合計 |
|---------------------|------------|-----------|---------------------|----------|------|
| 10 橋 (1 橋) | 6 橋 | 4 橋 | 6 橋 (0 橋) | 2 橋 | 28 橋 |

※協定期間の年数は、3 年（15 橋）、5 年（6 橋）、7 年（4 橋）、10 年（3 橋）となっている。

※歩道橋施設命名権収入（令和 4 年度） 収入額 14,551 千円（28 橋）

（資料：道路管理課）

7 道路の愛称

市民生活の利便性や市民の道路に対する愛護精神を高めることを目的として、昭和57・58年度に市内の15の道路について、道路愛称を命名している（道路愛称は、応募のあった中から、学識経験者、報道機関、市民代表等で構成する「仙台市道路愛称名選考委員会」が選考した）。

平成7年度に区の魅力あるまちづくりを推進する観点等から、愛称の選考は各区で行うことや対象路線の範囲を拡大することなどの見直しを行い、「仙台市道路愛称命名事業実施要綱」（平成8年1月1日施行）を制定し、これまでに25の道路について道路愛称を命名している。

（令和5年4月1日現在）

| 項番 | 愛称名 | 行政区 | 国・県・市道名 | 決定年月 |
|----|------------|----------|--|--------|
| 1 | 青葉神社通 | 青葉区 | 市道青葉神社通線 | S57.5 |
| 2 | 国分町通 | 〃 | 市道国分町通線 | 〃 |
| 3 | 定禅寺通 | 〃 | 国道45号、市道定禅寺通線、市道定禅寺通宮町線の一部 | 〃 |
| 4 | 西公園通 | 〃 | 市道西公園通線 | 〃 |
| 5 | 駅前通 | 〃 | 市道駅前通線、市道南町通1号線の一部 | 〃 |
| 6 | 南町通 | 〃 | 市道南町通1号線の一部、市道片平五橋通線の一部 | 〃 |
| 7 | 北目町通 | 〃 | 市道北目町通線 | 〃 |
| 8 | 五ツ橋通 | 〃 | 市道片平五橋通線の一部 | 〃 |
| 9 | 宮城野通 | 宮城野区 | 市道宮城野通線の一部 | 〃 |
| 10 | 愛宕上杉通 | 青葉区 | 国道286号の一部、県道仙台泉線の一部、市道愛宕上杉通1号線・同2号線 | S58.12 |
| 11 | 晩翠通 | 〃 | 市道晩翠通線の一部 | 〃 |
| 12 | 新寺通 | 若林区 | 市道新寺通線 | 〃 |
| 13 | 卸町通 | 宮城野区・若林区 | 市道原町岡田(その1)線、市道原町岡田(その2)線、市道原町岡田(その3)線 | 〃 |
| 14 | 広瀬河畔通 | 太白区 | 国道286号の一部、県道仙台名取線の一部、市道元寺小路郡山線の一部 | 〃 |
| 15 | 秋保通 | 〃 | 国道286号の一部、県道仙台山寺線の一部 | 〃 |
| 16 | 宮城の萩大通り | 宮城野区・若林区 | 市道台原南小泉(その7)線・市道館西町線の一部 | H9.3 |
| 17 | 泉中央通り | 泉区 | 県道仙台泉線の一部 | H9.6 |
| 18 | 泉ヶ岳通り | 〃 | 県道泉塩釜線の一部 | 〃 |
| 19 | すいせん通り | 〃 | 市道泉中央歩行者専用道路3号線・同13号線～17号線 | 〃 |
| 20 | 泉中央広場 | 〃 | 市道泉中央歩行者専用道路1号線 | 〃 |
| 21 | 学校通り | 〃 | 市道長命ヶ丘幹線2号線 | H17.3 |
| 22 | 愛の鐘通り | 〃 | 市道長命ヶ丘幹線3号線の一部 | 〃 |
| 23 | 蕃山通り | 宮城総合支所 | 県道落合停車場線 | H21.11 |
| 24 | フラスターロード | 〃 | 県道秋保温泉愛子線の一部 | 〃 |
| 25 | 桜通り | 〃 | 市道錦ヶ丘幹線1号線・同3号線 | 〃 |
| 26 | 瞑想の松通り | 青葉区 | 市道旭ヶ丘線の一部、市道旭ヶ丘幹線3号線・市道台原旭ヶ丘線 | H23.3 |
| 27 | 愛子駅前大通り | 宮城総合支所 | 県道愛子停車場線、県道秋保温泉愛子線の一部 | H25.2 |
| 28 | 愛子中央通り | 〃 | 国道457号の一部 | 〃 |
| 29 | 開成通り | 〃 | 市道愛子赤坂線の一部 | 〃 |
| 30 | 昭和市電通り | 若林区 | 県道井土長町線の一部、市道土樋藤塚(その1)線 | H25.7 |
| 31 | 光彩通 | 青葉区 | 市道国分町1号線 | H26.9 |
| 32 | 稲荷小路 | 〃 | 市道国分町2号線の一部 | 〃 |
| 33 | 七福通り | 〃 | 市道区画街路南12号線 | 〃 |
| 34 | 薬師高砂堀通り | 若林区 | 市道大和町1号線、市道七郷堀線、市道柵木前丁線の一部、市道東新丁線の一部 | H27.11 |
| 35 | 八木山てっぺんひろば | 太白区 | 市道川内旗立(その1)線の一部 | 〃 |

| | | | | |
|----|--------|--------|---|--------|
| 36 | 蕃山西通り | 宮城総合支所 | 市道栗生東線 | H28. 4 |
| 37 | 鉄砲町通り | 宮城野区 | 市道鉄砲町東二十人町1号線、市道鉄砲町榴ヶ岡（その7）線、市道鉄砲町榴ヶ岡（その8）線、市道鉄砲町榴ヶ岡（その9）線の一部 | R 4. 3 |
| 38 | 二十人町通り | 〃 | 市道元寺小路福室（その7）線の一部 | 〃 |
| 39 | 名掛丁通り | 〃 | 市道名掛丁歩行者専用道路1号線、市道鉄砲町榴ヶ岡（その9）線の一部 | 〃 |
| 40 | 車町通り | 〃 | 市道車町元寺小路1号線、市道元寺小路1号線 | 〃 |

（資料：道路管理課）

8 放置自転車等対策

自転車、バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）は、手軽で環境にも優しい交通手段として広く市民生活に定着している一方、その手軽さゆえに無責任に利用され、様々な問題も引き起こしている。特に昭和 50 年代以降、自転車等の路上放置は全国的に大きな社会問題となり、国も「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」を制定（昭和 55 年）するに至った。（平成 5 年「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に改正。）

本市においても、都市化の進展に伴い自転車等の路上放置が大きな問題となったことから、昭和 50 年代後半から対策の検討を行い、昭和 62 年には放置自転車等の撤去に関する「仙台市自転車等放置防止条例」、市営駐輪場に関する「仙台市自転車等駐車場条例」、民間駐輪場の整備促進に関する「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」の 3 条例を制定した。以後、本格的に放置自転車等対策に取り組み、歩行者の安全な通行と道路機能の確保、緊急時の活動の支障の除去、良好な都市景観の維持に努めている。（以下、条例における自転車等駐車を「駐輪場」と表記する。）

（1）自転車等対策の基本方針

次の 3 つを基本方針として施策を行っている。

① 総合的対策の実施

自転車等を都市の交通手段の 1 形態として位置付け、その機能を発揮させながら秩序ある利用を図るために次の 3 つを総合した対策を実施する。

- ・駐輪場の整備：需要に応じた駐輪場の整備を進める
- ・放置の防止：自転車等の放置を規制し、必要な撤去等を行う
- ・適正利用の促進：利用者の責務の理解と主体的な実践を促す

② 応分負担の原則

自転車等の利用により、直接・間接的に便益を受ける者が、それぞれの立場で次のように「応分の負担（責務の履行）をする」ことを原則として対策を実施する。

- ・行 政：公営駐輪場の整備や条例等による放置の規制（撤去の実施等）
- ・利 用 者：利用ルールの遵守、駐輪料金
- ・事業所・店舗等：附置義務制度等による従業員用及び来客等用の駐輪場の確保
- ・鉄 道 事 業 者：駅への駐輪場整備に関する行政への積極的協力

③ 地区別の対策

地区別の自転車等の利用形態の違いに応じ、次のような考え方で駐輪場を整備する。

[都心商業地区]

利用者・需要の原因施設が特定される利用（通勤，通学）と利用者・需要の原因施設が特定できない利用（買物等）が混在する。通勤，通学利用分の駐輪場は原因施設（勤務先，通学先）が自らの責任で整備・確保し，買物等利用分の駐輪場は行政・原因施設（商業施設等）が整備する。

[駅周辺地区]

鉄道事業者の協力を得て，行政が主体となり駐輪場を整備する。

(2) 市営駐輪場

① 整備状況

(令和5年4月1日現在)

| 区 分 | 箇所数 | 収容台数（台） | | |
|-------|-------|---------|-------|--------|
| | | 自転車 | バイク | 計 |
| 都 心 部 | 6 箇所 | 5,128 | 1,720 | 6,848 |
| 地下鉄駅 | 31 箇所 | 9,395 | 1,786 | 11,181 |
| J R 駅 | 27 箇所 | 11,351 | 800 | 12,151 |
| 路上駐輪場 | 6 箇所 | 701 | 59 | 760 |
| 計 | 70 箇所 | 26,575 | 4,365 | 30,940 |

(資料：道路管理課)

② 利用状況

| 区 分 | 利用台数（台） | | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 都 心 部 | 2,084,010 | 1,599,538 | 1,582,598 | 1,676,603 |
| 地下鉄駅 | 2,772,084 | 2,218,190 | 2,328,268 | 2,407,135 |
| J R 駅 | 2,854,383 | 2,261,771 | 2,297,200 | 2,368,289 |
| 路上駐輪場 | 790,671 | 747,825 | 779,765 | 774,960 |
| 計 | 8,501,148 | 6,827,324 | 6,987,831 | 7,226,987 |

(資料：道路管理課)

③ 利用料金

■駐輪場

(令和5年4月1日現在)

| 利用方法 | 屋根無し施設 | | 屋根付き施設 | |
|----------|--------|--------|--------|---------|
| | 自転車 | バイク | 自転車 | バイク |
| 一時利用 | 40円 | 90円 | 60円 | 120円 |
| 1か月定期 | 960円 | 1,400円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 3か月定期 | 2,700円 | 4,200円 | 3,400円 | 5,200円 |
| 6か月定期 | 5,400円 | 8,100円 | 6,700円 | 10,200円 |
| 回数券(12枚) | 400円 | 900円 | 600円 | 1,200円 |

(資料：道路管理課)

■路上駐輪場等

(令和5年4月1日現在)

| 車両の区分 | 利用区分 | 金額 |
|---------|---------------------|---|
| 自転車 | 駐車時間が2時間を超え8時間以内の場合 | 100円 |
| | 駐車時間が8時間を超える場合 | 駐車時間のうち8時間を超えた部分について8時間までごとに100円として計算した金額に100円を加算した金額 |
| 原動機付自転車 | 駐車時間が2時間を超え8時間以内の場合 | 200円 |
| | 駐車時間が8時間を超える場合 | 駐車時間のうち8時間を超えた部分について8時間までごとに200円として計算した金額に200円を加算した金額 |
| 自動二輪車 | 駐車時間が2時間を超え8時間以内の場合 | 300円 |
| | 駐車時間が8時間を超える場合 | 駐車時間のうち8時間を超えた部分について8時間までごとに300円として計算した金額に300円を加算した金額 |

(資料：道路管理課)

(3) 放置自転車等の撤去

放置自転車等の撤去・返還状況等は次のとおり。特に駐輪場周辺は放置禁止(規制)区域に指定し、重点的に撤去を行っている。

① 撤去・保管・返還の概要

[撤去]

実施区域で事前広報・路上指導を行いながら、撤去警告シールを貼付。貼付後、一定時間経過後も移動されない自転車・原付・自動二輪車を撤去する。

撤去後は実施区域に保管場所・返還方法等を周知する撤去告知板を設置する。

[保管・返還]

撤去告示後 30 日間保管する。防犯登録からの調査等を行い，所有者に通知して引取を求める。返還の際は自転車 2,100 円，原付・自動二輪車 4,000 円の手数料を徴収する。返還されなかった自転車等は，関係団体の協力を得て一部をリサイクル利用し，他は処分する。なお，保管所は 3 か所（愛宕大橋，仙台駅，台原）あり，撤去区域ごとに分けて保管している。

② 撤去・返還状況

| | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------------|-------|---------|---------|---------|
| 自転車撤去：(台) | 7,057 | 3,941 | 2,864 | 3,008 |
| バイク撤去：(台) | 185 | 60 | 33 | 39 |
| 撤去 計：(台) | 7,242 | 4,001 | 2,897 | 3,047 |
| 自転車返還：(台) | 4,311 | 2,304 | 1,592 | 1,711 |
| バイク返還：(台) | 170 | 49 | 21 | 26 |
| 返還 計：(台) | 4,481 | 2,353 | 1,613 | 1,737 |
| 自転車返還率：(%) | 61.08 | 58.46 | 55.59 | 56.89 |
| バイク返還率：(%) | 91.89 | 81.67 | 63.64 | 66.67 |
| 返還率 計：(%) | 61.87 | 58.81 | 55.68 | 57.00 |

※ 返還率は年度内（4月1日～3月31日）に撤去した自転車，バイクの返還が，翌年度5月31日までに完了した割合。返還台数には盗難車発見の際の警察への提出分を含む。
（資料：道路管理課）

(4) 民間駐輪場の整備促進

一定規模以上の施設に対する駐輪場の附置義務制度及び一定の要件を満たす駐輪場の建設・管理運営への助成制度により、民間駐輪場の建設を奨励し、駐輪場の整備を促進している。

① 駐輪場附置義務制度の概要

[指定区域]

都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域
[施設用途ごとの設置台数の基準] (令和5年4月1日現在)

| 施設用途 | 面積基準 | 設置台数基準 |
|---------|-------------------------|--------------------------|
| 小売店舗 | 400 m ² 以上 | 20 m ² につき1台 |
| 銀行等 | 500 m ² 以上 | 25 m ² につき1台 |
| 映画館・遊技場 | 300 m ² 以上 | 15 m ² につき1台 |
| 専修学校等 | 600 m ² 以上 | 30 m ² につき1台 |
| 事務所 | 2,000 m ² 以上 | 100 m ² につき1台 |

※ 混合用途施設は用途ごとに算定した台数の合計が20台以上となる場合に対象とする。

※ 各用途に応じた設置台数の緩和措置がある。

(資料：道路管理課)

② 附置義務駐輪場設置状況

(令和5年4月1日現在)

| | 件数：件 | 台数：台 | 自転車：台 | 原付：台 | 自二輪：台 |
|------|------|--------|--------|--------|-------|
| 青葉区 | 224 | 21,199 | 12,870 | 6,498 | 1,831 |
| 宮城野区 | 60 | 7,244 | 4,270 | 2,292 | 682 |
| 若林区 | 26 | 3,139 | 1,745 | 1,098 | 296 |
| 太白区 | 50 | 6,589 | 3,626 | 2,281 | 682 |
| 泉区 | 37 | 6,013 | 3,049 | 2,345 | 619 |
| 計 | 397 | 44,184 | 25,560 | 14,514 | 4,110 |

(資料：道路管理課)

③ 駐輪場建設・管理運営奨励制度の概要

[建設資金の助成]

一定の要件を満たす駐輪場を建設する者に対し、建設費の一部(1/3以内で上限額300万円)を助成する。

[建設費借入の際の融資斡旋]

一定の要件を満たす駐輪場を建設する者に対し、建設者が金融機関から低利で融資を受けられるように斡旋する。

[管理運営への助成]

一定の要件を満たす駐輪場を管理運営する者に対し、固定資産税と都市計画税の合計額に補助率(最大1/2)を乗じた額を一定期間(最長5年)助成する。

第3章 道路の整備・保全

本市では、「仙台市道路事業方針（令和3年度～令和12年度）」に基づき様々な取組みを進めているところであり、主な施策等の概要は以下のとおりである。

1 道路関係事業費

令和4年度の建設局道路関係事業費の執行状況は下記のとおりである。限られた予算のなかで道路のサービスレベルを維持しつつ、新たな整備を推進していくためには、より効率的かつ効果的に事業を進めていく必要がある。

(1) 道路関係事業費

■令和4年度道路関係事業費執行状況

| 内訳 | 決算額 |
|-----------|---------------|
| 道路橋りょう費 | 23,705,012 千円 |
| 道路橋りょう総務費 | 1,419,464 千円 |
| 道路維持費 | 5,558,335 千円 |
| 道路新設改良費 | 8,459,227 千円 |
| 自転車対策費 | 1,118,219 千円 |
| 橋りょう費 | 4,205,145 千円 |
| 街灯費 | 573,947 千円 |
| 都市計画街路事業費 | 2,370,675 千円 |

(資料：総務課)

(2) 令和4年度主要事業と事業費執行状況

■安全で安心な暮らしを支えるみちづくり(基本方針1)

| 事業名 | 決算額 | 記載箇所 |
|-----------|--------------|-------------------|
| 地域生活道路等整備 | 3,814,022 千円 | 2-(1)①② 2-(2)① |

■魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり(基本方針2)

| 事業名 | 決算額 | 記載箇所 |
|--------------|--------------|---------|
| 広域交通ネットワーク整備 | 4,276,025 千円 | 3-(1)①② |
| 鉄道駅周辺道路環境整備 | 421,075 千円 | 3-(2)①② |

■持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり(基本方針3)

| 事業名 | 決算額 | 記載箇所 |
|------------|--------------|-------|
| 道路防災対策 | 1,565,963 千円 | 4-(1) |
| 無電柱化推進 | 108,917 千円 | 4-(2) |
| 道路施設長寿命化修繕 | 4,985,552 千円 | 4-(3) |

2 安全で安心なくらしを支えるみちづくり(基本方針1)

市民が日常的に利用する道路の交通安全対策やバリアフリー化を進めるとともに、道路の維持管理を適切に行うことで、子どもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの安全で安心なくらしを支えるみちづくりを進める。

(1) 生活道路の整備推進

① 生活道路の交通安全対策

通学路及び未就学児が集団で移動する経路の安全対策について、歩道の拡幅や整備等を実施することにより、安全性の向上を図る。また、市民の日常生活に利用される生活道路において、交通事故データなどを活用した危険個所の抽出を行い、地域や宮城県警察と連携し現場点検を実施した上で、通行車両の速度抑制や歩行者空間の確保など交通安全対策を進める。令和5年度は太白区袋原地区において、歩道拡幅を行う。

■通学路の安全対策実施状況 (令和5年4月1日現在)

| | 全箇所数 | 仙台市 | 国 |
|----------|------|-----|----|
| 合同点検抽出箇所 | 570 | 557 | 13 |
| 対策済み | 515 | 505 | 10 |
| 未実施 | 55 | 52 | 3 |

(資料：道路計画課)

■未就学児の移動経路の安全対策実施状況 (令和5年4月1日現在)

| | 全箇所数 | 仙台市 | 国 |
|-------|------|-----|---|
| 要対策箇所 | 207 | 206 | 1 |
| 対策済み | 207 | 206 | 1 |
| 未実施 | 0 | 0 | 0 |

(資料：道路計画課)

② 生活道路の整備

通学路やバス通りをはじめとした地域の主要な生活道路において、安全性や緊急性等を踏まえ、歩行者や自転車、自動車の利用状況に応じた課題に対し、歩道整備や自転車通行空間の整備、道路改良などの整備に取り組む。

(2) 道路のバリアフリー化

① 歩行空間のバリアフリー化

「仙台市バリアフリー基本構想」に基づき、多くの人が集まる鉄道駅を中心とした4地区（都心、泉中央、長町、北仙台）において、道路特定事業計画に基づき、道路のバリアフリー化に向けた整備を進めるとともに、その他の地区の課題箇所についても、視覚障害者誘導用ブロックや歩道勾配、歩道段差の改善などの対策を引き続き進める。

■重点整備地区（令和5年4月1日時点で地区別構想が策定されているもの）

| | 重点整備地区面積 | 生活関連経路延長 | 経路数 |
|-------|----------|----------|-----|
| 都心地区 | 330ha | 20,800m | 53 |
| 泉中央地区 | 74ha | 5,700m | 18 |
| 長町地区 | 158ha | 12,000m | 30 |
| 北仙台地区 | 69ha | 5,400m | 12 |

（資料：道路計画課）

■主な整備内容

- 路面上の段差や勾配の改善
- 案内標識の整備や改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備や改善
- 歩道新設や拡幅等による整備
- 休憩できる施設の設置や改善
- 安心して歩ける明るい歩行空間の整備

② 街路樹の根上がり対策

街路樹は、杜の都を象徴するみどり豊かな美しい街並みを創出する一方で、成長するにつれて根が太くなり、歩道の舗装やブロックを持ち上げる等の根上がりが発生し、車いすやベビーカー利用者にとって通行の支障となるなどの課題が生じている。安全な道路空間を確保するため、仙台市みどりの基本計画に基づき、樹木の更新や支障根の除去、良好な成育環境を確保するなどの対策を行ったうえで舗装を修繕し、根上がりによる段差の解消を図るなど、効果的な対策を進めていく。また、道路整備に合わせて街路樹を新植する際には、根上がりが生じにくい植栽環境を確保する。

(3) 道路の維持管理

① 道路パトロールの実施

道路パトロールは、道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため定期パトロール、日常パトロール及び異常時パトロールを行っている。

建設局において実施している定期パトロールは、幹線道路における異常箇所等の早期発見を目的に、定期的にパトロールカーでの巡視を行っている。

また、各区役所及び各総合支所では、幹線道路以外の定期パトロール、幹線道路を含む日常パトロール及び異常時パトロールを実施している。

■道路パトロール実施状況

（令和5年4月1日現在）

| 工区 | 対象路線 | パトロール頻度 | |
|----|---------|---------|-------|
| | | 昼 | 夜 |
| 2 | 重要幹線道路 | 昼 | 週1巡 |
| | | 夜 | 月1巡 |
| | その他幹線道路 | 昼 | 2ヵ月3巡 |
| | | 夜 | 年4巡 |

（資料：道路保全課）

② 道路施設の点検

仙台駅周辺のペデストリアンデッキや地下自由通路、地下歩道及び鉄道駅の自由通路に設置した昇降機(エスカレーター合計 34 基, エレベーター合計 38 基)の他, 北山トンネル, 共同溝全区間における電気及び機械設備の保守点検を実施し維持管理に努めている。

③ 道路不具合通報システムの運用

平成 30 年度から本格運用を開始した「道路不具合通報システム」により, 市民の方からスマートフォンアプリを通じて通報をいただくことで道路の不具合箇所の早期発見に繋がり, 安全・安心な道路環境の維持に努めている。

■道路不具合通報システム登録者数・投稿実績

| 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|-------|---------|---------|---------|
| 登録者数 | 149 人 | 223 人 | 264 人 | 238 人 |
| 投稿件数 | 393 件 | 591 件 | 813 件 | 884 件 |

※登録者数：投稿があった新規登録者数 (資料：道路保全課)

④ 冬道対策の推進

冬期間においては, 気象情報などを活用しながら, 主要な幹線道路等を対象に, 除雪・凍結防止作業を実施し, 安全な通行の確保に向けて取り組んでいる。

また, 地域共助による除雪活動の促進に向け, 町内会や PTA, 商工会等を対象に, 道路の除雪にご協力いただける団体「仙台雪道おたすけ隊」を募集しており, 除雪用の物品の貸与や活動中の事故への補償などの支援を行っている。

さらに, 道路の除雪にご協力いただける団体を対象に, 小型除雪機購入費用の 9 割 (上限 30 万円) を助成している。

■令和4年度除雪及び凍結防止実施状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 業 種 | 対 象 路 線 | 工 区 | 対象路線延長 |
|-------------|-----------------------------------|-----|-----------|
| 除 雪 | 主要幹線道路及び補助幹線道路 丘陵部家屋連たん地域内主要道路 | 14 | 1, 659 km |
| 凍結防止剤 散布 | 山間部の主要道路 丘陵部及び平坦地主要道路 | 14 | 942 km |

(資料：道路保全課)

■仙台雪道おたすけ隊登録団体及び小型除雪機械購入補助活用団体

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 団 体 種 別 | 団体数 |
|------------------|-----|
| 仙台雪道おたすけ隊登録団体 | 79 |
| 小型除雪機械購入補助交付済み団体 | 126 |

(資料：道路保全課)

3 魅力的で活力のある都市を支えるみちづくり(基本方針2)

広域的な道路ネットワークの整備や鉄道駅周辺の道路環境整備を進めるとともに、まちに賑わいをもたらす道路空間の利活用を行うことで、魅力的で活力のある都市を支えるみちづくりを進める。

(1) 広域的な道路ネットワークの整備

本市では、都市活動を支える道路ネットワークを構築するとともに、平常時と災害時を問わない円滑な輸送を確保するため、広域的な道路ネットワークを形成する都市計画道路や国道・県道の整備を進めている。

また、令和3年6月には、宮城県及び本市の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性を定めた「新広域道路交通ビジョン」及び、その具体的な計画である「新広域道路交通計画」を宮城県と合同で策定しており、引き続き、県・市で連携しながら整備を推進していく。

① 都市計画道路の整備

都市計画道路とは、人や車の安全で円滑な通行を確保し、都市活動を支えるとともに、良好な街並み形成や、火災の延焼を防止するなどの機能を持ち、都市計画法に基づき、ルート・幅員などを決定し、将来の目指すべき都市像（まちづくり）を実現するために、計画的に配置する道路である。

本市の都市計画道路は、昭和2年6月、38路線104.6kmの決定に始まり、隣接市町との合併等による追加などを経て、平成21年度末には156路線、計画延長約504.45km（昭和2年比約5倍）となったが、人口減少時代の到来等の社会情勢の変化に伴う新たなまちづくりへの対応や、都市計画道路の区域内における長期の建築制限等の課題に対応するため、平成23年1月に都市計画道路網の見直しを行い、新たな幹線道路網を策定している。

現在は、骨格幹線道路網の形成や、都心部の通過交通の抑制に資する都市計画道路の整備を優先的に進めている。

都市計画道路の整備は、線的事業として市が施行する街路事業・道路事業、面的事業として市・組合等が施行する土地区画整理事業、その他国等による事業で進められている。

■都市計画道路の整備状況（令和5年4月1日現在）

| | |
|--------------|-----------|
| 計画路線数 | 156 路線 |
| 計画延長（A） | 430.40 km |
| 整備済延長（B） | 370.83 km |
| 事業中未供用延長（C） | 2.02 km |
| 整備率（B/A） | 86.2% |
| 着手率（(B+C)/A） | 86.6% |

（資料：道路計画課）

■都市計画道路の事業認可取得状況

(令和5年4月1日現在)

| 都市計画道路名 | 工区 | 延長 (k m) | 期間(年度) | |
|-----------|------|-------------|--------|--------|
| | | | 自 | 至 |
| 長町八木山線 | 土手内 | 1.0 | 平成2年度 | 令和8年度 |
| 元寺小路福室線外1 | 五輪 | 1.4 | 平成14年度 | 令和5年度 |
| 宮沢根白石線 | 南鍛冶町 | 1.3 | 平成14年度 | 令和6年度 |
| 郡山折立線 | 大野田 | 0.4 | 平成23年度 | 令和9年度 |
| 南小泉茂庭線 | 宮沢橋 | 0.3 | 平成28年度 | 令和12年度 |

(資料：道路計画課)

② 国道・県道の整備

広域的な道路ネットワークを形成している国道や県道のうち、本市が管理する道路について、道路拡幅や交差点改良などの整備を進める。

■整備中の主な路線

- ・国道286線(南赤石工区)
- ・一般県道今市福田線(高江工区)
- ・主要地方道泉塩釜線(野村工区)

(2) 鉄道駅周辺の道路環境整備

バリアフリー法及び基本方針に基づき、1日当りの平均利用者数3,000人以上の鉄道駅を対象に、段差の解消等の実施が求められていることから、バリアフリーに対応できていない仙石線福田町駅と仙山線愛子駅について、バリアフリー化を推進する。

特に、現在の仙石線福田町駅舎は曲線区間に位置しており、車両停車時にホームとの間に大きな段差が発生することから、駅舎及び自由通路を移転することにより、抜本的な対策を実施する。令和5年度は、駅周辺施設の整備に係る鉄道施設の支障移転設計などを実施する。

(3) 道路空間利活用等の推進

平成28年9月の国家戦略特区の認定や令和2年11月の道路法改正(歩行者利便増進道路制度の創設)を受け、全国的に道路空間におけるオープンカフェやイベント等の開催による賑わいの創出等の機運が高まっている。本市においても地元商店街などが参加するまちづくり協議会が主体となり定禅寺通や宮城野通、青葉通などで、社会実験やマルシェの開催等の取組みが実施されており、道路管理者として地域の活性化や憩い、賑わいの創出に向けて、関係課や地域活動の関係者と連携し、人中心の道路空間の構築や利活用の促進等に係る支援・検討を進める。

また、定禅寺通については、令和5年3月に策定した定禅寺通再整備方針を受け、令和6年度の工事着手に向けた測量及び詳細設計を実施している。

4 持続可能で強靱な都市を支えるみちづくり(基本方針3)

緊急輸送道路をはじめとした道路の防災対策や機能強化を進めるとともに、無電柱化の推進や道路施設の長寿命化を行うことで、持続可能で強靱な都市を支えるみちづくりを進める。

(1) 道路の防災・減災対策

災害発生時の避難や救助に欠かせない緊急輸送道路を中心に、落橋防止や橋脚補強など、橋梁の震災対策について計画的に実施している。

また、落石や岩盤崩落などが予測される道路法面について、道路防災点検の結果を踏まえ、防災対策工事を進めている。

さらに、道路陥没を未然に防ぐ取組みとして、幹線道路や歩行者が多い都心部の歩道を中心とした路面下空洞調査により空洞状況を確認し、必要な対策を講じている。

(2) 無電柱化の推進

無電柱化とは、道路の地下空間に管路を整備し、そこに電力線や通信線をまとめて収容する電線共同溝方式^{*}や、表通りから見えないように電線を配置する裏配線方式^{*}などにより道路から電柱・電線をなくすことである。

仙台市内では、これまで仙台駅周辺やあすと長町地区の主要な道路などにおいて単独地中化^{*}や電線共同溝等の整備実績があり、その延長は令和4年度末時点で約53kmとなっている。

本市では、令和2年3月に「仙台市無電柱化推進計画（令和2年度～令和11年度）」を策定したところであり、「防災性の向上」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「都市景観の向上と観光振興」の3つの基本方針に基づき、「10年」「10km」「10路線」を計画期間及び整備目標とした。令和4年3月には新規着手する都市計画道路を、令和5年3月には本庁舎建替え事業の周辺道路2路線を整備計画路線として追加した。さらに、新たな電柱の占用制限も推進していく。

***：電線共同溝方式**

管路部や特殊部（電線類の分岐部分を収容するための施設）で構成される電線共同溝に電線類をまとめて収容することにより、電線を地中化する方式をいう。

***：裏配線方式**

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りを無電柱化する方式をいう。

***：単独地中化**

電線管理者が全額負担して整備する方式をいう。

■ 仙台市無電柱化推進計画における整備計画路線

(令和5年4月1日現在)

| ID | 路線名 | 区間 | | 基本方針に基づく主な位置付け |
|----|------------------|------------|-------------|-----------------|
| | | 起点 | 終点 | |
| ① | 仙台泉線外1線 | 青葉区昭和町 | 青葉区堤町3丁目 | 緊急輸送道路 |
| ② | 元寺小路郡山線 | 太白区八本松1丁目 | 太白区郡山4丁目 | 緊急輸送道路 |
| ③ | 元寺小路福室(その7)線外1線 | 宮城野区五輪1丁目 | 宮城野区二十人町 | 緊急輸送道路 |
| ④ | 元寺小路福室線(五輪) | 宮城野区銀杏町 | 宮城野区南目館 | 骨格幹線道路 |
| ⑤ | 宮沢根白石線(南鍛冶町~舟丁) | 若林区舟丁 | 若林区連坊小路 | 骨格幹線道路 |
| ⑥ | 南小泉茂庭線(宮沢橋) | 若林区舟丁 | 若林区堰場 | 骨格幹線道路 |
| ⑦ | 郡山折立線(大野田) | 太白区太子堂 | 太白区大野田2丁目 | 骨格幹線道路 |
| ⑧ | 北仙台停車場線外1線 | 青葉区昭和町 | 青葉区昭和町 | バリアフリーに配慮する道路 |
| ⑨ | 東八番丁小田原(その1)線外2線 | 宮城野区榴岡3丁目 | 若林区新寺2丁目 | 多くの来訪者が集まる賑わい道路 |
| ⑩ | 青葉山線 | 青葉区大町1丁目 | 青葉区大町2丁目 | 多くの来訪者が集まる賑わい道路 |
| ⑪ | 郡山折立線(郡山) | 太白区郡山7丁目 | 太白区あすと長町3丁目 | 骨格幹線道路 |
| ⑫ | 郡山折立線(青葉山) | 太白区八木山南5丁目 | 青葉区茂庭 | 骨格幹線道路 |
| ⑬ | 宮沢根白石線(南光台) | 青葉区小松島新堤 | 泉区南光台7丁目 | 骨格幹線道路 |
| ⑭ | 北一番丁1号線 | 青葉区国分町3丁目 | 青葉区国分町3丁目 | 緊急輸送道路 |
| ⑮ | 区画街路北8号線 | 青葉区国分町3丁目 | 青葉区国分町3丁目 | 緊急輸送道路 |

※ 上記路線を電線共同溝方式で無柱化した場合、整備延長は約16km。

(資料：道路計画課)

(3) 道路施設の長寿命化

点検が法定化されている橋梁，トンネル，シェッド，横断歩道橋などの大型構造物に加え，その他主要施設について，5年に1回の頻度で定期点検を実施し，施設の健全性を把握することとしている。

これらの点検結果を踏まえ，これまでの損傷が深刻化してから修繕を行う「対症療法型維持管理」から，損傷が大きくなる前に修繕を行う「予防保全型維持管理」に転換し，事故の未然防止やコスト縮減，予算の平準化を図るため，施設毎の長寿命化修繕計画の策定を進めている。これまでに橋梁，トンネル，シェッド・シェルター，舗装，ボックスカルバート，道路案内標識・道路情報板，ペDESTリアンデッキ，道路照明施設，横断歩道橋，共同溝，地下自転車等駐車場・地下通路の長寿命化修繕計画を取りまとめており，順次修繕工事を実施している。

第Ⅲ部 百年の杜推進事業

第1章 百年の杜推進事業の概要

1 公園・緑地事業の沿革

仙台市は、伊達政宗公が慶長5年（西暦1600年）に青葉山に居城を定めて以来、城下町として発展した街である。当時、藩は屋敷内に植樹を推奨し、年代を重ね屋敷林を形成するに至り、これと神社仏閣等の樹林、市街地を流れる河川の緑、青葉山をはじめとする丘陵の緑が一体となって街全体を緑で覆うような景観を呈し、「杜の都」と呼ばれるようになった。

第二次世界大戦の空襲で緑豊かな都心の大部分は消失したが、杜の都を再生させようと戦災復興事業では街路樹整備に力を入れ、これが現在、杜の都・仙台のシンボル、青葉通・定禅寺通のケヤキ並木などに成長している。

高度経済成長時の急速な都市化により、杜の都の潤いのある環境が失われようとした。そのため昭和48年に「杜の都の環境をつくる条例」を制定し、保存緑地及び保存樹木等を指定するなど、市民あげて緑の保全と積極的な育成に努めるとともに、1,000平方メートル以上の敷地等での建築行為や開発行為にあたっては、緑化を義務づけ、緑の創出を進めているほか、杜の都・仙台の伝統ある郷土を未来に継承させるため、市民協働による緑のまちづくりの一層の推進に取り組んでいる。

また、汚染が急速に進みつつあった美しい広瀬川を保全し、次代に引き継ごうと、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定した。

平成24年には「仙台市みどりの基本計画」を策定し、東日本大震災の津波で消失した東部地域の緑の再生と緑豊かでより質の高い杜の都を目指して、百年の杜づくりを推進してきた。特に、市民協働により東部地域の緑の再生を進める「ふるさとの杜再生プロジェクト」は、地域の防災性を高めるとともに、植樹会などを通じて地域とのつながりを深めている点などが評価され、令和3年3月に第1回グリーンインフラ大賞（防災・減災部門）で最優秀賞（国土交通大臣賞）を受賞した。

同年6月には新たな「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」を策定し、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用するグリーンインフラを推進し、新たな杜の都を目指すこととしている。

2 杜の都の環境をつくる審議会

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及に関する事項を調査審議するため、学識経験者、関係団体等の代表によって構成する「杜の都の環境をつくる審議会」を設置している。

第25期の「杜の都の環境をつくる審議会」の委員（令和3年10月1日～令和5年9月30日）は15名で構成される。

令和4年度は「杜の都の環境をつくる審議会」を2回開催した。

3 百年の杜づくり推進基金

保存緑地の買取り要望に対処するため昭和60年10月に設置した「緑地保全基金」と

民有地の緑化を推進するため昭和61年4月に設置した「杜の都緑化基金」を統合し、平成10年4月に新たに「百年の杜づくり推進基金」を設置し、その基金を活用して民間の緑化活動の助成や買取り申出のあった保存緑地の買取りなど百年の杜づくりに関する事業を行っている。

平成27年4月には、東日本大震災により甚大な被害を受けた、東部沿岸地域の緑の再生及び創出のためにも活用できるようにした。

4 全国都市緑化フェアの開催

都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、国内最大級の花と緑の祭典である第40回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんだい2023～Feel green!～」を、令和5年4月26日から6月18日までの54日間にわたり開催した。

初日の4月26日には、仙臺緑彩館前にて来場者を迎えるウェルカムセレモニーを行ったほか、仙台国際センター会議棟では、フェア関係者を招待しての開会式を執り行った。

メイン会場の青葉山公園追廻地区では、約200品種12万株の花々を使用した大花壇「はなばた飾り」が来場者を迎えたほか、企業や自治体による庭園等の出展、様々なステージイベント、キッチンカー等による飲食の提供を行った。西公園地区では、樹林地を利用したアクティビティや夜間イベントも開催した。また、会場案内や植物管理には延べ1,600名を超えるボランティアが参加し、円滑な会場運営をサポートした。

まちなかエリア会場では、花による修景スポットが登場したほか、週末をメインにまちづくり団体等によるイベントを開催した。東部エリア会場・連携会場においても、メイン会場と連動しながら各施設の特色を活かしたイベントや展示を行った。

5月24日には、フェアの中心的行事として「令和5年度全国都市緑化祭」を佳子内親王殿下のご臨席のもと開催し、仙台国際センター展示棟にて記念式典、メイン会場の青葉山公園追廻地区では記念植樹を行った。

最終日の6月18日には、仙台すずめ踊りの総流し踊りやフェア公式テーマソングの演奏がフィナーレを飾ったほか、閉会式では、庭園出展等コンテストの表彰等を行った。

フェア期間中は、連日家族連れや若者なども含め幅広い年齢層の方々にご来場いただき、来場者数は目標を超える115万人に達した。

5 緑の概況

(1) 本市における緑被の状況

仙台市の緑は、公園等の公共緑地及び森林の他に農地としての緑や、水辺空間などがあり、これらの総量は61,630.8haである（緑被率78.4%）。

■緑被地現況

(令和元年度仙台市緑の分布調査)

| 区域 | 緑被地の種類 区域面積 (ha) | 樹林地 | | 草地 | | 農耕地 | | 水面 | | 緑被地合計 | |
|--------|------------------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | | 緑被面積 (ha) | 緑被率 (%) | 緑被面積 (ha) | 緑被率 (%) | 緑被面積 (ha) | 緑被率 (%) | 緑被面積 (ha) | 緑被率 (%) | 緑被面積 (ha) | 緑被率 (%) |
| 全市域 | 78,635.00 | 51,011.42 | 64.9 | 3,024.55 | 3.8 | 6,673.11 | 8.5 | 921.72 | 1.2 | 61,630.80 | 78.4 |
| 都市計画区域 | 44,296.00 | 18,952.80 | 42.8 | 2,670.50 | 6.0 | 5,393.04 | 12.2 | 781.99 | 1.8 | 27,798.33 | 62.8 |
| 市街化区域 | 18,006.00 | 3,604.37 | 20.0 | 788.82 | 4.4 | 260.31 | 1.4 | 83.69 | 0.5 | 4,737.19 | 26.3 |

※ 緑の分布調査は5年に一度実施

(資料：百年の杜推進課)

(2) 本市における公共的な緑地の状況

仙台市の緑のうち、都市公園等の施設緑地、法・条例等による地域制緑地をまとめると次表のとおりとなる。

■緑地現況

〈緑地面積集計表（民間緑地を除く）〉

（令和元年度仙台市緑の分布調査）

| 緑地区分 | | | 面積(ha) | 構成比(%) | |
|-----------------------|----------|-----------|-----------|----------|------|
| 施設緑地 | 都市公園 | | 1,637.99 | 2.08 | |
| | 公共施設緑地 | 公共公益施設 | 206.12 | 0.26 | |
| | | 墓地 | 370.60 | 0.47 | |
| | 小計 | | 2,214.71 | 2.81 | |
| | 施設緑地間の重複 | | 1.55 | 0.00 | |
| 施設緑地合計 | | | 2,213.16 | 2.81 | |
| 地域制緑地 | 法によるもの | 特別緑地保全地区 | | 97.20 | 0.12 |
| | | 風致地区 | | 270.90 | 0.34 |
| | | その他法によるもの | 国定公園 | 2,676.00 | 3.40 |
| | 県立自然公園 | | 26,163.70 | 33.27 | |
| | 保安林 | | 21,972.46 | 27.94 | |
| | 条例によるもの | 県指定 | 県自然環境保全地域 | 651.21 | 0.83 |
| | | | 緑地環境保全地域 | 3,712.00 | 4.72 |
| | | 市指定 | 特別環境保全区域 | 263.00 | 0.33 |
| | | | 第一種環境保全区域 | 273.00 | 0.35 |
| | | | 第二種環境保全区域 | 47.00 | 0.06 |
| | 保存緑地 | 654.44 | 0.83 | | |
| 小計 | | 56,780.91 | 72.19 | | |
| 地域制緑地間の重複 | | 20,328.04 | 25.83 | | |
| 地域制緑地合計 | | | 36,452.87 | 46.36 | |
| その他の緑地 | 公有林 | 国有林 | 18,327.46 | 23.31 | |
| | | 県有林 | 297.80 | 0.38 | |
| | | 市有林 | 2,141.05 | 2.72 | |
| | その他の緑地合計 | | 20,766.31 | 26.41 | |
| 施設緑地・地域制緑地・その他の緑地間の重複 | | 20,841.59 | 26.50 | | |
| 緑地面積総計 | | | 38,590.75 | 49.08 | |
| 公有林を除いた緑地面積 | | | 17,824.44 | 22.67 | |

（資料：百年の杜推進課）

※1 構成比は、全市域の面積(78,635ha)に対する割合。

※2 「公有林を除いた緑地面積」は、緑地面積総計から、他の緑地と重複していない部分の公有林を除いた面積である。

※3 表の数値は、小数点以下第三位を四捨五入し、第二位まで表記している。

※4 各緑地の区域は、平成31年4月1日現在。

第2章 緑の保全

緑地等の保全については、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、都心部においては、地域の美観風致上優れている樹木を保存樹木、保存樹林として指定し、市街地周辺においては、残された民有地の緑を主体に土地所有者の理解と協力を得て保存緑地を指定しており、それぞれの所有者の保全に係る経費の負担軽減策として指定交付金等の交付や各種市税の軽減、国庫補助金の活用による買取り等の措置を講じている。

また、西部山間部においては、水資源の涵養、自然環境の保全・形成及び自然災害の防止等の機能を有する森林の保全を図りながら、自然を生かした施設として「自然とのふれあいの場」や「親水の場」を整備し、レクリエーションを兼ねた保全策を講じている。

1 都市の骨格となる緑の保全

(1) 保存緑地の保全

① 保存緑地の指定

「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、市街化区域内の民有地を主体に土地所有者の理解と協力を得て保存緑地の指定、保全を行っている。

■保存緑地の指定状況

(令和5年4月1日現在)

| 指定状況 | 箇所 | 面積 | 備考 |
|-----------------|------|-----------|-----------------------|
| 一次指定(S50.6.5) | 28箇所 | 576.23 ha | うち指定解除4箇所, 16.87ha |
| 二次指定(S51.10.20) | 16箇所 | 53.81 ha | うち指定解除2箇所, 1.92ha |
| 三次指定(S53.1.27) | 1箇所 | 24.89 ha | |
| 四次指定(H6.2.25) | 1箇所 | 7.24 ha | |
| 計 | 46箇所 | 662.17 ha | 現在の指定状況(40箇所643.38ha) |

(資料：百年の杜推進課)

■保存緑地の現状

(令和5年4月1日現在)

| 区分 | 面積 | 内容 |
|-----|-------------------|--------------------------------|
| 公有地 | 422.99ha (65.7%) | 国 有 地 58.50ha (9.1%) |
| | | 県 有 地 93.60ha (14.5%) |
| | | 市 有 地 270.89ha (42.1%) |
| 私有地 | 220.39ha (34.3%) | 個人(含む共有地) 80.21ha (12.5%) |
| | | 法人(含む宗教・公共法人) 140.18ha (21.8%) |
| 計 | 643.38ha (100.0%) | 保存緑地指定数 40箇所 |

(資料：百年の杜推進課)

② 保存緑地内行為の届出等

○ 届出行為

保存緑地内で次の行為を行う場合は、市長に届け出なければならない。

- ・面積 30 m²以上又は高さ 5 m以上の建築

- ・面積 10 m²を超え，又は高さ 1.5mを超えるのり面が生じる土地の形質の変更
- ・10 m²を超える水面の埋立て又は干拓
- ・木竹の伐採等
- 通知行為
 - ・国の機関又は地方公共団体が上記の行為を行う場合は，市長に通知しなければならない。

(2) 風致地区の保全

① 風致地区の指定

風致地区は，都市の風致の維持を図り，都市環境の保全を図ることを目的として，次のような土地について指定している。

- 樹林地若しくは樹木に富める土地であって，良好な自然的景観を形成しているもの。
- 水辺若しくは市民にとって郷土意識の高い土地であって，良好な自然的景観を形成しているもの。

■風致地区の計画決定状況（昭和 45 年 6 月 9 日宮城県告示第 449 号）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

| 地区名 | 面積 | 区 | 域 |
|------|----------|-----|--|
| 大年寺 | 67.2 ha | 太白区 | 茂ヶ崎，向山三丁目，向山四丁目，萩ヶ丘，八木山緑町の各一部 |
| 八木山 | 93.9 ha | 太白区 | 八木山香澄町，向山一丁目，長町字越路，八木山本町一丁目，八木山本町二丁目の各一部 |
| 愛宕山 | 8.6 ha | 太白区 | 向山四丁目の一部 |
| 霊屋 | 10.6 ha | 青葉区 | 霊屋下の一部 |
| 大崎八幡 | 6.0 ha | 青葉区 | 八幡四丁目の一部 |
| 北山 | 13.3 ha | 青葉区 | 北山一丁目，青葉町の各一部 |
| 台原 | 3.2 ha | 青葉区 | 台原一丁目，台原六丁目，堤町一丁目の各一部 |
| 安養寺 | 68.1 ha | 青葉区 | 小松島新堤，宮城野区蟹沢，二の森，柊江，東仙台六丁目，東仙台七丁目の各一部 |
| 計 | 270.9 ha | | |

（資料：百年の杜推進課）

② 風致地区内行為の許可等

- 許可行為

風致地区内においては，建築物の建築，土地の形質の変更，木竹の伐採等の行為は，市長の許可が必要である。
- 協議行為

国，県若しくは市の機関又は公団等が行う行為については，協議が必要である。
- 通知行為

国土保全施設，都市公園等の設置や管理に係る行為等の規則で定めるものは，市長にその旨を通知しなければならない。

(3) 特別緑地保全地区の保全

都市域に残された貴重な緑地を都市計画上の観点から適正に保全することにより，

良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。

① 特別緑地保全地区の指定要件

都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地及び岩石地等が、単独若しくは一体となって又はこれらと隣接している土地と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、市街地及びその周辺に存する次のいずれかに該当する土地の区域とする。

- 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - ・ 風致又は景観が優れていること
 - ・ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

■特別緑地保全地区の計画決定状況

(令和5年4月1日現在)

| 地区名 | 面積 | 都市計画決定 |
|--------|-----------|----------------------|
| 蕃山 | 約81 ha | 平成9年6月20日宮城県告示第806号 |
| 枅江 | 約3.3 ha | 平成27年4月22日仙台市告示第194号 |
| 燕沢三丁目 | 約0.9 ha | |
| 郷六 | 約12 ha | |
| 東原 | 約1.9 ha | 令和3年5月18日仙台市告示第291号 |
| 八木山弥生町 | 約0.7 ha | |
| 荒巻仁田谷地 | 約4.5 ha | 令和4年6月1日仙台市告示第362号 |
| 中山二丁目 | 約0.3 ha | |
| 計 | 約104.6 ha | |

(資料：百年の杜推進課)

② 行為の規制及び制限

- 次に掲げる行為は、市長の許可を受けなければならない。
 - ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更
 - ・ 木竹の伐採
 - ・ 水面の埋立て又は干拓
 - ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- 市長は、許可の申請のあった場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならない。また当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

2 市民との協力による緑の保全

(1) 保存樹木・保存樹林の保全

地域を象徴するランドマークとしての樹木や樹林を、ふるさとの緑として指定し、保全している。

■保存樹木

① 保存樹木の指定基準

次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること。
- ・ 高さが12m（株立ちした樹木にあつては3m）以上であること。
- ・ つる性樹木にあつては、樹冠の水平投影面積が30㎡以上であること。
- ・ 地域の象徴木として親しまれてきたものであること。

② 指定状況

(令和5年4月1日現在)

| 指 定 状 況 | 件数 | 本数 | 備考 |
|---------------------|------|------|------------------------|
| 一次指定 (S50. 6. 5) | 109件 | 116本 | うち指定解除34件, 36本 |
| 二次指定 (S53. 3. 22) | 27件 | 29本 | うち指定解除10件, 12本 |
| 三次指定 (S58. 3. 3) | 9件 | 9本 | うち指定解除1件, 1本 |
| 四次指定 (H6. 2. 24) | 48件 | 48本 | うち指定解除6件, 6本 |
| 五次指定 (H11. 7. 16) | 7件 | 7本 | うち指定解除1件, 1本 |
| 六次指定 (H13. 12. 18) | 2件 | 2本 | |
| 七次指定 (H16. 8. 9) | 8件 | 8本 | |
| 八次指定 (H18. 12. 12) | 5件 | 5本 | |
| 九次指定 (H24. 9. 12) | 2件 | 2本 | |
| 十次指定 (H28. 2. 9) | 1件 | 1本 | |
| 十一次指定 (H28. 8. 2) | 2件 | 2本 | |
| 十二次指定 (H28. 9. 8) | 3件 | 3本 | |
| 十三次指定 (H30. 12. 14) | 1件 | 1本 | |
| 十四次指定 (R1. 12. 24) | 1件 | 1本 | |
| 十五次指定 (R2. 8. 25) | 1件 | 1本 | |
| 十六次指定 (R3. 8. 27) | 1件 | 1本 | |
| 十七次指定 (R3. 11. 25) | 1件 | 1本 | |
| 計 | 228件 | 237本 | 現在の指定状況※ 176件, 181本 |

(資料：百年の杜推進課)

- ※ 青葉区 90件 (94本) 子平町の藤, せいざん (愛子) の臥龍梅等
- ※ 宮城野区 20件 (20本) 銀杏町のいちよう, 栄のぎよりゅう等
- ※ 若林区 23件 (23本) 道仁寺のたぶのき, 七郷の大桑等
- ※ 太白区 31件 (32本) 柳生のかや, 秋保野尻のさくら等
- ※ 泉区 12件 (12本) 賀茂神社のいろはもみじ, 鷲倉神社の姥杉等

■保存樹林

① 保存樹林の指定基準

次の各号のいずれにも該当し、樹林に属する樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

1) 次のいずれかに該当すること。

- ・ 樹林の樹冠の水平投影面積が 300 m²以上であること。
- ・ 並木をなす場合には延長が 100m以上であること。

2) 樹林が市街化区域内に存在すること。又は次のいずれにも該当すること。

- ・ 東北本線仙台駅から概ね半径 10km 圏内に存在すること。
- ・ 山村振興法に規定する振興山村区域以外の区域に存在すること。

② 指定状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 指 定 状 況 | 件数 | 備考 |
|--------------------|------|--------------|
| 一次指定 (S50. 6. 5) | 7 件 | |
| 二次指定 (H19. 12. 12) | 2 件 | |
| 三次指定 (H25. 5. 30) | 1 件 | |
| 四次指定 (H26. 12. 5) | 1 件 | |
| 五次指定 (H29. 11. 15) | 1 件 | |
| 六次指定 (H30. 12. 14) | 2 件 | |
| 七次指定 (R 1. 12. 26) | 3 件 | うち指定解除 1 件 |
| 八次指定 (R 2. 12. 22) | 2 件 | |
| 九次指定 (R 3. 11. 26) | 1 件 | |
| 計 | 20 件 | 現在の指定状況 19 件 |

(資料：百年の杜推進課)

■青葉通、定禅寺通ケヤキの今後の方針

仙台のシンボルである青葉通、定禅寺通のケヤキは、「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存樹林に指定しており、仙台の発展とともに風格ある並木景観を呈するまでに成長し、市民が愛着と誇りを感じる並木となっている。

ケヤキの生育状況等については、昭和 49 年度からほぼ 5 年毎に調査を行ってきており、その調査結果をもとに定禅寺・青葉通ケヤキ並木保全計画基本方針（平成 10 年度）をまとめ、剪定方法の見直し・植樹樹の拡大・渇水期の灌水等の対策に取り組んでいる。また、毎年、芽吹きから落葉までの樹勢調査、倒木防止のための空洞調査を実施し、衰退樹木、要観察木等の判定を行い、養生対策を施し保全に努める傍ら、倒木の危険がある樹木については植替えを行っている。

今後は、都心部の「緑の回廊づくり」の取組みの一環として、道路空間の再構成、周辺まちづくりなどと一体的にケヤキの生育環境の改善と持続可能な並木景観の保全を図っていく。

(2) 市民緑地

土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する都市緑地法の制度で、本市では平成22年12月に卸町二丁目市民緑地を設置し公開している。

3 自然とのふれあいの場の保全と活用

(1) 太白山自然観察の森

太白山自然観察の森は、自然観察や自然体験を通じて自然保護の大切さを養うことを目的とした施設である。

○ 開設年月 平成3年6月

○ 施設の概要

- ・所在地 仙台市太白区茂庭字生出森東36-63
- ・区域 29.5ha
- ・自然観察センター 1棟、あずまや 2棟
- ・自然観察路 幅員 1.0～3.0m 延長 4,182m
- ・観察園地 9カ所 (19,103 m²)

○ 開館期間 通年(月曜日(祝日に当たるときは、その直後の休日でない日)及び年末年始(12月28日～1月4日)は休館日)

○ 入園料 無料

■太白山自然観察の森自然観察センター入館状況

| 年 度 | 入館者総数 (人) | ガイドウォーク参加者 (人) | 団体利用者 (人) | 観察会等参加者 (人) | その他入館者 (人) |
|-------|--------------|-------------------|--------------|----------------|---------------|
| 令和元年度 | 19,276 | 885 | 1,906 | 289 | 16,196 |
| 令和2年度 | 23,469 | 903 | 677 | 291 | 21,598 |
| 令和3年度 | 16,429 | 883 | 523 | 289 | 14,734 |
| 令和4年度 | 18,122 | 1,068 | 851 | 362 | 15,841 |

(資料：公園管理課)

(2) 秋保大滝植物園

秋保の山ふとこに抱かれた秋保大滝植物園は、来園者に自然の素晴らしさを提供することで緑への思いを深める等、人々の緑化意識の高揚を目的としている。国指定名勝の秋保大滝に隣接する園内には、蔵王山系の草木を中心に15,000本が植栽されており、四季折々の美しさに満ちあふれている。

○ 開設年月 昭和55年10月

○ 施設の概要

- ・所在地 仙台市太白区秋保町馬場字大滝5
- ・区域 約4.3ha
- ・管理棟 1棟、休憩所 1棟、あずまや 1棟、便所 1棟

○ 開園期間 4月1日～11月30日

○ 入園料 個人利用 一般 240円 高校・大学生 180円 小・中学生 120円
団体利用(30人以上)一般 190円 高校・大学生 140円 小・中学生 90円

■秋保大滝植物園入園状況

| 年 度 | 入 園 者 総 数 (うち無料入園者数) (人) | 内 訳 | | |
|-------|--------------------------------|----------------|----------|---------------|
| | | 大 人 | 高校・大学生 | 小・中学生等 |
| 令和元年度 | 11,450 (8,169) | 10,155 (7,081) | 98 (0) | 1,197 (1,088) |
| 令和2年度 | 9,999 (6,260) | 8,823 (5,310) | 126 (4) | 1,050 (946) |
| 令和3年度 | 8,462 (5,527) | 7,393 (4,657) | 109 (1) | 960 (869) |
| 令和4年度 | 11,280 (7,132) | 9,872 (5,995) | 143 (3) | 1,265 (1,134) |

(資料：公園管理課)

(3) 野草園

野草園は、滅びゆく野生植物を保護するとともに、市民が植物に関する知識を高め、自然に親しむことを目的として昭和29年7月21日に開設された。園内には、野生植物の生育環境にあわせ草本類800種、木本類350種を植栽展示し、また、植物に親しみと理解を持ってもらうことを目的として、図書コーナー「^{そうりん}叢林文庫」において各種資料の展示や図書の閲覧を行っている。その他、季節に応じ、萩祭り、月見の会、落葉たきなどを開催し、市民に自然とのふれあいの場を提供している。

○ 開設年月 昭和29年7月

○ 施設の概要

・所在地 仙台市太白区茂ヶ崎2-1-1

・区 域 約9ha

・野草館 1棟(事務室、企画展示室、叢林文庫)

・深山植物区、郷土文芸苑、水生植物区、薬草区、つつじ区、あやめ区、芝生広場、高山植物区、のぼら区、秋の七草区、野外教室、松林つる植物区、つばき区、どんどり山、森林区、石彫刻、あずまや

○ 開園期間 3月20日～11月30日(野草館は1月5日～12月27日)

○ 入 園 料 個人利用 一般 240円 小・中学生 60円
 団体利用(30人以上) 一般 190円 小・中学生 40円
 野草館のみの利用は無料

■野草園入園状況

| 年 度 | 入園者総数 (人) | 内 訳 | | | | 無料入園者 |
|-------|--------------|--------|-------|------|-------|--------|
| | | 個人利用 | | 団体利用 | | |
| | | 一 般 | 小・中学生 | 一 般 | 小・中学生 | |
| 令和元年度 | 30,389 | 9,993 | 57 | 526 | 0 | 19,813 |
| 令和2年度 | 25,728 | 10,132 | 10 | 138 | 0 | 15,448 |
| 令和3年度 | 27,481 | 10,839 | 9 | 113 | 0 | 16,520 |
| 令和4年度 | 29,738 | 10,285 | 35 | 322 | 0 | 19,096 |

(資料：公園管理課)

第3章 緑の創出

本市では、市民の生活に潤いを与える貴重な緑を守りさらに積極的に育てていくために、様々な施策を行っている。特に都市公園の建設は、昭和21年に戦災復興土地地区面整理事業により14か所の公園が決定されたことに始まった。また定禅寺通、青葉通などへの街路樹の植栽も順次進めてきた。

その後、昭和53年6月の宮城県沖地震によるブロック塀災害を契機に、安全で快適な緑の街並みづくり推進のため、昭和54年度から生垣融資制度を設けた。昭和61年度には「杜の都緑化基金」を設置し、基金の運用による収益金を活用して、生垣づくり助成や緑化木植栽助成など民間緑化活動の支援策の充実を図ってきた。平成10年度には、「杜の都緑化基金」と「仙台市緑地保全基金」を統合して「百年の杜づくり推進基金」を設置し、建築物緑化助成や街かど緑化助成を行うなど、積極的に緑豊かな杜の都づくりを進めてきた。

令和5年4月からは、従来の建築物緑化助成と街かど緑化助成をより利用しやすい形としたグリーンインフラ推進助成事業に改め、都心部におけるさらなる緑の創出に取り組んでいる。

1 都市公園等の整備（第5章 都市公園等の整備として別掲）

2 公共公益施設等の緑化

(1) 公共施設の緑化

杜の都にふさわしい緑の創造を積極的に行うために、公共施設を重点的に緑化し、地域環境の改善を図っている。

(2) 学校の緑化

教育環境や地域環境の整備の面から学校敷地に植栽を行い、杜の都にふさわしい緑の創出を行っている。

(3) 街路の緑化

道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、都市環境の改善等に資することを目的に行っている。

■街路樹等植栽状況

(令和5年4月1日現在)

| 区 分 | 総本数(面積) | 令和4年度増減 | |
|-----|----------|----------|-----------|
| | | 植栽本数(面積) | 枯損等本数(面積) |
| 高 木 | 48,821 本 | 165 本 | 452 本 |
| 中低木 | 52.3 ha | 0.61 ha | 0.03 ha |

(資料：公園管理課)

■街路樹樹種別本数

(令和5年4月1日現在)

| 順位 | 樹種 | 本数 (本) | 割合% |
|-------------------|--------------------|-----------|-------|
| 1 | ケヤキ | 9,535 | 19.5 |
| 2 | トウカエデ | 7,327 | 15.0 |
| 3 | イチョウ | 5,194 | 10.6 |
| 4 | シラカシ | 3,714 | 7.6 |
| 5 | モミジバフウ | 2,622 | 5.4 |
| 6 | コブシ | 2,565 | 5.2 |
| 7 | ユリノキ | 2,406 | 4.9 |
| 8 | ヤマボウシ | 2,192 | 4.5 |
| 9 | ハナミズキ | 1,990 | 4.1 |
| 10 | サクラ類 ^{※1} | 1,782 | 3.7 |
| その他 ^{※3} | | 9,494 | 19.5 |
| 合計 | | 48,821 | 100.0 |

(資料：公園管理課)

■中低木樹種別面積

(令和5年4月1日現在)

| 順位 | 樹種 | 面積 (ha) | 割合% |
|-------------------|--------------------|------------|-------|
| 1 | ツツジ類 ^{※2} | 13.9 | 26.6 |
| 2 | ウバメガシ | 6.8 | 13.0 |
| 3 | ネズミモチ | 3.5 | 6.7 |
| 4 | アベリア | 3.1 | 5.9 |
| 5 | イヌツゲ | 3.0 | 5.8 |
| 6 | ドウダンツツジ | 2.5 | 4.8 |
| 7 | ベニカナメモチ | 1.4 | 2.7 |
| 8 | ツバキ | 1.0 | 1.9 |
| 9 | カンツバキ | 0.9 | 1.7 |
| 10 | マサキ | 0.7 | 1.3 |
| その他 ^{※3} | | 15.5 | 29.6 |
| 合計 | | 52.3 | 100.0 |

(資料：公園管理課)

※1 サクラ類にはヤマザクラ、ソメイヨシノ、シダレザクラなどを含む

※2 ツツジ類にはオオムラサキツツジ、サツキツツジ、キリシマツツジなどを含む

※3 混植はその他を含む

3 民有地の緑化

(1) 住宅・事業所の緑化

民有地は本市域の大半を占めており、民有地の緑化は都市緑化推進のうえで重要な施策である。本市では、民有地の緑化を推進するために、様々な事業を行っている。

① 百年の杜づくり推進基金による助成事業

・生垣づくり助成

個人や事業者が行う生け垣づくりとそれに伴うブロック塀の撤去に対し助成する。

・緑化木植栽助成

不特定多数の方が自由に通行又は利用できる場所に、町内会・老人会等の団体が自ら植栽を行う場合に助成する。

・記念樹交付

誕生・結婚・賀寿など人生の節目を迎えた個人及び一戸建住宅を新築又は購入した個人に対して苗木を贈る。

・保存樹木等保全助成

保存樹木等の枯損防止措置や、屋敷林の管理や新たな植栽等について費用の一部を助成する。

・グリーンインフラ推進助成

市内の緑化重点地区内で、個人や事業者による建築敷地内のグリーンインフラ整

備費用(建築物の屋上緑化, 壁面緑化, 雨庭, 屋内緑化, 道路沿いの植栽)について助成する。

② 緑化計画書の提出・認定

「杜の都の環境をつくる条例」により 1,000 m²以上の土地又は敷地において建築行為等を行う場合には, 緑化計画書を提出し, 市長の認定を受けることを義務付けている。

③ 優良建築物緑化認定制度「SENDAI GREEN BRAND」

市内の優良な建築物緑化(建築敷地内の緑化)を SENDAI GREEN BRAND として認定する。

(2) 緑地協定

都市緑地法に基づき都市計画区域内で締結される協定で, 地域に住む人々が協力して緑豊かなまちづくりを進めるため, 家々を生け垣で囲うなど潤いのある緑の生活環境の形成を目指している。締結箇所は令和5年4月1日現在25箇所, 面積は191.39haとなっている。

(3) 緑化重点地区

緑化重点地区は, 地区の特性に応じた緑豊かな街づくりを推進するため, 都市緑地法に基づき, 重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項を緑の基本計画に定めるもので, 平成18年3月に「仙台都心地区(約840ha)」, 平成20年3月に「あすと長町地区(約82ha)」, 平成27年12月に「卸町地区(約143ha)」, 令和2年3月に「泉中央地区(約146ha)」を指定している。

4 「緑の活動団体」の認定

緑に関する活動を行っている市民の団体を「緑の活動団体」として認定し, 認定された団体には, 緑に関する情報の提供や活動費の助成などを行い, 団体の活動を支援する。

これは, 「杜の都の環境をつくる条例」に基づく制度で, 平成19年度より年1回募集を行っている。

認定の有効期間は3年で, 要件を満たせば引き続き認定が受けられる。なお, 認定期間中は, 毎年1回活動実績の報告が必要である。

5 まちを彩る緑化

(1) 彫刻のあるまちづくり事業

街の緑の空間に彫刻を配置し, 芸術性豊かで文化の薫るまちづくりを目的とした「彫刻のあるまちづくり事業」は, 市制施行88周年を記念して昭和52年に始まり, 平成13年3月, 24作品目の設置をもって事業終了となった。

事業の特色は現地オーダーメイド方式による彫刻設置で, 仙台市彫刻のあるまちづくり委員会により選定された彫刻家が現地を視察し, 設置場所に合わせて制作するもので, 都市空間に調和した彫刻設置事業は「仙台方式」として高い評価を得た。

平成12年には, 彫刻洗浄と彫刻めぐりガイドのボランティア「彫刻のあるまちづくり応援隊」が結成され, 市民と行政が協力して彫刻の保存管理活動を行っている。

(2) 花いっぱいまちづくりの推進

潤いのある街並みを創出するため、街路や駅前広場などの公共空間に草花を植えることにより、季節の彩りを添える景観づくりを推進している。令和元年度からは、仙台駅前ペデストリアンデッキのフラワーポット、定禅寺通や泉中央駅前の花壇の花苗や資材の費用にご協力いただくスポンサーの募集を始めた。対象となる花壇等には、スポンサーの名前やロゴの入ったプレートを設置している。

6 ふるさとの杜再生プロジェクト

市中心部から南東方向約10kmに位置する仙台東部地域は、田園地帯に点在する屋敷林（居久根）が仙台平野の特徴的な景観を構成し、延長9kmの海岸線には、マツを主体とした防潮・防風・防砂のための海岸林が広がり、蒲生干潟・井土浦などの豊かな自然海岸が残されていた。

平成23年3月11日の東日本大震災に伴う津波により、この地域が甚大な被害を受けたため、震災復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生する事業を平成25年度から開始した。平成27年度には「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議」を結成し、市民・市民活動団体・事業者と協力して、海岸公園や海岸林での市民植樹や育樹会、地域の居久根の再生等に取り組んでいる。

本事業では、東部地域一帯のみどりを市民一人ひとりの「ふるさとの杜」と位置付け、失われたみどりの再生に加え、市民の暮らしに根ざした新しいみどりを市民の手で30年かけて植え育てることにより、震災の教訓や記憶、復興の記録とし、やがて防災や環境保全の機能を持つ東部地域固有の風景となるみどりを創造していくこととしている。

この取組みが評価され、令和3年3月に第1回グリーンインフラ大賞（防災・減災部門）で最優秀賞（国土交通大臣賞）を受賞した。

■市民植樹の実績

（令和5年4月1日現在）

| | 開催日 | 場所 | 本数 | 参加者 |
|------|-------------|-----------------|--------|------|
| 第1回 | 平成26年3月2日 | 荒井土才敷公園 | 1,000本 | 60名 |
| 第2回 | 平成27年3月20日 | 中野中央公園 | 1,200本 | 100名 |
| 第3回 | 平成28年3月25日 | 海岸公園（岡田地区） | 1,500本 | 350名 |
| 第4回 | 平成29年3月25日 | 海岸公園（荒浜地区） | 1,300本 | 230名 |
| 第5回 | 平成29年6月3日 | 海岸公園（岡田地区） | 2,500本 | 300名 |
| 第6回 | 平成30年3月24日 | 海岸防災林（荒浜字南官林地区） | 3,700本 | 400名 |
| 第7回 | 平成30年6月2日 | 海岸防災林（荒浜字南官林地区） | 2,250本 | 450名 |
| 第8回 | 平成30年11月25日 | 海岸公園（井土地区） | 2,300本 | 400名 |
| 第9回 | 令和元年6月15日 | 海岸防災林（荒浜字南官林地区） | 2,200本 | 300名 |
| 第10回 | 令和元年11月2日 | 海岸防災林（岡田字砂原地区） | 3,000本 | 220名 |
| 第11回 | 令和2年10月24日 | 海岸防災林（岡田字砂原地区） | 2,800本 | 260名 |
| 第12回 | 令和4年10月29日 | 貞山運河（荒浜地区）桜植樹 | 46本 | 70名 |
| 第13回 | 令和5年3月18日 | 高砂中央公園 | 2,000本 | 200名 |

（資料：百年の杜推進課）

第4章 緑の普及

「緑の保全」、「緑の創出」とともに杜の都の緑の文化を広げ「緑の普及」を図るため、緑を学び体験する機会を設けながら情報を発信し、パートナーシップの醸成と、人づくり・緑づくりを進めている。その取組みとしては、家庭や学校、地域団体、事業所等を対象として緑に関する様々な行事、各種相談等を開催し、市民による緑化の推進や緑文化の普及・啓発を行っている。

1 緑と花いっぱい運動の推進

(1) 花壇づくりの推進

① 緑と花いっぱい花壇コンクール

緑あふれる都市空間に触れながら、健康で文化的な市民生活を目指そうと昭和39年に第1回花壇コンクールが実施された。以来、町内会や学校、職場などの花壇を対象に最優秀・優秀・デザイン・努力等の各賞を選定し、表彰している。

② 花壇用の花苗斡旋

地域団体や職場等の花壇を対象に年3回（春・夏秋・冬）花苗を斡旋している。

(2) 緑と花いっぱい絵画コンクール

自然を愛する心を育み、絵を通して緑や花の大切さを理解してもらうため、緑と花いっぱい絵画コンクールを開催し、優秀作品を表彰している。

2 緑化意識の啓発と情報提供

(1) 各種パンフレット等の発行

保存樹木を紹介した「杜の都の名木・古木」（平成29年）、街路樹の種類と場所を示した「せんだい街路樹マップ」（平成28年）、市民等が選定した緑の風景を紹介する「杜の都・仙台 令和版 わがまち緑の名所100選ガイドブック」（令和5年）などにより、市内の緑を紹介している。

(2) 各種行事の開催

① 新緑祭

「みどりの月間」にちなみ、緑豊かな杜の都のまちづくりを進めるため、4月下旬に開催している。緑化功労者の表彰や、緑化啓発コーナーによる展示等を実施。

② 杜の都づくり植木市

民有地緑化を推進するため開催している。平成4年秋からは「杜の都づくり植木市協賛会」と共催で行っている。開催当初は春・秋の年2回行ってきたが、平成22年より春のみの年1回となっている。

(3) 子どもの自然体験学習林

公園・緑地を活用して、小中学生や親子を対象とした緑の体験教室を設けている。植栽や下刈、除伐などの実体験を通して森林の成り立ちを学ぶとともに、間伐材を利用した作品づくりなど、自然の中での楽しみ方の習得を目的としている。

(4) 緑化相談等の実施

市民の緑化についての関心の高まりに対応するため、七北田公園都市緑化ホールで、園芸全般にわたる相談や講座を実施。ホームページでは、花と緑のおゆずり情報バンク等を掲載している。また、令和元年度からは市役所や各区役所（青葉区・泉区を除く）、広瀬市民センター等において、緑の移動相談を行っている。

第5章 都市公園等の整備

令和5年4月1日現在、仙台市の都市公園は公園数1,847ヶ所、総面積約1,685.4ha、市民一人当たりの公園面積は15.85㎡となっている。本市では、「仙台市みどりの基本計画」（令和3年6月改定）に基づき、都市公園等の市民一人当たり面積20㎡を目標として整備を進めていく予定である。

1 都市公園の種類

都市公園は、都市環境や市民生活の向上のために、都市計画に基づき整備される公の施設であり、市民の多様なニーズに合わせ、機能や形態の異なる様々な都市公園の整備を行っている。

■都市公園の種類

| 種類 | 種別 | 内 容 | 主な公園 | |
|-------|------------|--|--|--|
| 基幹公園 | 住区公園 | 街区公園 | 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする。 | 勝山公園、河原田1号公園、燕沢公園、木ノ下公園、ノ木公園、除公園、黒松二丁目公園 |
| | | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする。 | 勾当台公園、錦町公園、新田東中央公園、御町東二丁目公園、富沢公園、高森東公園 |
| | | 地区公園 | 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする。 | 桜ヶ丘公園、鶴ヶ谷中央公園、中田中央公園、湯元公園、紫山公園 |
| | 都市公園 | 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする。 | 西公園、青葉山公園、榴岡公園、七北田公園、高砂中央公園 |
| | | 運動公園 | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする。 | 県営宮城野原公園 |
| 特殊公園 | | 風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。 | 三居沢公園、台原森林公園、経ヶ峯公園、臨済院公園、与兵衛沼公園、大年寺山公園、三神峯公園、八木山公園、水の森公園、長命館公園 | |
| 大規模公園 | 広域公園 | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする。 | 海岸公園 | |
| | レクリエーション都市 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とする。 | | |
| 緩衝緑地 | | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする。 | | |
| 都市林 | | 主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする。 | | |
| 広場公園 | | 主として市街地の中心部における休息及び観賞の用に供することを目的とする。 | 杜の広場公園、名掛丁藤村広場 | |
| 都市緑地 | | 主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。 | 定禅寺通緑地、高砂緑地、桧木緑地、芦ノ口緑地、寺岡緑地 | |
| 緑道 | | 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする。 | 錦ヶ丘六丁目緑道、新寺小路緑道、館1号緑道、桂緑道 | |
| 国営公園 | | 主として一の都府県区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園。 | みちのく杜の湖畔公園 | |

■都市公園面積の推移

| 年月日 | 人口(人) | 公園面積(㎡) | 一人当たり面積(㎡) |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 平成31年4月1日 | 1,058,689 | 16,379,865 | 15.47 |
| 令和2年4月1日 | 1,061,177 | 16,488,232 | 15.54 |
| 令和3年4月1日 | 1,063,169 | 16,493,290 | 15.51 |
| 令和4年4月1日 | 1,062,285 | 16,643,921 | 15.67 |
| 令和5年4月1日 | 1,063,262 | 16,853,561 | 15.85 |

※ 人口は住民基本台帳による。公園面積には県営公園を含む。

(資料：公園管理課)

仙台市都市公園の現況

令和5年4月1日現在
(単位：ha)

| 種別 | 青葉区 | | | | | | 宮城野区 | | | 若林区 | | | 太白区 | | | | | | 合計 | | | | | | | |
|-----------------------------|----------|----------|-----|----------|-----|----------|------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|---------|-----|----------|-----|----------|----------|------------|-----|------|-----|----|-----|----|
| | 除く宮城総合支所 | | | 宮城総合支所管内 | | | 青葉区計 | | | 宮城野区 | | | 若林区 | | | 除く秋保総合支所 | | | 秋保総合支所管内 | | | 太白区計 | | | 合計 | |
| | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 01 街区 | 187 | 29.0668 | 164 | 25.0123 | 351 | 54.0791 | 220 | 29.3495 | 200 | 17.0453 | 421 | 35.9624 | 2 | 0.6297 | 423 | 36.5921 | 317 | 54.9326 | 1,511 | 191.9986 | | | | | | |
| 02 近隣 | 8 | 16.4948 | 6 | 9.3140 | 14 | 25.8088 | 11 | 20.1780 | 5 | 10.1718 | 8 | 12.1782 | | | 8 | 12.1782 | 21 | 43.8967 | 59 | 112.2335 | | | | | | |
| 03 地区 | 1 | 6.9586 | | | 1 | 6.9586 | 1 | 12.0679 | | | 3 | 18.1474 | 1 | 9.2642 | 4 | 27.4116 | 4 | 28.8435 | 10 | 75.2816 | | | | | | |
| 04 河川 | 6 | 8.2783 | | | 6 | 8.2783 | 4 | 6.6917 | 3 | 13.7771 | 5 | 11.0930 | 1 | 0.2099 | 6 | 11.3029 | 1 | 1.7031 | 20 | 41.7531 | | | | | | |
| 05 総合 | 2 | 59.1959 | | | 2 | 59.1959 | 2 | 23.0079 | | | | | | | 0 | 0.0000 | 1 | 22.0361 | 5 | 104.2399 | | | | | | |
| 06 特殊 | 4 | 1.1956 | | | 4 | 1.1956 | | | | | | | | | 0 | 0.0000 | | | 4 | 1.1956 | | | | | | |
| 07 風致 | 3 | 64.0091 | | | 3 | 64.0091 | 3 | 39.1626 | | | 2 | 51.5641 | | | 2 | 51.5641 | 2 | 57.9997 | 10 | 212.7355 | | | | | | |
| 08 動物 | | | | | 0 | 0.0000 | | | | | 1 | 12.1406 | | | 1 | 12.1406 | | | 1 | 12.1406 | | | | | | |
| 09 歴史 | 1 | 6.5381 | 1 | 0.3796 | 2 | 6.9177 | | | | | | | | | 0 | 0.0000 | 2 | 14.1856 | 4 | 21.1033 | | | | | | |
| 10 広域 | | | | | 0 | 0.0000 | | 16.2031 | 1 | 79.3454 | | | | | 0 | 0.0000 | | | 1 | 95.5485 | | | | | | |
| 11 都市緑地 | 23 | 147.6021 | 54 | 213.2234 | 77 | 360.8255 | 24 | 103.9363 | 2 | 0.1252 | 27 | 72.4816 | 4 | 0.4494 | 31 | 72.9310 | 79 | 258.0475 | 213 | 795.8655 | | | | | | |
| 12 緑道 | | | 1 | 0.3072 | 1 | 0.3072 | | | 1 | 0.6409 | | | | | 0 | 0.0000 | 4 | 3.7001 | 6 | 4.6482 | | | | | | |
| 13 広場 | | | | | 0 | 0.0000 | 1 | 0.1008 | | | 1 | 1.0958 | | | 1 | 1.0958 | | | 2 | 1.1966 | | | | | | |
| 小計 | 235 | 339.3393 | 226 | 248.2365 | 461 | 587.5758 | 266 | 250.6978 | 212 | 121.1057 | 468 | 214.6631 | 8 | 10.5532 | 476 | 225.2163 | 431 | 485.3449 | 1,846 | 1,669.9405 | | | | | | |
| 県営運動公園 | | | | | | | 1 | 15.4156 | | | | | | | | | | | 1 | 15.4156 | | | | | | |
| 合計 | 235 | 339.3393 | 226 | 248.2365 | 461 | 587.5758 | 267 | 266.1134 | 212 | 121.1057 | 468 | 214.6631 | 8 | 10.5532 | 476 | 225.2163 | 431 | 485.3449 | 1,847 | 1,685.3561 | | | | | | |
| 人口 | | | | | | 293,636 | | 188,496 | | 137,676 | | | | | | 233,974 | | 209,480 | | 1,063,262 | | | | | | |
| 1人当たりの公園面積(m ²) | | | | | | 20.01 | | 13.30 | | 8.80 | | | | | | 9.63 | | 23.17 | | 15.71 | | | | | | |
| | | | | | | | | 14.12 | | | | | | | | | | | | 15.85 | | | | | | |

※1 人口は住民基本台帳の数値(R5.4.1現在)

※2 海岸公園は、宮城野区と若林区の両区にまたがる公園のため、箇所数は按分面積の大きい若林区の欄のみに記載。なお、面積は按分したものを各々の区に計上。

2 都市公園等の整備

本市における令和4年度の整備実績及び現在整備中の主な公園の整備内容については以下のとおりとなっている。

(1) 令和4年度公園等整備事業

■令和4年度公園等整備事業執行状況

(単位：千円)

| 事業名 | 決算額 | 事業の概要 |
|--------------|------------------|---|
| 補助事業計 | 1,657,143 | |
| 広域公園 | 22,323 | 海岸公園 |
| 総合公園 | 625,521 | 高砂中央公園, 西公園, 榴岡公園, 七北田公園 |
| 地区公園 | 24,998 | 鶴ヶ谷中央公園, 紫山公園 |
| 近隣公園 | 98,090 | 将監ふれあい公園, 蒲生北部2号公園, 南小泉公園 |
| 街区公園 | 303,002 | 仙台駅東1号公園, 上杉公園, 菊田山公園, 菊田山第二公園, 北六番丁公園, 台原公園, 東照宮二丁目公園, 良覚院丁公園, 高野原三丁目2号公園, 中山台一丁目公園, 岩切駅東1号公園, 仙台駅東2号公園, 仙台駅東3号公園, 荒井東2号公園, 荒井東3号公園, 荒井南1号公園, 荒井南2号公園, 富沢駅西4号公園, 黒松二丁目公園, 寺岡一丁目公園, 寺岡二丁目公園 |
| 特殊公園 | 66,879 | 大年寺山公園, 与兵衛沼公園 |
| 青葉山公園整備推進 | 416,380 | 追廻地区等整備 |
| 公園マネジメント推進 | 51,334 | |
| 保存緑地買取 | 48,616 | 3,822.2m ² |
| 単独事業計 | 807,867 | |
| 広域公園 | 44,134 | 海岸公園 |
| 総合公園 | 58,805 | 高砂中央公園, 西公園, 榴岡公園, 七北田公園 |
| 地区公園 | 5,141 | 湯元公園, 紫山公園 |
| 近隣公園 | 22,554 | 勾当台公園, 蒲生北部2号公園, 南小泉公園, 長命ヶ丘公園, 南光台ふれあい広場公園 |
| 街区公園 | 25,226 | 荒井南1号公園, 北六番丁公園, 台原公園, 東照宮二丁目公園, 良覚院丁公園, 伊勢吉成2号公園, 伊勢吉成3号公園, 横町前公園, 仙台駅東1号公園, 仙台駅東2号公園, 荒井東2号公園, 荒井東3号公園, 荒井南2号公園, 富沢駅西4号公園, 湯向2号公園, 泉中央5号公園, 寺岡一丁目公園, 寺岡二丁目公園 |
| 特殊公園 | 11,724 | 大年寺山公園, 上杉一丁目南緑地, 米ヶ袋一丁目公園, 台原緑地, 与兵衛沼公園 |
| 都市緑地 | 13,351 | 広瀬川若林緑地 |
| 公園利用案内板整備 | 3,432 | |
| 青葉山公園整備推進 | 247,415 | 追廻地区等整備 |
| 公園マネジメント推進 | 21,654 | |
| 保存緑地買取 | 6,710 | 11,000.0m ² |
| 急傾斜緑地防災 | 52,112 | |
| 事務経費等 | 295,609 | |
| 合計 | 2,465,010 | |

(資料：総務課)

(2) 整備中の主な公園

① 海岸公園

ア 経 過

本公園は、市中心部から約10kmの南東方向に位置し、七北田川河口域から名取川河口域に至る延長約9km、海岸線から内陸側へ約600m程度の幅を持つ帯状の区域である。

区域は、貞山運河を中心に両岸の保安林を形成するクロマツ林、湿原、干潟及び砂丘等からなり、豊かな自然環境に恵まれていたが、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う津波により、本公園全域が甚大な被害を受けた。このため、防災公園の位置付けのもと、平成26年度より岡田・荒浜・井土地区の災害復旧に着手し、平成30年7月に全面利用再開した。

令和元年度からは、復興のシンボルとなる新たな賑わい・交流の創出を目指し、パークゴルフ場拡張整備や駐車場整備に着手している。また災害時に必要な救援物資の集積場所や避難者の退避場所となる広場等の植栽・管理施設工事に着手しており、今後荒浜地区においては、防災集団移転跡地の賑わい創出に寄与するとともに、貞山運河沿いに園路とベンチを整備し、桜の下を利用者が回遊し、寛げる場を整備していく。さらに、藤塚地区においては、防災集団移転跡地の一部を新たに公園整備する予定としており、国のかわまちづくり支援制度を活用した親水護岸等の整備により、貞山運河の利活用を図っていく。

イ 全体計画

- 面 積 約551.2 ha
- 事業期間 昭和46年度～令和8年度
- 事業費 11,057百万円（災害復旧，避難の丘整備分は含まない）
- 事業計画
実施期間 平成30年度～令和9年度
 - ・ 岡田地区整備 親水護岸，カヌー係留所，大型遊具，大すべり台，トイレ新築
 - ・ 荒浜地区整備 パークゴルフ場，親水護岸，カヌー係留所，休憩所整備
 - ・ 井土地区整備 親水護岸，カヌー係留所
 - ・ 藤塚地区整備 親水護岸，海岸防災林，避難の丘，トイレ等

ウ 都市計画決定及び事業認可

- 都市計画決定 (当初) 昭和46年3月30日 宮城県告示第308号
(最終) 平成10年2月27日 宮城県告示第203号
- 事業認可 (当初) 昭和47年2月22日 宮城県告示第145号
(最終) 令和4年3月22日 宮城県告示第189号

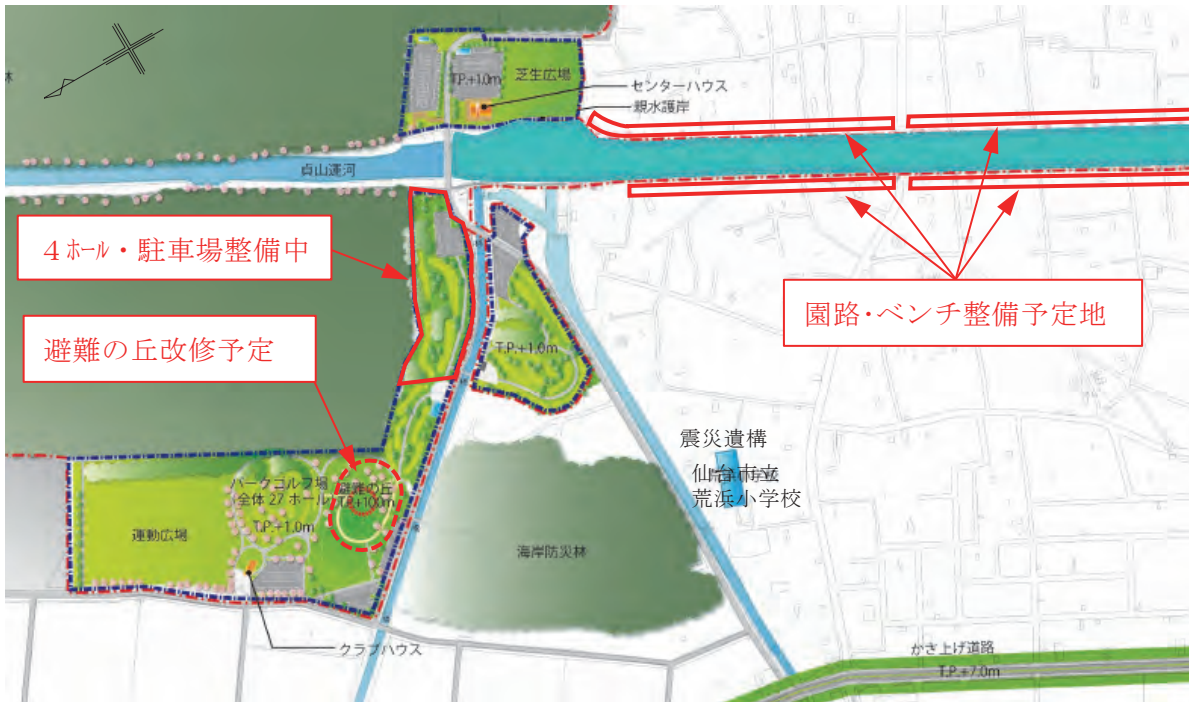
エ 事業執行状況

(単位：千円)

| 区分 内訳 | 事業費 | 令和4年度 | | | 令和5年度予定 | | | 令和6年度 以降 |
|----------|------------|--------|-----------|--------|---------|-----------|--------|-------------|
| | | 執行額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | 執行額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | |
| 用地費 | 4,213,324 | 5,324 | 4,120,329 | 97.8 | 1,199 | 4,121,528 | 97.8 | 91,796 |
| 施設費 | 6,843,445 | 61,133 | 5,090,708 | 74.4 | 378,932 | 5,469,640 | 79.9 | 1,373,805 |
| 合計 | 11,056,769 | 66,457 | 9,211,037 | 83.3 | 380,131 | 9,591,168 | 86.7 | 1,465,601 |

(資料：公園整備課)

■海岸公園(荒浜地区)整備計画図



■海岸公園(藤塚地区)整備計画図



② 西公園

ア 経 過

本公園は、本市で最も歴史のある公園であり、花見の名所等として市民に親しまれてきたが、各施設が老朽化し、また、天文台・図書館の移転や地下鉄東西線の整備等、公園を取り巻く状況が大きく変化したことなどから、「緑の回廊づくり」の拠点となる公園として再整備を行うもの。

平成17年度に西公園再整備基本構想を策定し、その後、基本計画、基本設計、実施設計を行った。平成19年度から工事に着手し、令和4年度は南側区域広瀬川沿いの市民プール跡地の整備を行った。

イ 全体計画

- 面 積 約10.8 ha
- 事業期間 平成17年度～令和8年度
- 事業費 2,160百万円
- 事業計画
 - 平成19年度 北側区域：遊具広場整備
 - 平成19～22年度 南側区域：お花見広場整備
 - 平成23～26年度 北側区域：エントランス広場整備，トイレ改築
 - 平成26年度 北側区域：SL修復，SLシェルター建築
 - 平成27～28年度 北側区域：SL周辺広場（C60広場）整備，トイレ改築
南側区域：大町西公園駅出入口周辺広場整備
 - 平成28～30年度 北側区域：園路整備，こけし塔前広場整備
南側区域：源吾茶屋周辺整備
 - 令和元年度 北側区域：園路広場整備
 - 令和2～3年度 北側区域：トイレ改築（遊具広場前）
 - 令和3～4年度 南側区域：市民プール跡地エリア整備
 - 令和5年度以降 北側区域：心字池周辺整備
南側区域：市民プール跡地エリア整備

ウ 事業執行状況

(単位：千円)

| 区分 内訳 | 事業費 | 令和4年度 | | | 令和5年度予定 | | | 令和6年度 以降 |
|----------|-----------|---------|-----------|--------|---------|-----------|--------|-------------|
| | | 執行額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | 執行額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | |
| 用地費 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 0 |
| 施設費 | 2,160,000 | 199,253 | 1,767,878 | 81.8 | 216,672 | 1,984,550 | 91.9 | 175,450 |
| 合計 | 2,160,000 | 199,253 | 1,767,878 | 81.8 | 216,672 | 1,984,550 | 91.9 | 175,450 |

(資料：公園整備課)

③ 青葉山公園

ア 経 過

本公園は、国史跡仙台城跡を含む青葉山と市民に親しまれている広瀬川に囲まれた区域であり、藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や仙台を訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備を行うものである。

平成16年3月に完成した仙台城本丸跡北面の石垣修復工事や平成18年3月に開館した「仙台城見聞館」の建設、その後、本丸跡広場や登城路の園路整備等を行っている。平成19年度からは、宮城野区新田に、追廻地区の移転促進のため新田住宅等を整備し、平成23年度当初に集団移転を行った。平成23年度末には、国際センター地区と二の丸跡を整備区域として追加し、さらに、平成24年度末には、国際センター地区へ展示施設を整備する事業認可の変更を行い、平成28年3月に、国際センター地区が完成した。追廻地区住宅の移転交渉の難航による事業の進捗の遅れもあり、平成29年3月に、事業期間を10年間延長する事業認可の変更を行い、平成30年3月に、長沼・五色沼、二の丸跡整備が完了した。令和5年3月に、追廻地区の住民移転が完了するとともに、仙台・青葉山の歴史・文化・自然情報を発信する施設である「仙臺緑彩館」及び周辺の広場整備が完了した。

イ 全体計画

- 面 積 約50.3 ha
- 事業期間 平成9年度～令和8年度
- 事業費 21,800百万円
- 事業計画

事業区域の過半が国史跡の指定を受けたことや、地下鉄東西線国際センター駅との整合を図る必要があったことから、平成23年度に「青葉山公園整備基本計画」の見直しを行った。

・歴史・文化ゾーン（国史跡指定地区）

平成17年3月策定の「仙台城跡整備基本計画」の整備方針を基本とし、青葉山全体の象徴といえる仙台城本丸跡の遺構等を保全するとともに、水堀の再生、土塁の顕在化等により歴史的な景観を充実させ、展望や散策により来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間とする。

・いこい・にぎわいゾーン（追廻地区）

仙臺緑彩館を起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりや奥行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間とする。

・自然散策ゾーン（追廻地区）

広瀬川や竜ノ口等、豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした、自然散策を行える空間とする。

・交流ゾーン（国際センター地区）

国際センター駅からの玄関口として良好な景観を確保するとともに、市内外からの来訪者の交流の場として機能する空間とする。

ウ 都市計画決定及び事業認可

- 都市計画決定 (当初) 昭和21年11月11日 戦災復興院告示 第244号
(最終) 平成17年8月10日 仙台市告示 第966号
- 事業認可 (当初) 昭和30年11月10日 建設省告示 第1293号
(最終) 平成29年3月17日 宮城県告示 第249号

エ 事業執行状況

(単位：千円)

| 区分 内訳 | 事業費 | 令和4年度 | | | 令和5年度予定 | | | 令和6年度 以 降 |
|----------|------------|---------|------------|--------|---------|------------|--------|--------------|
| | | 執 行 額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | 執 行 額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | |
| 補償費 | 10,518,772 | 19,629 | 10,518,772 | 100.0 | 0 | 10,518,772 | 100.0 | 0 |
| 施設費 | 11,281,228 | 638,869 | 9,812,015 | 87.0 | 120,444 | 9,932,459 | 88.0 | 1,348,769 |
| 合 計 | 21,800,000 | 658,498 | 20,330,787 | 93.3 | 120,444 | 20,451,231 | 93.8 | 1,348,769 |

※ 新田住宅関係は除く

(資料：公園整備課)

■青葉山公園整備基本計画図(平成9年から事業実施)



④ 高砂中央公園

ア 経 過

本公園は、宮城野区北東端部に位置する仙台港背後地土地区画整理事業地内に確保された、面積 14.5ha の総合公園である。平成 5 年度に都市計画決定を行った後、平成 20 年度までに公共施設管理者負担金の支出を行い、区画整理事業の進捗に合わせ、公園用地の管理引継ぎを受けた。

その後、本公園内への水族館建設について民間事業者からの提案があり、継続的に協議を行った結果、平成 25 年 12 月に民間事業者に対し、公園施設の設置管理許可を行った。水族館は平成 27 年 7 月 1 日に開館した。

公園事業としては、平成 25 年度に水族館配置を含めた新しい基本計画を策定した後、平成 26 年度に工事着手し、平成 27 年 6 月にはエントランス広場、駐車場、令和 5 年 4 月には多目的広場、遊びの広場、見晴らしの丘等の供用を開始した。今後は野球場、テニスコート等の整備を進めていく。

イ 全体計画

- 面 積 14.5 ha
- 事業期間 平成 5 年度～令和 7 年度
- 事業費 10,010 百万円
- 事業計画
 - 平成 26 年度 一部実施設計(繰越), エントランス等整備
 - 平成 27 年度 エントランス広場等一部開園, 植栽
 - 平成 28 年度 トイレ新築, 広場基盤整備
 - 平成 29～令和 2 年度 基盤整備, 多目的広場, 公園管理センター整備
 - 令和 3 年度 基盤整備, 多目的広場整備
 - 令和 4 年度 見晴らしの丘, 多目的広場, 遊びの広場整備
 - 令和 5 年度以降 野球場, テニスコート, パークゴルフ練習場, ウォーキング・ジョギングルート整備

ウ 都市計画決定及び事業認可

- 都市計画決定 平成 5 年 11 月 2 日 宮城県告示第 1166 号
- 事業認可 (当初)平成 5 年 12 月 14 日 宮城県告示第 1316 号
(最終)平成 31 年 3 月 26 日 宮城県告示第 284 号

エ 事業執行状況

(単位：千円)

| 区分 内訳 | 事業費 | 令和 4 年度 | | | 令和 5 年度予定 | | | 令和 6 年度 以 降 |
|----------|------------|---------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|----------------|
| | | 執 行 額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | 執 行 額 | 執行額累計 | 進捗率(%) | |
| 用地費 | 6,890,000 | 0 | 6,890,000 | 100.0 | 0 | 6,890,000 | 100.0 | 0 |
| 施設費 | 3,120,000 | 449,804 | 1,808,574 | 58.0 | 635,877 | 2,444,451 | 78.3 | 675,549 |
| 合計 | 10,010,000 | 449,804 | 8,698,574 | 86.9 | 635,877 | 9,334,451 | 93.3 | 675,549 |

(資料：公園整備課)

■高砂中央公園整備計画図



3 都市公園施設と維持管理等

公園は、市民にやすらぎや潤いをもたらすとともに、子育てや健康づくりの場、趣味等を通じた交流の場となるなど、さまざまな機能を持っている。こうした機能を高めるため、公園内にはいろいろな施設が設けられている。また、利用者が常に快適に利用できる環境を提供するため、各区役所、総合支所及び指定管理者とともに施設の充実と維持管理等を行っている。さらに、市民レベルでは地域の方々に結成された公園愛護協力会等による自主的な除草清掃活動が行われ、市民協働による公園施設の維持管理等を進めている。

(1) 公園愛護協力会

① 沿革

昭和39年に、町内会が中心となり、「自分たちの身近にある公園はいつも安全できれいに利用できる」ことを目指して自主的に除草清掃活動を行う公園愛護協力会が結成された。当初は25箇所の児童公園で愛護活動が始まり、10年目の昭和48年には市内113箇所の公園に対し64団体、20年目の昭和58年には467箇所に対し238団体が結成された。令和5年4月1日現在、公園数1,847箇所（県営公園を除く）のうち1,326箇所の公園について公園愛護協力会が結成されている。

② 事業活動

公園愛護協力会は公園ごとに組織され、公園の除草清掃、遊具施設の点検通報活動、園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組み、地域コミュニティづくりにも貢献している。

また、愛護活動の発展のため仙台市公園愛護協力会連合会及び区ごとに支部を組織し、表彰事業や他都市の公園管理状況の視察などを実施し、本会の連携強化にも努めている。

■都市公園数・公園愛護協力会結成状況 (令和5年4月1日現在)

| | 公 園 数 | 協 力 会 数 |
|---------|-----------|-----------|
| 青 葉 区 | 461 (226) | 305 (154) |
| 宮 城 野 区 | 267 | 189 |
| 若 林 区 | 212 | 194 |
| 太 白 区 | 476 (8) | 360 (2) |
| 泉 区 | 431 | 278 |
| 合 計 | 1,847 | 1,326 |

(資料：公園管理課)

※ ()は青葉区が宮城総合支所、太白区が秋保総合支所

※ 県営公園(1)を除く

※ 協力会数は未公告公園・緑地における結成数(12団体)を除く

(2) 公園施設利用状況

■年度別公園施設利用状況

三居沢交通公園

(単位：人)

| | 個人 | | 団体 | | | 計 |
|-------|--------|--------|-----|-----|----|--------|
| | 児童 | 付添 | 団体数 | 児童 | 付添 | |
| 令和元年度 | 17,342 | 15,081 | 11 | 354 | 69 | 32,846 |
| 令和2年度 | 10,639 | 9,320 | 7 | 110 | 24 | 20,093 |
| 令和3年度 | 10,949 | 9,730 | 7 | 132 | 34 | 20,845 |
| 令和4年度 | 14,031 | 12,390 | 9 | 170 | 49 | 26,640 |

南小泉交通公園

(単位：人)

| | 個人 | | 団体 | | | 計 |
|-------|--------|--------|-----|-------|-----|--------|
| | 児童 | 付添 | 団体数 | 児童 | 付添 | |
| 令和元年度 | 35,872 | 29,531 | 21 | 1,185 | 118 | 66,706 |
| 令和2年度 | 27,319 | 22,988 | 12 | 383 | 55 | 50,745 |
| 令和3年度 | 25,013 | 20,824 | 11 | 403 | 56 | 46,296 |
| 令和4年度 | 31,573 | 26,493 | 16 | 772 | 56 | 58,894 |

茶室

(単位：件)

| | 六幽庵 | 緑水庵 | 仙庵 | 茂ヶ崎庵 | 計 |
|-------|-----|-----|----|------|-----|
| 令和元年度 | 61 | 108 | 1 | 20 | 190 |
| 令和2年度 | 50 | 119 | 0 | 9 | 178 |
| 令和3年度 | 52 | 103 | 0 | 8 | 163 |
| 令和4年度 | 40 | 65 | 2 | 24 | 131 |

七北田公園体育館（研修室を含む）

| | 個人利用（人） | | | 専用利用（件） |
|-------|---------|-------|--------|---------|
| | 一般 | 小・中学生 | 計 | |
| 令和元年度 | 11,521 | 3,691 | 15,212 | 1,966 |
| 令和2年度 | 10,553 | 2,510 | 13,063 | 1,301 |
| 令和3年度 | 7,499 | 1,462 | 8,961 | 1,274 |
| 令和4年度 | 8,105 | 2,002 | 10,107 | 1,610 |

仙台スタジアム

| | サッカー | | ラグビー | | アメリカンフットボール | | 計 | |
|-------|------|---------|------|---------|-------------|---------|----|---------|
| | 回数 | 入場者数(人) | 回数 | 入場者数(人) | 回数 | 入場者数(人) | 回数 | 入場者数(人) |
| 令和元年度 | 38 | 265,474 | 1 | 865 | 1 | 320 | 40 | 266,659 |
| 令和2年度 | 28 | 78,119 | 2 | 3,138 | 0 | 0 | 30 | 81,257 |
| 令和3年度 | 37 | 162,005 | 1 | 200 | 0 | 0 | 38 | 162,205 |
| 令和4年度 | 41 | 217,704 | 2 | 4,411 | 2 | 700 | 45 | 222,815 |

海岸公園馬術場

| | 個人 | | 専用 | |
|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 馬場(件) | 馬房(房) | 馬場(件) | 会議室(件) |
| 令和元年度 | 0 | 56 | 242 | 47 |
| 令和2年度 | 0 | 84 | 196 | 4 |
| 令和3年度 | 0 | 60 | 220 | 6 |
| 令和4年度 | 0 | 116 | 232 | 4 |

※ 平成30年7月より施設再開

野球場・庭球場・運動広場

(単位：人)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 西花苑公園野球場 | 4,753 | 5,384 | 4,559 | 5,263 |
| 桜ヶ丘公園野球場 | 30,726 | 32,130 | 29,785 | 40,123 |
| 評定河原野球場 | 44,750 | 28,781 | 25,977 | 42,741 |
| 扇町一丁目公園野球場 | 11,020 | 7,533 | 8,129 | 11,085 |
| 日の出町公園野球場 | 14,576 | 11,133 | 10,637 | 11,965 |
| 海岸公園野球場 | 53,544 | 37,437 | 34,808 | 49,959 |
| 卸町五丁目公園野球場 | 6,523 | 3,073 | 3,585 | 5,709 |
| 広瀬川若林緑地野球場 | 4,072 | 2,265 | 2,881 | 3,783 |
| 卸町東二丁目公園野球場 | 15,547 | 7,953 | 11,249 | 9,800 |
| 西中田公園野球場 | 12,049 | 6,641 | 7,413 | 8,909 |
| 太白公園野球場 | 6,821 | 5,783 | 4,035 | 6,064 |
| 湯元公園野球場 | 7,328 | 4,306 | 5,906 | 7,480 |
| 将監公園野球場 | 20,910 | 14,145 | 13,350 | 21,439 |
| 北河原公園野球場 | 6,570 | 1,067 | 5,932 | 10,164 |
| 寺岡中央公園野球場 | 8,608 | 3,606 | 6,169 | 9,005 |
| 虹の丘公園野球場 | 3,707 | 3,397 | 3,255 | 3,310 |
| 松陵公園野球場 | 7,402 | 5,082 | 6,330 | 7,076 |
| 長命ヶ丘公園野球場 | 9,148 | 7,817 | 8,910 | 11,858 |
| 七北田公園野球場 | 21,404 | 21,255 | 28,068 | 46,490 |
| 青葉山公園庭球場 | 49,816 | 15,100 | 26,455 | 29,783 |
| 桜ヶ丘公園庭球場 | 12,286 | 9,762 | 8,653 | 8,982 |
| 評定河原庭球場 | 33,372 | 24,096 | 24,558 | 29,257 |
| 海岸公園庭球場 | 9,772 | 9,596 | 8,637 | 10,715 |
| 卸町東二丁目公園庭球場 | 16,238 | 12,569 | 12,149 | 15,469 |
| 中田中央公園庭球場 | 14,730 | 13,035 | 14,236 | 15,417 |
| 湯元公園庭球場 | 2,670 | 2,180 | 2,199 | 2,938 |
| 将監公園庭球場 | 5,403 | 4,324 | 3,665 | 3,344 |
| 長命ヶ丘公園庭球場 | 5,452 | 3,979 | 4,025 | 3,502 |
| 寺岡中央公園庭球場 | 13,856 | 7,881 | 8,566 | 10,617 |
| 虹の丘公園庭球場 | 6,280 | 8,725 | 9,019 | 11,118 |
| 松陵公園庭球場 | 3,149 | 2,551 | 2,456 | 4,444 |
| 向陽台五丁目緑地庭球場 | 826 | 600 | 714 | 710 |
| 七北田公園庭球場 | 29,661 | 20,871 | 21,032 | 27,396 |
| 住吉台西四丁目公園庭球場 | 2,080 | 1,422 | 1,499 | 1,834 |
| 広瀬川仲ノ瀬緑地運動広場 | 2,170 | 499 | 1,901 | 2,038 |
| 広瀬川牛越緑地運動広場 | 6,329 | 1,745 | 5,733 | 6,548 |
| 扇町四丁目公園運動広場 | 11,476 | 9,246 | 9,566 | 16,678 |
| 広瀬川中河原緑地運動広場 | 11,343 | 7,653 | 11,267 | 15,275 |
| 中田中央公園運動広場 | 15,803 | 12,725 | 13,555 | 14,417 |
| 富沢公園運動広場 | 21,721 | 17,025 | 17,505 | 22,624 |
| 名取川富田緑地運動広場 | 4,113 | 5,114 | 6,130 | 5,413 |

※ 人数は、申込時の利用予定人数

野外音楽堂

(単位：件)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 勾当台公園, 台原森林公園, 榴岡公園 | 50 | 33 | 41 | 61 |

(資料：公園管理課)

第6章 広瀬川創生・清流保全事業

杜の都のシンボルである広瀬川は、源流から名取川との合流点まで本市域内を貫流する本市の代表的な都市河川である。

本市は、高度経済成長に起因する広瀬川の水質悪化を克服し、本市のシンボルとしてふさわしい川に再生するため、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、市民とともに水質の向上や流域の景観及び自然環境の保全に努めてきた。

また、広瀬川の新たな魅力の創出を図っていくため、市民協働の理念に基づいた各主体の役割と責務を明確にした「広瀬川創生プラン」を平成17年3月に策定し、様々な取組みを進めている。

1 広瀬川の清流の保全

(1) 環境保全区域等

本市は「広瀬川の清流を守る条例」に基づき、広瀬川流域に環境保全区域（所管：建設局）及び水質保全区域（所管：環境局）を指定し、広瀬川河岸の自然環境と水質を保全している。

環境保全区域においては、区域を宮沢橋（太白区根岸）から上流の柿崎橋（青葉区上愛子）までとし、その自然環境の状況に応じ、特別環境保全区域、第1種環境保全区域及び第2種環境保全区域の3つに分けている。

広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り、地域の緑化をさらに推進するため、区域内の行為を許可制とし、その区分ごとに、建築物等の高さ、建ぺい率及び壁等の色彩の制限並びに空地の確保、宅地の造成、木竹の伐採等の行為を規制している。

■環境保全区域における行為許可件数（単位：件）

| 環境保全区域 | 特別 | 第1種 | 第2種 | 合計 |
|--------|----|-----|-----|----|
| 令和元年度 | 0 | 24 | 23 | 47 |
| 令和2年度 | 0 | 48 | 4 | 52 |
| 令和3年度 | 2 | 27 | 15 | 44 |
| 令和4年度 | 1 | 22 | 9 | 32 |

（資料：百年の杜推進課）

また、区域内での自然的環境の創造・回復と調和ある景観づくりのための緑化木の交付と緑化に対する助成制度を行っている。（令和4年度：緑化助成1件、緑化木の交付1件）

水質保全区域は、広瀬川流域のすべて（分水界から名取川合流点まで）を対象とし、アユが生息できる水質を確保するため、水質管理基準、許容負荷量及び工場等の排水に係る排出規制基準等を設け、工場等の設置を許可制としている。

(2) 仙台市広瀬川清流保全審議会

「広瀬川の清流を守る条例」に基づき、市長の諮問に応じ広瀬川の清流を守るため

の重要事項を調査審議するため、学識経験者、関係行政機関等の代表 16 人によって構成する「仙台市広瀬川清流保全審議会」を設置している。

環境保全区域内での許可の基準などを定める場合には、上記審議会の意見を聞くこととしている。

2 広瀬川創生プラン

本プランは平成 16 年度に市民・NPO、国県関係機関、企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプランである。

(1) 目的

「杜の都・仙台」のシンボルであり、市民の誇りである広瀬川を後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、市民の主体的な参画を得ながら将来にわたって保全していくとともに、安全安心の豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を図っていく。

(2) 基本理念

- ① 悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全
- ② 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出
- ③ 市民による連携と市民と行政との協働

(3) 計画期間

平成 17 年度から平成 26 年度まで（10 年間）の第 1 期が完了し、平成 27 年度より第 2 期プラン（平成 27 年度から令和 6 年度まで）を進めている。さらに令和元年度からプランの中間見直しに着手し、新たな推進体制の検討を行うとともに SDGs（持続可能な開発目標）の理念を反映させて、令和 3 年 3 月に「広瀬川創生プラン 2015-2024（中間見直し版）」をとりまとめた。

(4) 基本目標

- ① 河川環境の保全と向上
- ② 河川と共にある暮らしの実現
- ③ 治水・利水・親水の推進
- ④ 河川への関心の向上
- ⑤ 市民協働の仕組みづくり

(5) 令和 4 年度の重点事業

① 広瀬川 1 万人プロジェクト

春の一斉清掃が 3 年ぶりに実施され、春と秋の年 2 回の開催となった。また、広瀬川 1 万人プロジェクト実行委員会が設立 20 周年を迎え、記念総会が開催された。

② アイラブ広瀬川プロジェクト

本市が主催する講座・ワークショップとして「広瀬川自然体験学習」や「広瀬川スマホ写真教室」を実施した。また、仙台商工会議所青年部が主催した「Art Standing in SENDAI」では、近隣の小・中学生が広瀬川の擁壁に壁画アートを実施し、完成お披

露目会には多くの市民が訪れ、広瀬川の魅力を再認識する機会となった。

(6) 広瀬川魅力創生サポーター

広瀬川の自然環境の保全や賑わいの創出に貢献している活動団体に対して「広瀬川魅力創生サポーター」として認定する制度を平成 31 年 4 月 1 日に創設した。本制度は活動団体の功績を認め、さらに活動意欲を高めることを目的にしており、取組内容に応じて「広瀬川ゴールドサポーター」又は「広瀬川グリーンサポーター」として認定し、活動内容の本市ホームページへの掲載や認定証の交付を行っている。

令和 4 年度は 1 団体が広瀬川ゴールドサポーターの申請を、1 団体が広瀬川グリーンサポーターの認定期間の更新申請を行い認定した。令和 5 年 4 月 1 日現在、広瀬川ゴールドサポーターとして 4 団体、広瀬川グリーンサポーターとして 6 団体、それぞれ認定している。

(7) その他

広瀬川宮沢緑地において、平成 19 年 10 月に河川法に基づく包括占用の許可を受け、賑わいの創出につながる取組みを推進している。

3 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業

ごみ投棄による景観の悪化や、雨天時における合流式下水道からの越流水による悪臭が問題となり、1 年を通して通水してほしいという地域からの要望があった。

このため「水辺の空間・環境の改善」を目的に平成 17 年 1 月より、非かんがい時期における水利権を取得し、毎年 9 月 11 日から翌年 4 月 24 日までの間の通水事業を行っている。

本事業に係る水利権の使用許可は 3 ヶ年に限られているが、許可の更新により事業を継続している。

第Ⅳ部 下水道事業・河川事業

第1章 下水道事業の概要

本市の下水道は、明治24年に下水道計画に必要な測量調査を始め、その後、明治32年に東京、大阪について全国3番目に計画事業費376,400円をもって工事に着工した。当時の下水道は、下水を未処理のまま河川・用水堀に放流していたため、戦後における市民生活の向上と周辺地域の急速な市街化により河川の汚濁が進むとともに、下水道未整備地区での排水事情は年々悪化の一途をたどった。このため、昭和32年に計画面積3,900ha、事業費36億円、工期20年の下水道計画を策定し、河川・用水堀等への放流をなくすため、遮集幹線により南蒲生処理場に収集し処理することとした。

昭和47年には処理場の高級処理化を行い、その後、旧宮城町、旧泉市、旧秋保町との合併に伴い処理区域の拡大等を行っている。そのうち、秋保温泉処理区については、旧秋保町湯元地区の家庭及び観光汚水を対象とする特定環境保全公共下水道として昭和59年に、宮城処理区については、旧宮城地区の宅地開発等に伴う汚水量増大の対策として、市西部の郷六、折立、落合、愛子地区を南蒲生処理区から分離して平成元年に、さらに大倉ダム上流の定義地区については、特定環境保全公共下水道定義処理区として平成5年に、それぞれ事業に着手した。平成2年4月からは、公共下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用している。平成12年には従来経済局で所管していた農業集落排水事業を下水道局（当時）で所管した。また、平成15年には従来環境局で所管していた合併処理浄化槽事業を建設局で所管し、公設公管理の浄化槽事業を開始した。平成16年度からは公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業に地域下水道事業を加えた全ての所管事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計方式により事業運営を行っている。平成21年に汚水処理施設整備が概成した。

平成23年3月には東日本大震災の巨大津波により汚水の約7割を処理する南蒲生浄化センターが壊滅的な被害を受けたが、下水道サービスを維持し、生活衛生環境の保持を図るため、緊急対応を行いながら段階的に処理機能の回復に努め、平成24年1月から中級処理（接触酸化法）を開始した。また復旧にあたっては、従前の機能回復にとどまらず、地震や津波に強く、環境にも配慮した未来志向型の下水処理場へ再生することとし、平成24年9月に新水処理施設の建設に着手し、平成28年4月より全系列で運転を開始している。

浸水対策においては、中心部での土地利用の高度化や郊外の市街化に伴う浸水被害の軽減に向けて施設整備を進めていた中、令和元年東日本台風による甚大な浸水被害が発生し、より速やかに効果的な対策を実施することが求められている。そのため、従来の河川事業や下水道事業を進めるだけでなく、農林や道路等の他事業とも組織横断的に連携した局所的な対策にも取り組むこととした。

本市下水道では、効率的・効果的に事業運営を行うための仕組みとして、平成25年7月から施設のリスク評価や投資判断基準を設定するなどのアセットマネジメントを導入している。平成27年度には、今後の方針と施策をとりまとめた「仙台市下水道マスタープラン」を策定し、そのうち令和7年度までに達成すべき目標や具体的な実施施策を「仙台市下水道事業中期経営計画」として定め、当該手法を用いた事業運営を行っている。

1 公共下水道事業

「公共下水道」とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

(1) 汚水処理施設整備

汚水処理施設については、公共下水道・農業集落排水施設・地域下水道・合併処理浄化槽による汚水処理の役割分担を定めた「仙台市汚水処理適正化構想」（平成9年5月策定、平成15年度見直し）に基づき整備を実施し、平成21年に概成した。

■汚水処理施設の整備状況

(令和5年4月1日現在)

| 処 理 施 設 | 汚水処理施設整備率 | | 下水道施設の概要 | | |
|----------------|------------|-------------|----------|------|-------|
| | 汚水処理施設整備人口 | 行政人口に対する整備率 | 下水道管延長 | 処理施設 | ポンプ施設 |
| 公共下水道 A | 1,049,809人 | A/G=98.7% | 4,898km | 5施設 | 278施設 |
| 農業集落排水施設 B | 4,825人 | B/G=0.5% | 87km | 13施設 | 64施設 |
| 地域下水道 C | 189人 | C/G=0.0% | 9km | 2施設 | 1施設 |
| 公管理浄化槽 D | 4,773人 | D/G=0.5% | (1,586基) | | |
| 合併処理浄化槽 E | 1,047人 | E/G=0.1% | (533基)※1 | | |
| 計(A+B+C+D+E) F | 1,060,643人 | F/G=99.8% | 4,994km | 20施設 | 343施設 |
| 行政人口 G | 1,063,262人 | | | | |

※1 下水道事業計画区域内の未公示区域のもの及び下水道事業計画区域外で公管理浄化槽以外のもの

(2) 雨水排水施設整備

雨水の整備については、市街化区域を対象に浸水区域の解消を図るため、10年確率降雨に対応した施設整備を進めている。実施に当たっては、浸水リスクが高い地区について優先的に施設整備を進めるとともに、段階的な施設整備を行い、浸水リスクの低減を図ることとしている。また、雨水の貯留、浸透等の「雨水流出抑制」等を加えた総合的な浸水対策に取り組んでいる。

■雨水排水施設の整備状況

(令和5年4月1日現在)

| 計 画 諸 元 | 整備面積 ※ | 事業計画区域面積に対する整備率 | 整備終了地域 |
|--------------------------|----------|-----------------|----------|
| 1時間降雨強度52mm (10年確率降雨) | 6,594 ha | 37.2% | 区画整理事業ほか |

※ 事業計画区域面積は17,739ha

(3) 合流式下水道の改善

雨天時における合流式下水道からの未処理下水の越流量を削減するための貯留・浸透施設等の建設や土地区画整理事業による分流化等を行うとともに、分合流改善のための汚水幹線及び汚水ポンプ場の建設に取り組んでいる。

2 農業集落排水事業

「農業集落排水施設」とは、農業用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における汚水を処理する施設をいい、現在、13地区で供用している。

3 地域下水道事業

「地域下水道」とは、仙台市地域下水道条例に規定する住宅団地における汚水を排除及び処理するために設けられた施設の総体で、市が管理しているものをいう。新川団地、新川別荘団地の2施設がある。

4 浄化槽事業

本市では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「浄化槽法」及び「仙台市浄化槽指導要綱」に基づき浄化槽の設置・維持管理の指導等を行っている。

なお、生活排水未処理地区の解消を図り、公共用水域の水質を保全するため、平成16年度から「仙台市浄化槽事業条例」により、市が個人の住宅に浄化槽を設置して維持管理を行う公設・公管理の浄化槽事業を行っている。

また、平成26年度からは個人の住宅に加えて集会所を本事業の対象に追加している。

第2章 仙台市下水道マスタープラン

1 仙台市下水道マスタープラン

仙台市の下水道は明治32年から事業に着手しており、終末処理場を備えた近代的下水道としては、昭和32年に第1次下水道事業として認可を取得したのがその始まりである。その後、都市の発展や社会情勢の変化に即して下水道計画区域を拡大し、昭和42年と平成6年並びに平成12年には下水道基本計画を策定して事業を展開してきたが、平成21年に汚水処理施設整備が概成したこと、「仙台市総合計画（計画期間：平成23年～令和2年）」において本市の将来人口が減少すると見直されたこと、「仙台市震災復興計画（平成23年策定）」においてより一層災害に強い都市づくりの方針が示されたことなどを受け、将来を見据えた新たな下水道事業の検討が求められた。

そこで誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市への発展を目指し、平成27年9月に、今後の下水道事業の目指すべき方向性と施策を取りまとめた「仙台市下水道マスタープラン（計画期間：平成28年度～令和7年度）」を策定した。

本マスタープランでは、下水道の役割や現状における本市下水道事業の課題、社会情勢の変化を踏まえ、改めて本市下水道事業の使命を基本理念として明らかにした上で、将来にわたって本市の下水道が進むべき方向性を基本方針として定め、具体的に取り組む施策を整理している。

(1) 基本理念

仙台市総合計画に掲げる目指す都市の姿を実現するために、これまでの事業実施状況と社会情勢等の変化を踏まえて、「くらしを、地球を、未来を支え続ける仙台の下水道」を基本理念として定めている。

くらしを、地球を、未来を支え続ける仙台の下水道

藩祖伊達政宗公の命によって造られた「四ツ谷用水」に始まる仙台市の下水道は、市民のくらしを支え、まちを育み、環境を守り続けてきました。時代の移り変わりとともに、都市型浸水の増加や、施設の老朽化など下水道が抱える課題は変化しています。

また、度重なる災害の経験から、下水道機能の停止が都市活動に与える影響の重大性や、下水道機能の維持が大量のエネルギー消費に依存する性質も浮き彫りとなり、新たな取組みが必要となりました。

しかし、私たちの使命は、いつの時代も変わりません。

仙台市下水道事業は、最適な下水道サービスを提供し、未来に向けて、くらしを、地球環境を支え続けます。そのために私たちは、市民共有の財産である仙台の下水道を守り、これまでの災害から得た知見を活かして、くらしの安全・安心を高めます。

また、水や資源の循環、エネルギーの有効活用により、地球環境を保全します。

そして、皆さまでともに、常に効果的かつ効率的な取組みを迫及することで、下水道事業運営のトップランナーを目指します。

(2) 3つの視点と基本方針

本マスタープランでは、基本理念を達成するために「くらし・社会」，「環境」，「経営」の3つの視点に基づき事業運営を行うこととしている。また，これら3つの視点に基づく事業の方向性として，次の6つの基本方針を定めている。

① 「くらし・社会」の視点

基本方針1：生活環境維持の方針（快適なくらしを支え続ける）

基本方針2：防災の方針（災害に対して安心して安全に暮らせるまちづくりに貢献する）

② 「環境」の視点

基本方針3：水環境保全の方針（健全な水環境の形成に貢献する）

基本方針4：地球環境保全の方針（持続可能型社会の実現へ向け，地球環境保全に貢献する）

③ 「経営」の視点

基本方針5：健全な経営の方針（信頼される経営を実現する）

基本方針6：サービスの充実・連携の方針（お客さま満足の向上と社会貢献を推進する）

(3) 仙台市下水道マスタープランの施策

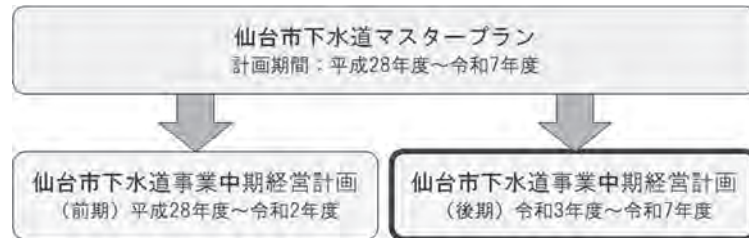
本マスタープランでは，基本理念の実現を図るため，それぞれの基本方針ごとに施策を定め，具体的な取り組み内容を整理している。

| 視点 | 基本方針 | 施策 |
|--------|------------------------|-------------------------------|
| くらし・社会 | 基本方針1 生活環境維持の方針 | 施策1 下水道施設の適正な維持管理 |
| | | 施策2 下水道施設の計画的な保全 |
| | | 施策3 汚水施設の再構築 |
| | 基本方針2 防災の方針 | 施策4 地震・津波対策 |
| | | 施策5 浸水対策 |
| | | 施策6 緊急時対応の強化 |
| 環境 | 基本方針3 水環境保全の方針 | 施策7 合流式下水道における雨天時越流水対策 |
| | | 施策8 汚水施設利用の推進 |
| | | 施策9 雨天時浸入水対策 |
| | | 施策10 放流水質の適正維持 |
| | 基本方針4 地球環境保全の方針 | 施策11 資源・エネルギーの利活用と温室効果ガスの排出抑制 |
| | | 施策12 適切な汚泥処理による環境負荷の軽減 |
| 経営 | 基本方針5 健全な経営の方針 | 施策13 効率的な経営 |
| | | 施策14 組織基盤の強化 |
| | | 施策15 財務基盤の強化 |
| | 基本方針6 サービスの充実・連携の方針 | 施策16 お客さま満足の向上 |
| | | 施策17 市民協働と産学官の連携 |
| | | 施策18 国内外への貢献 |

2 仙台市下水道事業中期経営計画

マスタープランを着実に実施していくため、その実施計画となる「仙台市下水道事業中期経営計画」を策定した。

本計画では、マスタープランで定めた施策や取組み項目について、計画期間の中で達成すべき目標や具体的な年次計画、必要な予算等を明確にしており、これに基づき事業運営や進捗管理を行うこととしている。



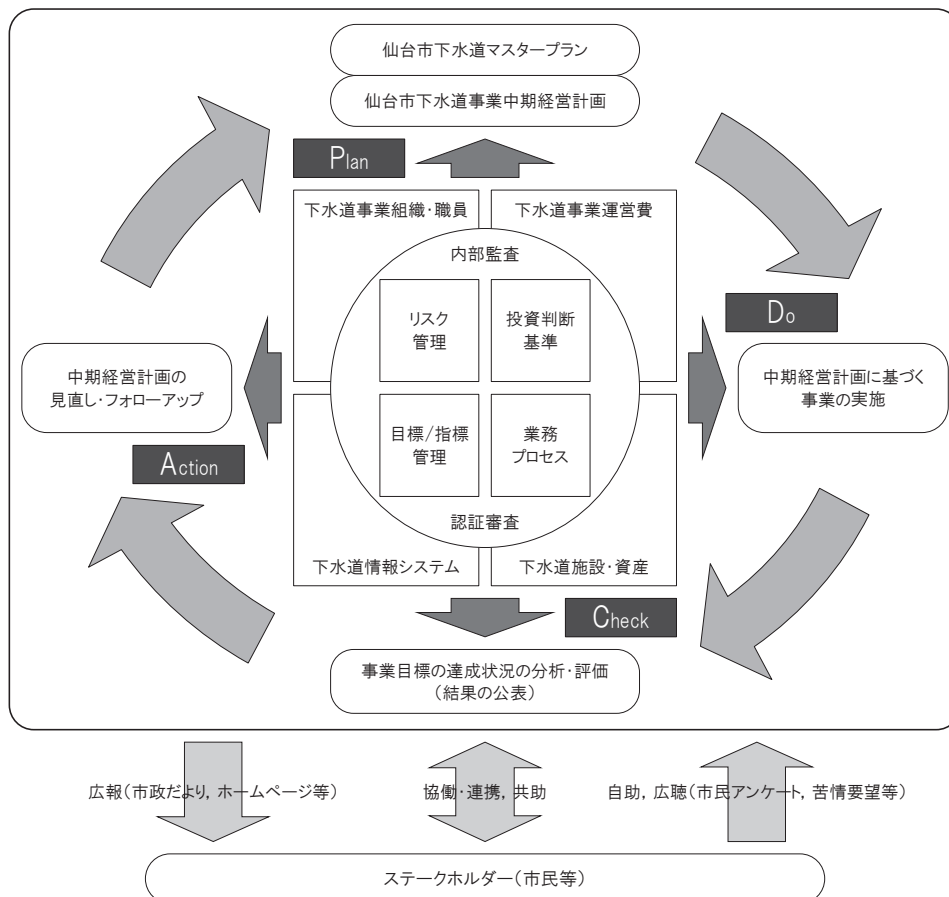
(1) 主な事業

本計画では、マスタープランで定めた施策と取組み項目に基づき実施する主な事業を次頁のとおり整理している。

(2) 進捗管理

本計画は、毎年度の予算の状況や実際の事業の進捗状況、計画に定めた目標の達成状況等により進捗管理を行うとともに、内外の経営環境の変化等を踏まえて毎年度フォローアップを行い、翌年度以降の事業進捗を図るとしている。

また、平成25年度から本格導入したアセットマネジメントの運用と継続的な改善により、計画の着実な推進を図り、計画目標の達成を目指すとしている。



仙台市下水道マスタープランで定めた施策と取り組み項目に基づき実施する主な事業

| 施策 | 取り組み項目 | 主な事業 |
|----------------------------------|---|---|
| 施策1 下水道施設の適正な維持管理 | (1) 管路施設の適正な維持管理 (2) 浄化センター・ポンプ場の適正な維持管理 (3) ICTを活用した効率的な維持管理 | ● 管路施設の点検、不具合取付管の改善、老朽化した人孔蓋の交換 ● 適正な運転管理・計画的な点検等、水処理施設の安定稼働 ● ICT技術を活用した維持管理 |
| 施策2 下水道施設の計画的な保全 | (4) 管路施設の計画的な保全 (5) 浄化センター・ポンプ場の計画的な保全 (6・7) 施設の再編・再構築 | ● 腐食のおそれのある箇所等の点検、TVカメラ等調査、老朽管の改善 ● 設備機器の更新・長寿命化、下水道施設の耐水化 ● 農業集落排水施設の公共下水道への編入 |
| 施策3 汚水施設の再構築 | (8) 施設規模の適正化 | ● 施設規模適正化の検討 |
| 施策4 地震・津波対策 | (9) 総合的な地震対策の実施 (10) 津波対策の実施 | ● 管路の耐震化、浄化センター・ポンプ場の耐震化 ● ポンプ場への津波対策の実施 |
| 施策5 浸水対策 | (11) 雨水排水施設整備の効率的な推進 (12) 雨水流出抑制対策の推進 (13) 自助・共助の取組み (14) 雨水施設の適切な管理 | ● 浸水多発地区における雨水排水施設整備、スポット対策の実施 ● 公共施設等における雨水流出抑制施設の設置 ● 自助・共助の取組みに関する情報発信 ● 雨水施設の点検、雨水排水施設の清掃等 |
| 施策6 緊急時対応の強化 | (15) 下水道BCPの運用 (16) 災害協定の充実 | ● 下水道BCPに基づく訓練の実施、下水道BCPの改定 ● 災害協定先との訓練の実施 |
| 施策7 合流式下水道における雨天時越流水対策 | (17) 他都市への支援の取組み (18) 合流式下水道改善計画に基づく対策の実施 (19) 令和6年度以降の合流式下水道改善事業の方針検討 | ● 他都市支援研修の実施、下水道災害復旧他都市支援マニュアルの改善 ● 諏訪町ポンプ場の整備、中央第4号幹線の整備、夾雑物対策の実施 ● 放流回数半減対策の実施 |
| 施策8 汚水施設利用の推進 | (20) 普及率の向上 | ● 汚水管の延伸整備、浄化槽の整備 |
| 施策9 雨天時浸入水対策 | (21) 水洗化の促進 (22) 計画的な対策の実施 | ● 啓発活動や継続指導による未水洗家庭の解消 ● 接続調査の実施、雨天時浸入水調査・対策工事の実施 |
| 施策10 放流水質の適正維持 | (23) 浄化センターにおける維持管理・保全の適正化 (24) 事業場排水の適切な監視・指導 (25) 新たな水質問題への対応 | ● 適正な運転管理・計画的な点検等、浄化センターの処理水質安定化 ● 定期的な立ち入り検査の実施と指導、主要幹線における水質検査の実施 ● 流入水質情報の活用 |
| 施策11 資源・エネルギーの利活用と温室効果ガスの排出抑制 | (26) 再生可能エネルギーの利活用促進 (27) 資源・汚泥の有効利用 | ● 再生可能エネルギーの利用検討 ● 汚泥焼却灰のセメント原料への利用、消化ガス発電の導入 |
| 施策12 適切な汚泥処理による環境負荷の軽減 | (28) 温室効果ガス排出量の削減 (29) 汚泥量の減少を考慮した適切な汚泥焼却施設の更新 (30) 将来的な汚泥処理の検討 | ● 省エネルギー機器の導入、浄化センターの最適運転方法の確立 ● 南蒲生浄化センター2号汚泥焼却炉の更新 ● 最適な汚泥処理システムの計画策定 |
| 施策13 効率的な経営 | (31) アセットマネジメントの運用による業務改善 (32) 情報システムの最適化 | ● アセットマネジメントシステムの改善 ● 情報システムの安定稼働の維持、情報システム全体のスリム化 |
| 施策14 組織基盤の強化 | (33) 人材育成・技術管理 (34) 業務執行体制の強化 | ● 計画的な研修による職員の力量向上、技術マニュアルのデータベース化 ● 管路施設維持管理における包括的業務委託の導入 |
| 施策15 財務基盤の強化 | (35) コスト削減 (36) 資金の確保 (37) 適正な下水道使用料の検討 | ● 農業集落排水施設の公共下水道への編入、雨天時浸入水対策工事の実施 ● 地下水利用実態調査の実施、新たな収入確保策の検討 ● 適正な使用料の在り方検討 |
| 施策16 お客さま満足の向上 | (38) 広報・広聴の強化 (39) お客さま対応の充実 | ● 下水道出前講座の実施、煉瓦下水道見学施設の一般開放 ● 市民アンケート調査の実施、使用料取扱い金融機関増の検討 |
| 施策17 市民協働と産学官の連携 | (40) 市民との協働・連携 (41) 産学官との共同研究・技術開発 | ● 各種団体との協働による下水道フェア等の実施 ● 国の共同研究の仕組みを活用した共同研究の実施 |
| 施策18 国内外への貢献 | (42) 国内技術協力 (43) 海外技術支援 | ● 国内被災自治体の支援、他都市からの視察・研修の受け入れ ● 海外からの視察・研修の受け入れ |

第3章 下水道の整備状況

1 下水道の整備状況

本市における本格的な下水道事業は、昭和32年から始まり、昭和39年には南蒲生下水道処理場（現南蒲生浄化センター）の運転が開始され、それと並行して幹線と枝線の管きよの整備が行われた。その後、昭和63年には秋保温泉浄化センター、平成5年には広瀬川浄化センター、平成10年には定義浄化センターがそれぞれ運転を開始した。

(1) 整備状況

(令和5年4月1日現在)

| | 下 水 道 | | | | | 合 併 処 理 浄 化 槽 (※1) | 全 市 計 汚 水 処 理 施 設 |
|------------------------|------------------------------|-------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| | 公 共 下 水 道 | 農 業 集 落 排 水 | 地 域 下 水 道 | 公 設 浄 化 槽 | 下 水 道 事 業 計 | | |
| 市 域 面 積 A (ha) | 78,635.0 | | | | | | |
| 行政区域人口 B (人) | 1,063,262 | | | | | | |
| 行政区域世帯 C (世帯) | 537,698 | | | | | | |
| 市街地面積 D (ha) | 15,020.0 (令和2年国勢調査DID面積) | | | | | | |
| 市街地人口 E (人) | 1,004,465 (令和2年国勢調査DID人口) | | | | | | |
| 事業計画区域面積 F (ha)(※2) | 18,861.6 | 274.3 (357.8) | 23.9 | / | 19,159.8 | / | / |
| 事業計画区域人口 G (人)(※2) | 1,018,110 | 7,320 (9,900) | 189 | | 1,025,619 | | |
| 排水区域面積 H (ha) | 17,345.3 | 357.8 | 23.9 | | 17,727.0 | | |
| 排水区域人口 I (人) | 1,049,809 | 4,825 | 189 | | 1,054,823 | | |
| 処理区域面積 J (ha) | 17,345.3 | 357.8 | 23.9 | | 17,727.0 | | |
| 処理区域人口 K (人) | 1,049,809 | 4,825 | 189 | 4,773 | 1,059,596 | 1,047 | 1,060,643 |
| 普及率(K/B)% | 98.7 | 0.5 | 0.0 | 0.5 | 99.7 | 0.1 | 99.8 |
| 処理区域世帯 L (世帯) | 531,422 | 2,028 | 116 | 1,981 | 535,547 | 795 | 536,342 |
| 普及率(L/C)% | 98.8 | 0.4 | 0.0 | 0.4 | 99.6 | 0.1 | 99.7 |
| 水洗化人口 M (人) | 1,046,855 | 4,739 | 189 | 4,773 | 1,056,556 | 1,047 | 1,057,603 |
| 水洗化率(M/K)% | 99.7 | 98.2 | 100.0 | 100.0 | 99.7 | 100.0 | 99.7 |
| 水洗化世帯 N (世帯) | 529,793 | 1,975 | 116 | 1,981 | 533,865 | 795 | 534,660 |
| 水洗化率(N/L)% | 99.7 | 97.4 | 100.0 | 100.0 | 99.7 | 100.0 | 99.7 |

※1 事業計画区域内の未公示区域のもの及び事業計画区域内の公設浄化槽以外のもの。

※2 事業計画区域面積F及び事業計画区域人口Gにおいて、農業集落排水の長袋地区、馬場地区については、公共下水道へ未接続であることから、長袋地区、馬場地区を含んだ面積及び人口を参考として下段に掲載した。

※3 東日本大震災の被災地については居住の有無にかかわらず、住民基本台帳の数字を使用した。

2 年度別処理水量

(単位：m³)

| 区分 | 年度 | 公共下水道 | | | | | | | | | | | 地域下水道 | 合計 |
|--------------|-----|-------------|-----------|-----------|---------|--------|------------|-----------|-------------|---------|---------|-------------|-------------|----|
| | | 単独 | | | 特定環境保全 | | 流域関連 | | 公共計 | | 農業集落排水 | | | |
| | | 南蒲生 | 宮城 | | 上谷刈 | 秋保温泉 | 定義 | 仙塩 | 阿武隈 | 公共計 | | | | |
| | | | 宮城 | 上谷刈 | | | | | | | | | | |
| 年間総 処理水量 | R 1 | 110,537,948 | 6,331,779 | 3,526,778 | 780,008 | 24,838 | 19,900,190 | 5,999,035 | 147,100,576 | | 565,193 | 165,571 | 147,831,340 | |
| | R 2 | 110,321,449 | 6,773,918 | 4,042,131 | 634,373 | 24,765 | 20,096,936 | 6,225,523 | 148,119,095 | 577,534 | 48,323 | 148,744,952 | | |
| | R 3 | 109,175,428 | 6,633,659 | 3,823,039 | 676,460 | 22,289 | 19,817,918 | 5,971,328 | 146,120,121 | 552,986 | 39,802 | 146,712,909 | | |
| | R 4 | 107,547,318 | 6,309,774 | 3,774,764 | 707,997 | 23,130 | 19,946,681 | 6,072,549 | 144,382,213 | 543,792 | 41,572 | 144,967,577 | | |
| 年間雨水 処理水量 | R 1 | 16,907,596 | - | - | - | - | - | - | 16,907,596 | - | - | 16,907,596 | | |
| | R 2 | 16,551,747 | - | - | - | - | - | - | 16,551,747 | - | - | 16,551,747 | | |
| | R 3 | 15,131,888 | - | - | - | - | - | - | 15,131,888 | - | - | 15,131,888 | | |
| | R 4 | 15,523,422 | - | - | - | - | - | - | 15,523,422 | - | - | 15,523,422 | | |
| 年間汚水 処理水量 | R 1 | 93,630,352 | 6,331,779 | 3,526,778 | 780,008 | 24,838 | 19,900,190 | 5,999,035 | 130,192,980 | 565,193 | 165,571 | 130,923,744 | | |
| | R 2 | 93,769,702 | 6,773,918 | 4,042,131 | 634,373 | 24,765 | 20,096,936 | 6,225,523 | 131,567,348 | 577,534 | 48,323 | 132,193,205 | | |
| | R 3 | 94,043,540 | 6,633,659 | 3,823,039 | 676,460 | 22,289 | 19,817,918 | 5,971,328 | 130,988,233 | 552,986 | 39,802 | 131,581,021 | | |
| | R 4 | 92,023,896 | 6,309,774 | 3,774,764 | 707,997 | 23,130 | 19,946,681 | 6,072,549 | 128,858,791 | 543,792 | 41,572 | 129,444,155 | | |
| 年間有収 水量 | R 1 | 80,154,341 | 5,038,030 | 2,942,910 | 693,934 | 23,470 | 15,958,036 | 4,727,520 | 109,538,241 | 434,593 | 136,731 | 110,109,565 | | |
| | R 2 | 80,672,667 | 5,366,482 | 3,031,960 | 536,289 | 21,434 | 16,183,092 | 4,947,863 | 110,759,787 | 449,939 | 17,113 | 111,226,839 | | |
| | R 3 | 80,181,495 | 5,358,619 | 2,996,952 | 598,183 | 20,138 | 16,186,162 | 4,897,821 | 110,239,370 | 441,324 | 15,542 | 110,696,236 | | |
| | R 4 | 79,836,822 | 5,296,525 | 2,930,715 | 661,619 | 21,789 | 15,751,379 | 4,836,118 | 109,334,967 | 436,707 | 15,481 | 109,787,155 | | |

第4章 公共下水道事業

1 公共下水道(汚水整備)の計画

汚水処理施設の整備については、平成15年度に見直した「仙台市汚水処理適正化構想」に基づいて整備を進め、平成21年に汚水処理施設整備が概成した。

(1) 南蒲生処理区

市中心部を計画区域とする南蒲生処理区は、昭和32年に事業認可を取得し、昭和39年に簡易処理方式で供用を開始した。昭和47年に処理区の拡大及び処理方式の高級化等を目的に事業計画変更を行い、昭和54年には高級処理方式で供用を開始した。その後、市街化区域拡大に伴う下水道計画の見直しや、旧宮城町、旧泉市との合併に伴う区域の追加による事業計画変更を行い、平成元年には市西部地区を宮城処理区として分離した。

(2) 宮城処理区

宮城地区の宅地開発等に伴う汚水量増大の対策として、郷六、折立、落合、愛子の各地区を南蒲生処理区から分離し、新たに宅地開発計画を取り込んで、平成元年に宮城処理区を創設した。広瀬川浄化センターは「広瀬川の清流を守る条例」の趣旨を受けて高度処理方式を採用し、平成5年4月に供用を開始した。令和元年9月には、地域下水道事業のみやぎ台地区を編入した。

(3) 上谷刈処理区

平成2年3月に特定環境保全公共下水道の南蒲生処理区根白石処理分区として事業認可を取得した区域と、従前から地域下水道として共同汚水施設で処理していた地区(中山、住吉台、館)を合わせ再編の上、上谷刈処理区として平成15年に公共下水道と位置付けた。令和5年1月には、農業集落排水事業の朴沢地区を編入した。

(4) 秋保温泉処理区

秋保温泉処理区は、秋保温泉地区及びその周辺地区の汚水を対象とする特定環境保全公共下水道として、昭和59年2月に事業認可を取得し、昭和63年9月に供用を開始した。

(5) 定義処理区

青葉区大倉に位置する定義地区は、「定義さん」として親しまれている西方寺へ参拝に訪れる観光客と周辺地区の汚水を対象とする特定環境保全公共下水道として、平成5年3月に事業認可を取得し、平成10年3月に供用を開始した。

当地区は、下流に位置する大倉ダムの水質保全を考慮し、高度処理方式を採用している。

(6) 仙塩流域関連

計画区域は市北西部から北東部にわたる七北田川左岸区域であり、宅地造成等により都市化が進んでいる地区である。

仙塩流域関連は、仙塩流域下水道事業に基づき昭和54年に事業認可を取得し、同年に供用を開始した。その後の社会情勢の変化により見直しを行い、七北田川左岸の岩切、福室、中野、蒲生、泉地区の3,739haを分流式による流域関連公共下水道事業計画区域として事業を進めている。

上位計画である仙塩流域下水道事業計画は、七北田川左岸、砂押川及び松島湾の一部を含む流域を区域とし、目標年次令和7年度、処理区域面積約8,418ha、処理人口約32万人、処理水量約14万m³/日の計画となっており、昭和53年6月に供用を開始している。関係市町村は、仙台市（富谷市含む）、塩竈市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町、大和町の3市3町である。

(7) 阿武隈川下流流域関連

計画区域は中田地区等の名取川右岸区域であり、宅地造成等により都市化が進んでいる地区である。

阿武隈川下流流域関連は、阿武隈川下流流域下水道事業に基づき、昭和57年に事業認可を取得し、昭和63年に供用を開始した。その後の社会情勢の変化により見直しを行い、名取川右岸の809haを分流式による流域関連公共下水道事業計画区域として事業を進めている。

上位計画の阿武隈川下流流域下水道事業計画は、目標年次令和7年度、処理区域面積約10,586ha、処理人口約30万人、処理水量約12万m³/日の計画となっており、昭和60年1月に供用を開始している。関係市町村は、仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町の5市6町である。

事業計画概要一覧表

(令和5年4月1日現在)

| 項目 | 南蒲生処理区 | | 宮城処理区 | | 上谷刈処理区 | | 秋保温泉処理区 | | 定義処理区 | | 仙塩流域関連※1 | | 阿武隈川下流域関連 | | 合計※2 |
|----------------------------------|-------------------------------|---------|-----------|--------|-----------|--------|------------|-------|----------|-------|------------|-----------|------------|-----------|---------|
| | 全体計画 | 事業計画 | 全体計画 | 事業計画 | 全体計画 | 事業計画 | 全体計画 | 事業計画 | 全体計画 | 事業計画 | 全体計画 | 事業計画 | 全体計画 | 事業計画 | |
| 変更協議年月日 | 令和5年3月 | | 令和5年3月 | | 令和5年3月 | | 令和5年3月 | | 令和5年3月 | | 令和5年3月 | | 令和5年3月 | | |
| 目標年次 | 令和17年度 | 令和7年度 | 令和17年度 | 令和7年度 | 令和17年度 | 令和7年度 | 令和17年度 | 令和7年度 | 令和17年度 | 令和7年度 | 令和17年度 | 令和7年度 | 令和17年度 | 令和7年度 | |
| 計画種 汚水量 (ha) | 汚水 | 11,888 | 11,844 | 1,506 | 1,506 | 790 | 790 | 201 | 12 | 12 | 3,743 | 3,739 | 809 | 809 | 18,949 |
| | うち合流 | 2,644 | 2,644 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,644 |
| 計画人口 (人) | 雨水(分流) | 8,844 | 8,827 | 1,253 | 1,253 | 596 | 596 | 106 | 0 | 0 | 3,624 | 3,624 | 728 | 728 | 15,133 |
| | 計 | 684,460 | 717,850 | 50,300 | 52,460 | 30,110 | 32,520 | 2,820 | 60 | 80 | 154,160 | 157,000 | 58,230 | 59,630 | 980,140 |
| 計画 汚水量 (m ³ /日) | 生活 | 188,238 | 197,424 | 13,834 | 14,429 | 8,281 | 8,944 | 777 | 17 | 22 | 42,396 | 43,178 | 16,013 | 16,398 | 269,556 |
| | 観光 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,225 | 27 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,252 |
| 工場他 | 計 | 135,421 | 140,954 | 5,080 | 5,266 | 3,216 | 3,417 | 484 | 36 | 38 | 23,578 | 24,038 | 3,848 | 3,939 | 171,663 |
| | 計 | 323,659 | 338,378 | 18,914 | 19,695 | 11,497 | 12,361 | 2,486 | 80 | 87 | 65,974 | 67,216 | 19,861 | 20,337 | 442,471 |
| 名称 | 南蒲生浄化センター | | 広瀬川浄化センター | | 上谷刈浄化センター | | 秋保温泉浄化センター | | 定義浄化センター | | (仙塩浄化センター) | | (県南浄化センター) | | — |
| 敷地面積(a) | 2,348 | | 492 | | 293 | | 253 | | 23 | | (2,058) | | (1,570) | | 3,409 |
| 最終 処理場 | 計画汚水量 (m ³ /日) | 383,700 | 398,500 | 18,914 | 19,695 | 11,497 | 12,361 | 2,486 | 80 | 87 | (130,399) | (136,787) | (119,900) | (122,779) | 416,677 |
| | 計画処理能力 (m ³ /日) | 383,700 | 400,000 | 19,000 | 19,900 | 11,500 | 12,400 | 2,500 | 80 | 90 | (222,000) | (222,000) | (125,000) | (125,000) | 416,780 |
| 現有処理能力 (m ³ /日) | 400,000 | | 19,900 | | 12,400 | | 6,000 | | 400 | | (222,000) | | (125,000) | | 438,700 |

※1 仙塩流域関連は、富谷市(39.1ha, 人口4,800人)を含む。

※2 合計欄の数値は、端数処理により合わない場合がある。

2 公共下水道の維持管理

管きよ、ポンプ場、浄化センターなどの下水道施設の正常な機能を保持し、放流水の水質を良好な状態に保つよう努めており、日常的及び定期的な巡視、点検、整備、修繕、清掃等の管理を行っている。

(1) 管きよ施設

① 施設概要

| 施設名 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|------------|---------|---------|---------|---------|
| 管きよ総延長 (km) | | 4,823 | 4,866 | 4,888 | 4,898 |
| 内 訳 | 合流管 (km) | 595 | 597 | 598 | 599 |
| | 分流污水管 (km) | 3,026 | 3,051 | 3,063 | 3,070 |
| | 分流雨水管 (km) | 1,202 | 1,218 | 1,227 | 1,229 |
| マンホール (箇所) | | 139,832 | 140,541 | 141,175 | 141,903 |
| 伏越 (箇所) | | 141 | 150 | 150 | 150 |
| 調整池 (箇所) | | 99 | 103 | 103 | 105 |
| 沈砂池 (箇所) | | 11 | 11 | 11 | 11 |

※ 「伏越」：河川、鉄道等を横断する場合、障害となる箇所を局部的に避けるため一旦下げて施工した施設

※ 「沈砂池」：流速をゆるめて下水中の土砂などを沈殿させるための池

② 管理概要

| 管理内容 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|------|------------------------|-----------|--------|--------|--------|-------|
| 調査 | 管きよ詳細調査 (m) | 42,416 | 42,023 | 27,316 | 48,437 | |
| | 管きよ簡易調査 (m) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 目視調査 (箇所) | 8 | 85 | 110 | 55 | |
| 改築 | 管きよ改良工事 (m) | 6,654 | 5,594 | 7,371 | 3,547 | |
| | 管きよ更新工事 (m) | 2,928 | 6,659 | 2,479 | 4,919 | |
| | 内訳 | 開削・推進 (m) | 674 | 656 | 486 | 507 |
| | | 更生 (m) | 8,808 | 11,597 | 9,364 | 7,959 |
| 修繕 | 管きよ更生工事 (m) | 6 | 25 | 0 | 2 | |
| | 管きよ修繕工事 (箇所) | 16 | 4 | 11 | 9 | |
| | 取付管修繕工事 (箇所) | 549 | 500 | 446 | 355 | |
| | マンホール修繕 (箇所) | 492 | 446 | 451 | 512 | |
| 清掃 | 管きよ清掃 (m) | 8,283 | 5,882 | 6,811 | 7,305 | |
| | 取付管清掃 (箇所) | 1,739 | 1,704 | 1,529 | 1,546 | |
| 浚渫 | 伏越浚渫 (箇所) | 31 | 32 | 32 | 26 | |
| | 水路浚渫 (m ³) | 330 | 236 | 734 | 286 | |
| | 道路側溝浚渫 (m) | 10,493 | 11,045 | 13,658 | 9,841 | |
| | 汚泥処理 (t) | 1,981 | 2,052 | 1,952 | 1,909 | |

※ 「管きよ改良工事」：耐用年数50年未満で改築が必要になったものの工事

※ 「管きよ更新工事」：耐用年数50年以上で改築が必要になったものの工事

(2) 不明水対策

不明水とは、破損した管きよや宅内排水設備から汚水管へ浸入してくる雨水等をいう。これが原因となり、特に雨天時にはマンホールから汚水が溢れたり下水道が使用できなくなるなどの現象が発生しており、これらの現象を抑制することを目的とし不明水対策を行っている。不明水対策として、宅内排水設備の誤接続調査やテレビカメラによる目視調査等により、誤接続の改善指導や管きよ開削工事、管きよ更生工事、管きよ修繕工事（損傷箇所の補修）等を行っている。

| 管 理 内 容 | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 調 査 | 誤 接 続 調 査 (戸数) | 2,214 | 921 | 1,886 | 1,766 |
| | 誤 接 続 戸 数 (戸数) | 27 | 3 | 13 | 10 |
| | 改 善 戸 数 (戸数) | 90 | 96 | 34 | 11 |
| 工 事 | 管きよ開削工事 (m) | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 管きよ更生工事 (m) | 1,755 | 1,765 | 2,740 | 1,420 |
| | 管きよ修繕工事 (箇所) | 0 | 0 | 0 | 0 |

「工事」欄の数値は(1)②管理概要の数値の内数である

(3) ポンプ場施設

① 主要なポンプ場の施設概要

(令和5年4月1日現在)

| 処 理 区 | 目 的 | ポンプ場名 | ポンプ場設備 | | | 運 転 開 始 年 月 |
|----------------------------|----------------------------|--------|----------|---------|--------------------------|----------------------------|
| | | | 口径 mm | 台数 台 | 揚水量 m ³ /分 | |
| 南 浦 生 処 理 区 | 汚水 | 1 五ッ谷 | 550 | 2 | 37.80 | 昭和41年6月 |
| | | | 550 | 1 | 37.80 | |
| | | | 800 | 2 | 69.20 | |
| | | | 800 | 2 | 69.20 | |
| | 汚水 | 2 澱 | 200 | 4 | 4.50 | 昭和41年9月 |
| | 汚水 | 3 郡山 | 500 | 2 | 29.00 | 昭和44年6月 |
| | | | 700 | 2 | 62.60 | |
| | | | 900 | 2 | 99.00 | |
| | 雨水 | | 900 | 2 | 99.00 | |
| | 汚水 | 4 鶴巻 | 300 | 2 | 9.50 | 平成元年1月 |
| | | | 400 | ① 1 | 12.00 | |
| | 雨水 | | 1350 | 2 | 250.00 | |
| | | | 2000 | 1 | 515.00 | |
| | | | 2000 | 3 | 515.00 | |
| | | | 1800 | 3 | 560.00 | |
| | 雨水 | 5 長町第一 | 800 | 2 | 90.00 | 平成17年4月 |
| | | | 1000 | 2 | 126.00 | |
| | | | 1650 | ① | 378.00 | |
| | | | 1650 | 1 | 396.00 | |
| | 南 浦 生 処 理 区 | 6 六丁目 | 700 | 4 | 60.00 | 昭和58年5月 |
| | | | 800 | 1 | 90.00 | |
| | | | 800 | 1 | 90.00 | |
| | | 7 志波東 | 100 | 3 | 1.10 | 昭和45年8月 |
| | | 8 愛宕橋 | 150 | 3 | 2.00 | 昭和45年8月 |
| 9 米ヶ袋 | | 350 | 4 | 13.38 | 昭和48年9月 | |
| 10 霊屋 | | 150 | 2 | 2.50 | 昭和49年7月 | |
| 11 三居沢 | | 200 | 2 | 2.10 | 昭和53年12月 | |
| 12 飯田団地 | | 100 | 2 | 1.20 | 昭和54年7月 | |
| 13 茂庭住宅 | | 100 | 2 | 0.60 | 昭和58年1月 | |
| 14 人来田 | | 250 | 3 | 8.01 | 昭和58年9月 | |
| 15 富沢 | | 200 | 3 | 3.90 | 昭和59年9月 | |
| 16 国見第一 | | 100 | 2 | 1.32 | 昭和62年3月 | |
| 17 国見第二 | | 100 | 2 | 0.74 | 昭和63年2月 | |
| 18 みやぎ中山 | | 150 | 3 | 3.00 | 昭和63年12月 | |
| 19 岡田 | | 200 | 2 | 4.30 | 平成元年3月 | |
| 20 霞目 | | 300 | ① 3 | 8.68 | 平成2年4月 | |
| 21 吉成 | | 100 | 2 | 0.66 | 平成2年12月 | |
| 22 人来田西 | | 100 | 2 | 0.84 | 平成3年3月 | |
| 23 富沢南 | | 150 | 2 | 2.50 | 平成10年4月 | |
| 24 梅田川第一 | | 200 | 3 | 9.00 | 平成19年5月 | |

| 処 理 区 | 目 的 | ポンプ場名 | ポンプ場設備 | | | 運 転 開 始 年 月 |
|----------------------------|--------|-----------|----------|---------|--------------------------|----------------------------|
| | | | 口径 mm | 台数 台 | 揚水量 m ³ /分 | |
| 南 浦 生 処 理 区 | 雨水 | 25 苦竹 | 500 | 2 | 30.00 | 昭和45年10月 |
| | | | 700 | 1 | 60.00 | |
| | | 26 今泉雨水 | 2000 | 5 | 500.00 | 平成5年4月 |
| | | 27 新田東雨水 | 900 | 2 | 114.00 | 平成12年6月 |
| | | | 300 | 2 | 12.00 | |
| | | 28 東郡山雨水 | 600 | 1 | 48.00 | 平成17年4月 |
| | | | 900 | 1 | 110.00 | |
| | | | 1000 | 2 | 140.00 | |
| | | 29 扇町雨水 | 1800 | 2 | 600.00 | 平成22年6月 |
| | | 30 苦竹雨水 | 900 | 1 | 120.00 | 平成24年7月 |
| | | | 1500 | 1 | 360.00 | |
| | | 31 仙石排水 | 800 | 4 | 90.00 | 平成28年10月 |
| 32 荒井東雨水 | 800 | 2 | 83.00 | 平成30年4月 | | |
| | 1000 | 2 | 138.00 | | | |
| 宮 城 | 汚水 | 33 折立 | 150 | 2 | 2.21 | 平成7年4月 |
| | | 34 赤坂 | 150 | 2 | 1.94 | 平成10年4月 |
| | | 35 みやぎ台 | 100 | 3 | 0.78 | 令和元年9月 |
| 秋 保 | 汚水 | 36 秋保第一 | 150 | 3 | 2.50 | 昭和63年10月 |
| | | 37 秋保第二 | 150 | 2 | 2.20 | 昭和63年10月 |
| 上 谷 刈 | 汚水 | 38 北中山一丁目 | 250 | 2 | 3.80 | 昭和58年4月 |
| | | 39 館四丁目 | 100 | 4 | 0.60 | 平成3年4月 |
| | | 40 泉中山 | 150 | 2 | 1.63 | 平成10年11月 |
| | | 41 早坂下 | 250 | 4 | 3.60 | 昭和56年10月 |
| | | 42 無串 | 250 | 4 | 3.90 | 昭和56年10月 |
| 仙 塩 | 雨水 | 43 中野 | 250 | ① 2 | 6.10 | 平成13年2月 |
| | | 44 北新田排水 | 350 | 2 | 15.00 | 昭和56年4月 |
| | | | 400 | 2 | 20.00 | |
| | | | 400 | 1 | 20.00 | |
| | | 45 西原排水 | 500 | 1 | 24.00 | 昭和56年4月 |
| | | 46 西原雨水 | 1800 | ② 2 | 564.00 | 平成27年8月 |
| | | 47 中野雨水 | 1650 | ① 4 | 399.00 | 平成16年4月 |
| | | 48 蒲生雨水 | 300 | 1 | 7.20 | 昭和56年4月 |
| | | | 600 | 1 | 43.80 | |
| | | | | 1350 | 1 | 186.00 |
| 阿 武 隈 | 雨水 | 49 落合雨水 | 2000 | 4 | 204.60 | 平成4年4月 |
| | | 50 庄松雨水 | 1200 | ① 3 | 204.00 | 平成7年4月 |

(注) ○数字は増設予定台数。

② その他ポンプ場

低地区 (マンホール) ポンプ場等 228ヶ所

(4) 浄化センター

浄化センターは、管きょやポンプ場によって排除される下水を受けて、下水の水質を河川や海域に放流しうる水質にまで改善する施設である。

① 南蒲生浄化センター

南蒲生浄化センターは、昭和34年に処理施設の工事に着手し、昭和39年10月に完成、沈殿方式による簡易処理を開始した。その後、昭和45年の水質汚濁防止法の制定に伴い南蒲生浄化センターにも排水規制が実施されたこと、また、既成市街地周辺の人口増加に伴い汚水量が増大したこと等から、第2次下水道事業計画が策定された。

その計画においては、下水処理方式は活性汚泥法（ステップエアレーション法）による高級処理とされた。昭和47年度から処理施設の建設工事に着手し、昭和54年3月から供用を開始し、平成6年3月にすべての水処理施設が完成した。

また、平成9年に、より安定した処理能力をめざし、運転方式をステップエアレーション法から擬似嫌気好気法に変更した。

平成23年3月11日の東日本大震災の巨大津波で、水処理施設は壊滅的な被害を受け、処理機能を喪失した。被災以降、復旧工事を進めながら、沈殿処理と塩素消毒による簡易処理を行っていた。平成24年1月末には、接触酸化法による中級処理を開始し、また、平成25年12月から放流水の浮遊物対策として凝集沈殿処理を開始することにより、放流水の更なる水質向上に取り組んできた。なお、平成27年11月には新水処理施設の半系列を、さらに、平成28年4月より新水処理施設の全系列を稼働している。また、平成8年に運転を開始した1号汚泥焼却炉の更新炉として、3号炉及び4号炉を段階的に整備し、3号炉を平成28年10月より、4号炉を令和4年1月より供用開始した。

a 浄化センター概要

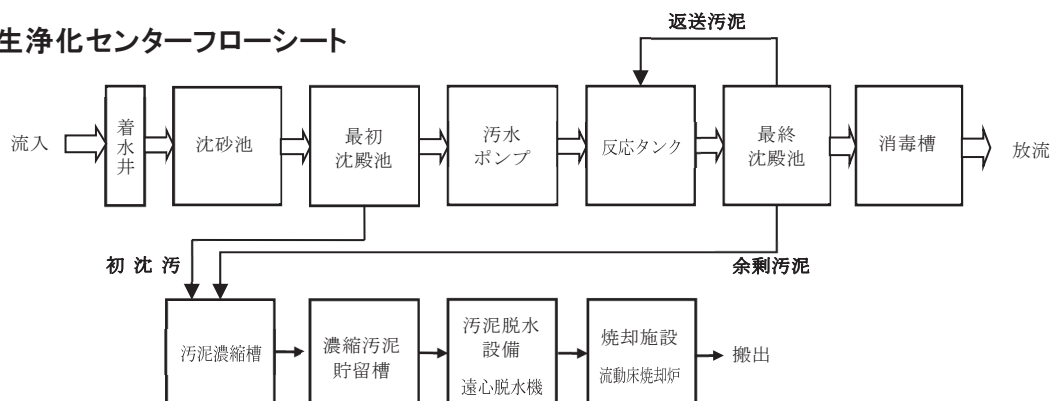
| 項 目 | 事 業 計 画 | 現況 (令和5年4月1日現在) |
|--------------|--|--|
| 所 在 地 | 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二 112 番地 | |
| 敷 地 面 積 | 23.48 ha | |
| 処 理 区 域 面 積 | 11,843.6 ha | 11,104.4ha |
| 処理能力 (晴天日最大) | 400,000 m ³ | 400,000 m ³ |
| 処理能力 (雨天時最大) | 992,300 m ³ | 992,300 m ³ |
| 処 理 区 域 人 口 | 717,850 人 | 757,438 人 |
| 処 理 方 法 | 標準活性汚泥法＋次亜塩素酸消毒 | 標準活性汚泥法＋次亜塩素酸消毒 |
| 排 除 方 式 | 分流式 (一部合流式) | |
| 放 流 先 | 太平洋 仙台港地先海域 (乙) | |
| 流 入 水 質 | BOD 205mg/l ・ SS 205mg/l | BOD 180mg/l ・ SS 160mg/l |
| 放 流 水 質 | BOD 15mg/l 以下 ・ SS 30mg/l 以下 | BOD 6.8mg/l ・ SS 4 mg/l |
| 汚 泥 焼 却 施 設 | 流動床式汚泥焼却炉 | |
| 焼 却 能 力 | 200 t / 日 × 1 基 130 t / 日 × 1 基 70 t / 日 × 1 基 | 200 t / 日 × 1 基 130 t / 日 × 1 基 70 t / 日 × 1 基 |

b 運転管理状況

| 項目 | 単位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 流入下水量 | m ³ | 110,537,948 | 110,321,449 | 109,175,428 | 107,547,318 |
| 場内環流水量 | | 9,129,892 | 8,717,991 | 8,059,182 | 9,187,072 |
| 総処理量 | | 119,667,840 | 119,039,440 | 117,234,610 | 116,734,390 |
| 一次処理量 | m ³ | 276,160 | 2,959,080 | 2,675,480 | 1,808,920 |
| 二次処理量 | m ³ | 119,391,680 | 116,080,360 | 114,559,130 | 114,925,470 |
| 降雨量(年) | mm | 1,481 | 1,247 | 1,105 | 1,214 |
| 雨水量(年) | m ³ | 16,907,596 | 16,551,747 | 15,131,888 | 15,523,422 |
| 日平均総水量 | m ³ | 326,961 | 326,135 | 321,191 | 319,820 |
| 日平均晴天日水量 | m ³ | 302,016 | 248,297 | 278,755 | 275,696 |
| 晴天日最大水量 | m ³ | 314,534 | 305,190 | 304,460 | 299,380 |
| 処理汚泥量 | m ³ | 755,686 | 807,847 | 779,180 | 739,882 |
| 処理固形物量 | Ds・t | 21,810 | 20,539 | 19,638 | 20,383 |
| 脱水汚泥発生量 | t | 83,297 | 78,992 | 73,790 | 77,497 |
| 場内発生量 | t | 79,191 | 74,512 | 69,446 | 73,030 |
| 場外受入量 (広瀬川浄化センター) | t | 4,106 | 4,481 | 4,344 | 4,467 |
| 脱水汚泥処分量 | t | 86,436 | 86,198 | 71,073 | 86,655 |
| 脱水汚泥埋立量 | t | 0 | 0 | 2,136 | 4,884 |
| 脱水汚泥有効利用量 | t | 0 | 0 | 515 | 499 |
| 脱水汚泥焼却量 | t | 86,436 | 86,198 | 68,422 | 81,272 |
| 焼却灰埋立量 | t | 1,279 | 1,220 | 306 | 825 |
| 焼却灰有効利用量 | t | 1,375 | 1,634 | 2,077 | 1,506 |
| 脱水汚泥場内仮置量 | t | 0 | 0 | 2,800 | 2,598 |
| 高分子凝集剤注入量 | kg | 75,463 | 84,100 | 94,938 | 105,640 |
| 高分子凝集剤注入率 | % | 0.35 | 0.41 | 0.48 | 0.52 |
| 遠心脱水機運転日数 | 日 | 366 | 365 | 365 | 365 |

- 1 降水量は仙台管区気象台調べ。
- 2 晴天日とは、流入下水に雨水が含まれない日をいう。
- 3 処理固形物量は、焼却炉データを記載。
- 4 令和3・4年度は焼却設備の不具合により、脱水汚泥を全量焼却処理していない。
- 5 脱水汚泥場内仮置量は添加している改質剤の重量を含む。(令和3年度の数量は概算値)

■南蒲生浄化センターフローシート



② 広瀬川浄化センター

広瀬川浄化センターは、広瀬川上流部の宮城地区で都市化が急速に進んできたことから、「広瀬川の清流を守る条例」の趣旨を考慮した設計で昭和 63 年に事業認可を取得し、平成元年に着工、平成 5 年 4 月に供用を開始した。

本処理場は広瀬川の水質を保全するため、放流水質を BOD 3 mg/ l 以下・SS 5 mg/ l 以下に設定して高度処理方式（2 段式嫌気・好気活性汚泥法＋砂ろ過法＋オゾン消毒）を採用し、汚泥処理は平成 5 年 10 月より本稼動を開始している。

a 浄化センター概要

| 項 目 | 事 業 計 画 | 現況（令和 5 年 4 月 1 日現在） |
|-------------|---------------------------|---------------------------|
| 所 在 地 | 仙台市青葉区折立三丁目 20 番 2 号 | |
| 敷 地 面 積 | 4.92 ha | |
| 処 理 区 域 面 積 | 1,505.7 ha | 1,237.5 ha |
| 処理能力（日最大） | 19,900 m ³ | 19,900 m ³ |
| 処 理 区 域 人 口 | 52,460 人 | 57,540 人 |
| 処 理 方 式 | 2 段式嫌気・好気活性汚泥法＋砂ろ過法＋オゾン消毒 | |
| 排 除 方 式 | 分 流 式 | |
| 放 流 先 | 一級河川名取川水系綱木川 | |
| 流 入 水 質 | BOD 210mg/l ・ SS 200mg/l | BOD 230mg/l ・ SS 190mg/l |
| 放 流 水 質 | BOD 3mg/l以下 ・ SS 5mg/l以下 | BOD 1.1mg/l ・ SS <0.5mg/l |

b 運転管理状況

| 項 目 | 単位 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 処理水量（年） | m ³ | 6,331,779 | 6,773,918 | 6,633,659 | 6,309,774 |
| 日平均処理水量 | m ³ | 17,299 | 18,559 | 18,175 | 17,287 |
| 日最大水量 | m ³ | 19,857 | 19,797 | 19,597 | 19,799 |
| 処理汚泥量 | m ³ | 160,497 | 164,333 | 162,736 | 161,998 |
| 処理固形物量 | DSt | 1,214 | 1,214 | 1,135 | 1,225 |
| 脱水汚泥量 | t | 4,106 | 4,481 | 4,626 | 4,467 |
| 電力使用量 | kWh | 5,006,784 | 5,084,790 | 4,936,947 | 4,861,557 |

③ 上谷刈浄化センター

上谷刈浄化センターは、当初は宅地開発が進められた3団地（加茂団地、長命ヶ丘ニュータウン及び虹の丘団地）の汚水処理を目的に建設された地域し尿処理施設で、昭和50年度に着工し、昭和52年10月に供用を開始した。その後、公共下水道（南蒲生処理区）との再編により、平成15年4月に中山、住吉台、館、根白石地区を対象に事業認可を取得し、公共下水道としての供用を開始した。

本処理場は、七北田川の水質を保全するため、放流水質をBOD 5 mg/1以下・SS 5 mg/1以下に設定して高度処理方式（標準活性汚泥法＋凝集沈殿＋急速ろ過法＋紫外線消毒）を採用している。

a 浄化センター概要

| 項 目 | 事 業 計 画 | 現 況 (令和5年4月1日現在) |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 所 在 地 | 仙台市泉区上谷刈字沼下1番地 | |
| 敷 地 面 積 | 2.93 ha | |
| 処 理 区 域 面 積 | 790.4 ha | 701.0 ha |
| 処理能力(日最大) | 12,400 m ³ | 12,400 m ³ |
| 処 理 区 域 人 口 | 32,520人 | 31,285 人 |
| 処 理 方 式 | 標準活性汚泥法＋凝集沈殿＋急速ろ過法＋紫外線消毒 | |
| 排 除 方 式 | 分 流 式 | |
| 放 流 先 | 二級河川七北田川水系七北田川 | |
| 流 入 水 質 | BOD 210mg/1 ・ SS 200mg/1 | BOD 210mg/1 ・ SS 200mg/1 |
| 放 流 水 質 | BOD 5mg/1以下 ・ SS 5mg/1以下 | BOD 2.0mg/1 ・ SS 0.6mg/1 |

b 運転管理状況

| 項 目 | 単 位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 処理水量(年) | m ³ | 3,526,778 | 4,042,131 | 3,823,039 | 3,774,764 |
| 日平均処理水 | m ³ | 9,636 | 11,074 | 10,474 | 10,342 |
| 日最大水量 | m ³ | 10,900 | 12,420 | 12,100 | 12,643 |
| 処理汚泥量 | m ³ | 132,892 | 131,699 | 131,692 | 142,469 |
| 脱水汚泥量 | t | — | — | — | — |
| 電力使用量 | kWh | 1,461,080 | 1,549,698 | 1,547,333 | 1,536,869 |

④ 秋保温泉浄化センター

秋保温泉浄化センターは、観光地である秋保温泉地区を対象とした下水処理場である。昭和59年に事業認可を取得し、昭和63年9月に供用を開始した。

a 浄化センター概要

| 項 目 | 事 業 計 画 | | 現況 (令和5年4月1日現在) |
|-------------|----------------------------|--------------------------|-----------------|
| 所 在 地 | 仙台市太白区秋保町湯元字畑23 | | |
| 敷 地 面 積 | 2.53 ha | | |
| 処 理 区 域 面 積 | 201.0 ha | 94.9 ha | |
| 処理能力 (日最大) | 2,700 m ³ | 6,000 m ³ | |
| 処 理 区 域 人 口 | 3,370 人 | 1,949 人 | |
| 処 理 方 式 | オキシデーシヨンディッチ法+次亜塩素酸消毒 | | |
| 排 除 方 式 | 分 流 式 | | |
| 放 流 先 | 一級河川名取川水系名取川 | | |
| 流 入 水 質 | BOD 230mg/l ・ SS 170mg/l | BOD 220mg/l ・ SS 150mg/l | |
| 放 流 水 質 | BOD 15mg/l以下 ・ SS 20mg/l以下 | BOD 1.5mg/l ・ SS 1.1mg/l | |

b 運転管理状況

| 項 目 | 単 位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 処理水量 (年) | m ³ | 780,008 | 634,373 | 676,460 | 707,997 |
| 日平均処理水量 | m ³ | 2,131 | 1,738 | 1,853 | 1,940 |
| 日最大水量 | m ³ | 3,024 | 2,532 | 2,666 | 3,037 |
| 処理汚泥量 | m ³ | 14,489 | 11,026 | 12,774 | 11,141 |
| 汚泥搬出量 | m ³ | 3,070 | 2,411 | 2,523 | 2,886 |
| 電力使用量 | kWh | 361,836 | 281,605 | 288,362 | 308,132 |

⑤ 定義浄化センター

定義浄化センターは、定義如来を中心とする観光地を対象とした下水処理場である。平成5年に事業認可を取得し、平成10年3月から供用を開始した。

本処理場は、下流に位置する大倉ダムの水質保全を考慮し、放流水質をBOD 7 mg/l以下・SS 7 mg/l以下に設定して高度処理方式（回分式活性汚泥法＋好気性ろ床法＋砂ろ過法＋紫外線消毒）を採用している。

a 浄化センター概要

| 項目 | 事業計画 | 現況（令和5年4月1日現在） |
|-----------|----------------------------|---------------------------|
| 所在地 | 仙台市青葉区大倉字高見沢1-4 | |
| 敷地面積 | 0.23 ha | |
| 処理区域面積 | 12.0 ha | 11.2 ha |
| 処理能力（日最大） | 90m ³ | 400m ³ |
| 処理区域人口 | 80人 | 77人 |
| 処理方式 | 回分式活性汚泥法＋好気性ろ床法＋砂ろ過法＋紫外線消毒 | |
| 排除方式 | 分流式 | |
| 放流先 | 一級河川名取川水系大倉川支流高見沢 | |
| 流入水質 | BOD 630mg/l ・ SS 300mg/l | BOD 560mg/l ・ SS 290mg/l |
| 放流水質 | BOD 7mg/l以下 ・ SS 7mg/l以下 | BOD 0.6mg/l ・ SS <0.5mg/l |

b 運転管理状況

| 項目 | 単位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 処理水量（年） | m ³ | 24,838 | 24,765 | 22,289 | 23,130 |
| 日平均処理水量 | m ³ | 68 | 69 | 61 | 63 |
| 日最大水量 | m ³ | 147 | 147 | 131 | 143 |
| 汚泥搬出量 | m ³ | 461 | 403 | 481 | 461 |
| 電力使用量 | kWh | 199,675 | 189,624 | 195,730 | 210,164 |

(5) 汚泥その他の廃棄物の処理状況

① 汚泥発生量

| 施設名 | 種類 | 単位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 南蒲生浄化センター | 脱水汚泥 | t | 79,191 | 74,512 | 69,446 | 73,030 |
| | 焼却灰 | | 2,654 | 2,854 | 2,399 | 2,331 |
| 広瀬川浄化センター | 脱水汚泥 | t | 4,106 | 4,481 | 4,626 | 4,467 |
| 秋保温泉浄化センター | 濃縮汚泥 | m ³ | 3,070 | 2,411 | 2,523 | 2,886 |
| 定義浄化センター | 濃縮汚泥 | m ³ | 461 | 404 | 481 | 461 |
| 上谷刈浄化センター | 引抜汚泥 | m ³ | 132,892 | 131,699 | 131,692 | 142,469 |

※ 「単位:t」:いずれも湿重量。

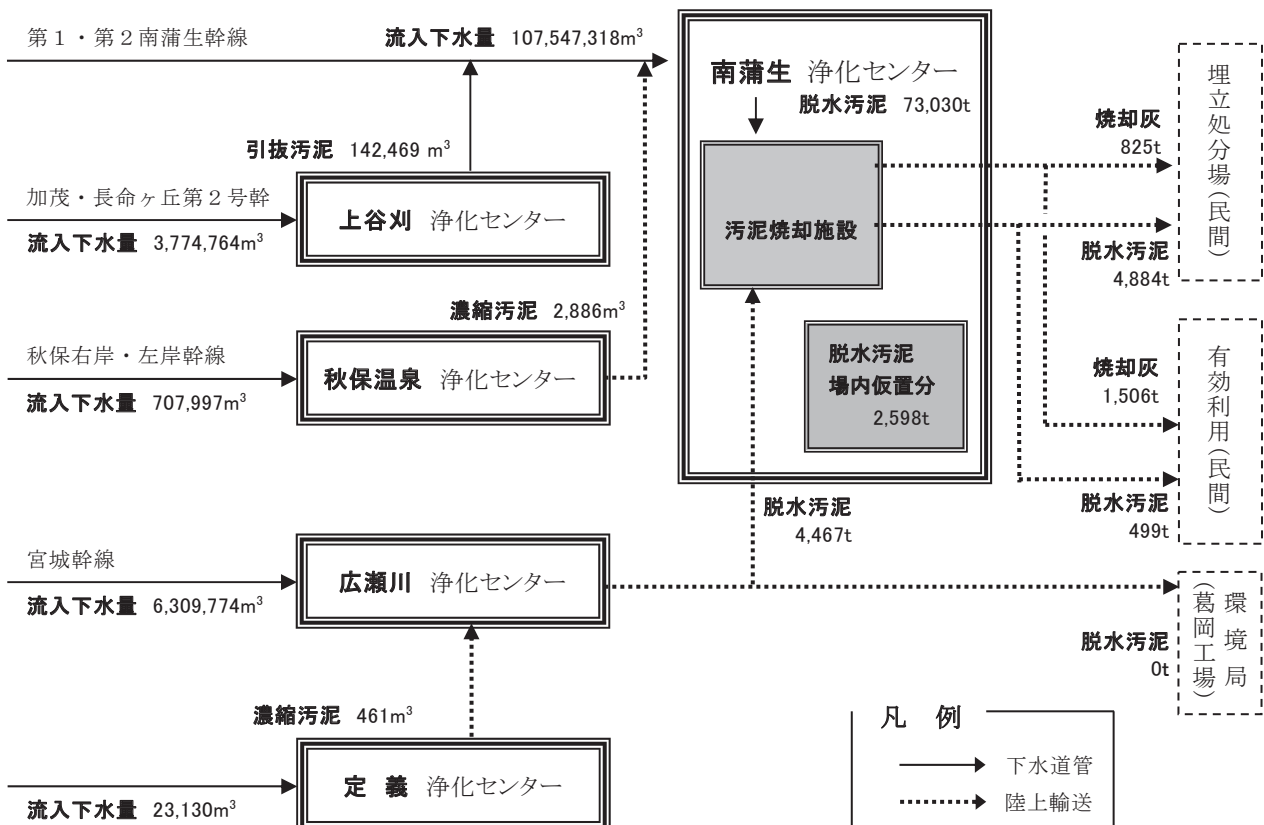
② し渣・沈砂搬出量

| 施設名 | 単位 | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | し渣 | 沈砂 | し渣 | 沈砂 | し渣 | 沈砂 | し渣 | 沈砂 |
| 南蒲生浄化センター | t | 44 | 296 | 41 | 302 | 44 | 232 | 43 | 253 |
| 広瀬川浄化センター | t | 13.5 | 0 | 20.2 | 0 | 18.2 | 0 | 17.6 | 2.0 |
| 秋保温泉浄化センター | t | 3.1 | 2.0 | 2.6 | 7.0 | 2.9 | 7.0 | 2.9 | 8.0 |
| 定義浄化センター | t | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上谷刈浄化センター | t | 4.7 | 0 | 5.7 | 0 | 5.4 | 0 | 5.1 | 0 |

※ 「し渣」:流入下水中の木片等の浮遊性のごみをスクリーンで除去したもの

※ 「沈砂」:下水の集水や処理の過程で沈降した土砂, 砂利等の総称

令和4年度 汚泥の処理処分系統(年間)



第5章 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、灌漑用水などの水質保全や農村の生活環境の改善を図り、併せて良好な水環境の保全に資するため、農業集落における汚水の処理施設等の整備を行い、事業整備計画地区すべてで供用されている。

(1) 施設概要

(令和5年4月1日現在)

| 区分 | 所在地 | 処理方法 | 処理能力 | 計画放流水質 | 放流水域 | 処理開始年月 |
|---------------------|-------------------------|---|---|----------------------------------|------|---------|
| 小在家 クリーン センター | 若林区 今泉字中村東 87-2 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 23.0ha 処理人口 880人 処理水量 日最大：290m ³ /日 日平均：238m ³ /日 | BOD：20mg/1以下 S S：50mg/1以下 | 名取川 | 平成3年6月 |
| 笹屋敷 クリーン センター | 若林区 荒浜字大堀 47 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 13.0ha 処理人口 570人 処理水量 日最大：188m ³ /日 日平均：154m ³ /日 | BOD：20mg/1以下 S S：50mg/1以下 | 名取川 | 平成3年6月 |
| 藤田 クリーン センター | 若林区 荒井字平田 47 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 急速ろ過 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 17.0ha 処理人口 1,090人 処理水量 日最大：360m ³ /日 日平均：294m ³ /日 | BOD：15mg/1以下 S S：50mg/1以下 | 名取川 | 平成4年5月 |
| 長袋 クリーン センター | 太白区 秋保町長袋 字瀬沢49-1 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 59.0ha 処理人口 1,830人 処理水量 日最大：604m ³ /日 日平均：494m ³ /日 | BOD：20mg/1以下 S S：50mg/1以下 | 名取川 | 平成6年4月 |
| 馬場 クリーン センター | 太白区 秋保町馬場 字町北92-4 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 20.0ha 処理人口 750人 処理水量 日最大：248m ³ /日 日平均：203m ³ /日 | BOD：10mg/1以下 S S：50mg/1以下 | 名取川 | 平成6年6月 |
| 井土 クリーン センター | 若林区 井土字南浦 142 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 70.3ha 処理人口 900人 処理水量 日最大：297m ³ /日 日平均：243m ³ /日 | BOD：15mg/1以下 S S：50mg/1以下 | 名取川 | 平成7年10月 |
| 三本塚 クリーン センター | 若林区 三本塚 字中条浦19 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 13.0ha 処理人口 530人 処理水量 日最大：175m ³ /日 日平均：143m ³ /日 | BOD：15mg/1以下 S S：50mg/1以下 | 名取川 | 平成7年10月 |

(令和5年4月1日現在)

| 区分 | 所在地 | 処理方法 | 処理能力 | 計画放流水質 | 放流水域 | 処理開始年月 |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------------|---|--------------------------------------|------|----------|
| 四ツ谷 クリーン センター | 若林区 荒井字切新田 75-3 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 22.0ha 処理人口 1,210人 処理水量 日最大: 399m ³ /日 日平均: 327m ³ /日 | BOD: 15mg/l 以下 S S: 50mg/l 以下 | 名取川 | 平成7年9月 |
| 下飯田 クリーン センター | 若林区 下飯田 宇屋敷東159 | 嫌気性ろ床及び 接触曝気方式 JARUS-Ⅲ型 | 処理面積 12.0ha 処理人口 630人 処理水量 日最大: 208m ³ /日 日平均: 170m ³ /日 | BOD: 15mg/l 以下 S S: 50mg/l 以下 | 名取川 | 平成9年4月 |
| 北赤石 クリーン センター | 太白区 茂庭字川添西 26-12 | 沈殿分離及び 接触曝気方式 JARUS-I型 | 処理面積 41.0ha 処理人口 410人 処理水量 日最大: 135m ³ /日 日平均: 111m ³ /日 | BOD: 15mg/l 以下 S S: 50mg/l 以下 | 名取川 | 平成10年10月 |
| 南赤石 クリーン センター | 太白区 坪沼字相ノ原 24-2 | 沈殿分離及び 接触曝気方式 JARUS-I型 | 処理面積 31.0ha 処理人口 320人 処理水量 日最大: 106m ³ /日 日平均: 86m ³ /日 | BOD: 15mg/l 以下 S S: 50mg/l 以下 | 名取川 | 平成10年10月 |
| 新川 クリーン センター | 青葉区 新川字清水尻 49-5 | 沈殿分離及び 接触曝気方式 JARUS-I型 | 処理面積 15.0ha 処理人口 380人 処理水量 日最大: 125m ³ /日 日平均: 103m ³ /日 | BOD: 15mg/l 以下 S S: 50mg/l 以下 | 広瀬川 | 平成11年10月 |
| 滝の原 クリーン センター | 太白区 秋保町馬場 字新田町12-2 | 沈殿分離及び 接触曝気方式 JARUS-I型 | 処理面積 17.0ha 処理人口 400人 処理水量 日最大: 132m ³ /日 日平均: 108m ³ /日 | BOD: 7mg/l 以下 S S: 50mg/l 以下 | 名取川 | 平成14年7月 |

(2) 運転管理状況

| 区分 | 項目 | 単位 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| クリーンセンター 13施設合計 (令和元～3年度は 14施設合計) | 処理水量(年) | m ³ | 565,193 | 577,534 | 552,986 | 543,792 |
| | 日平均処理水量 | m ³ | 1,544 | 1,582 | 1,515 | 1,489 |
| | 汚泥搬出量 | m ³ | 1,666 | 1,706 | 1,840 | 1,686 |
| | 電力使用量 | kWh | 1,178,628 | 1,205,104 | 1,129,604 | 1,216,351 |

第6章 地域下水道事業

1 地域下水道整備状況

地域下水道は、仙台市地域下水道条例に規定する住宅団地における汚水を排除及び処理するために設けられた施設で、現在は新川団地、新川別荘団地の2施設を供用している。

2 地域下水道の維持管理

処理施設概要及び運転管理状況は次のとおり。

(令和5年4月1日現在)

| 施設名 | | 新川団地 污水处理施設 | 新川別荘団地 污水处理施設 |
|---------------------|----------------|----------------------|----------------------|
| 所在地 | | 青葉区作並字岩谷堂西16-104 | 青葉区新川字土手下 |
| 処理区 | | 新川団地 | 新川別荘団地 |
| 処理方法 | | 長時間曝気方式酸化池 | 長時間曝気方式 |
| 処理能力 | 処理人口 | 1,000人 | 450人 |
| | 日最大 | 432m ³ /日 | 194m ³ /日 |
| | 日平均 | 200m ³ /日 | 90m ³ /日 |
| 計画放流水質 | BOD | 10mg/l以下 | 20mg/l以下 |
| | SS | 20mg/l以下 | 40mg/l以下 |
| 放流水域 | | 広瀬川 | 広瀬川 |
| 処理開始年月日 | | 昭和55年4月 | 昭和55年4月 |
| 令和4年度 運転管理 状況 | 年間処理水量 | 20,519m ³ | 21,053m ³ |
| | 日平均処理水量 | 56m ³ | 58m ³ |
| | 汚泥搬出 (濃縮汚泥) | 50m ³ | 0m ³ |
| | 汚泥搬出 (脱水汚泥) | — | — |
| | 電力使用量 | 54,541kWh | 35,404kWh |

第7章 浄化槽事業

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽法及び仙台市浄化槽指導要綱に基づき、浄化槽の設置届等の審査及び維持管理の指導等を行っている。

また、生活排水未処理地区の解消及び公共用水域等の水質の保全などを推進するため、仙台市浄化槽事業や維持管理の補助金等により、合併処理浄化槽の普及促進も併せて行っている。

1 設置審査・指導等

(1) 合併処理浄化槽の設置・管理状況

新設の合併処理浄化槽の基数は、おおむね横ばい傾向にある。

■合併処理浄化槽基数の推移

(単位：基)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 管理基数(累計：A+B)※ | 2,172 | 2,211 | 2,232 | 2,278 |
| 民間管理浄化槽基数 A | 668 | 679 | 685 | 692 |
| 公管理浄化槽基数(C+D) B | 1,504 | 1,532 | 1,547 | 1,586 |
| 本市設置型浄化槽基数 C | 837 | 866 | 880 | 918 |
| 帰属浄化槽基数 D | 667 | 666 | 667 | 668 |
| 設置基数(単年度：E+F) | 57 | 53 | 35 | 55 |
| 本市設置浄化槽基数 E | 30 | 31 | 14 | 38 |
| 民間設置浄化槽基数 F | 27 | 22 | 21 | 17 |
| 帰属浄化槽基数(単年度) | 0 | 0 | 1 | 3 |

※ 当該年度末時点で使用中の基数

(2) 合併処理浄化槽の法定検査

浄化槽は浄化槽法第7条(使用開始後3ヶ月目から8ヶ月目を実施する検査)及び第11条(年1回の定期検査)に基づく検査(以下「法定検査」という。)が義務付けられている。

令和4年度は、第7条に基づく検査が51基、第11条に基づく検査が2,407基に対して実施された。第7条検査の結果は、適正・おおむね適正を合わせると100%となっており、ほぼ適正に設置されている。第11条検査の結果は、適正・おおむね適正を合わせると98.8%となっており、ほとんどの合併処理浄化槽が適正に管理されている。

なお、第11条検査で不適正となった合併処理浄化槽については、放流水の水質悪化が主要な原因となっており、浄化槽管理者等に対し改善の指導を行っている。

■法定検査結果(令和4年度実施分)

(単位：基)

| | 適 正 | おおむね適正 | 不 適 正 | 計 |
|------------------------|------------------|----------------|--------------|-------------------|
| 法 第 7 条 検 査 (構成比) | 42 (82.3%) | 9 (17.7%) | 0 (0%) | 51 (100.0%) |
| 法 第 1 1 条 検 査 (構成比) | 1,746 (85.0%) | 288 (14.0%) | 21 (1.0%) | 2,055 (100.0%) |

(3) 浄化槽保守点検業者登録

仙台市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく登録業者数は、令和5年4月1日現在で49業者となっており、適宜審査・指導などを行っている。

2 仙台市浄化槽事業

(1) 公設浄化槽の設置及び帰属

公共用水域の水質を保全するためには生活排水の処理が喫緊の課題であることから、生活排水処理の特性、効果や経済性などを考慮し、地域特性にあった生活排水処理施設の整備を計画的に進めながら生活排水未処理地区を解消するため、平成15年度に「仙台市汚水処理適正化構想」の見直しを行い、平成16年度から仙台市浄化槽事業条例に基づく市町村設置型の公設浄化槽事業を開始した。

この事業は、公共下水道の事業認可区域、農業集落排水施設及び地域下水道の処理区域を除いた全市域（以下「事業区域」という。）を対象に、個人の住宅ごとに、公設・公管理型の浄化槽を設置するものである。また、併せて事業区域内の個人が住宅に設置している既存の合併処理浄化槽を公管理型の浄化槽として引き取ることとしている。平成26年度からは個人の住宅に加えて集会所を公設浄化槽事業の対象に追加した。

平成16年度から開始した公設浄化槽の設置基数は918基となっている。また、既存の合併処理浄化槽の引取り基数は668基となっており、公管理中の浄化槽基数は1,586基となっている。（前頁の「合併処理浄化槽基数の推移」を参照）

(2) 公設浄化槽排水放流先確保補助

未水洗化住宅の解消を図るため、公設浄化槽からの排水の放流先が確保できない場合において、私道等に共同排水設備を設置するときは「仙台市公設浄化槽共同排水設備設置補助要綱」により補助を行うこととしている。また、自然流下により放流先に排除することができない場合において、ポンプ施設等を設置するときは「仙台市公設浄化槽ポンプ施設等設置工事費補助要綱」により補助を行っている。令和4年度は5件の補助を行った。

第8章 浸水対策

1 総合的な浸水対策

土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大したことにより、浸水被害が度々発生しているが、その一方で、浸水対策には多額の事業費と長期の事業期間を要する。そのため、雨水排水施設や雨水流出抑制施設の効果的な整備、雨水施設の適切な維持管理等を組み合わせた総合的な浸水対策に取り組む必要がある。

本市では、令和元年東日本台風による甚大な浸水被害の発生を踏まえて、全庁的な組織である雨水対策委員会を開催し、浸水被害が発生している地区から17地区を重点的に整備する地区として選定したほか、従前の河川事業や下水道事業の抜本的な対策に加えて、道路事業や農業事業等と連携し局所的な浸水対策（スポット対策）も同時に推進するなど、組織を横断した効果的な施設整備に取り組んでいる。

2 公共下水道の浸水対策

(1) 概要

本市の公共下水道事業については、昭和32年に事業認可を取得し、市中心部では汚水と雨水を一つの管きよで流す合流方式、また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により、4年確率降雨（4年に1回の確率で想定される雨）に対応した施設整備を進めていたが、昭和61年8月の豪雨によって大規模な浸水被害が発生したことから、平成3年に仙塩中央処理区で計画整備水準を10年確率降雨に引き上げ、現在は仙台市下水道事業計画区域（雨水）内で一律10年確率降雨を対象としている。

平成27年9月に策定した「仙台市下水道マスタープラン」では、市街化区域のうち浸水リスクが高い地区について優先的に施設整備を進めるとともに、段階的な施設整備を行い、浸水リスクの低減を図ることとしている。

また、令和3年3月に策定した「仙台市下水道事業中期経営計画」では、雨水対策委員会で選定した17地区のうち13地区について、令和7年度までに施設整備事業に着手することとした。

一方で、令和3年3月に令和元年東日本台風を対象降雨とした内水浸水想定区域図を公表したほか、土のうの配布、止水板や雨水流出抑制施設の設置費補助、浸水履歴マップの活用により、公助・共助・自助の取組みを行っている。

(2) 整備状況

令和5年4月1日現在における、10年確率降雨に対応した整備区域面積は6,594ha、事業計画区域面積(17,739ha)に対する整備率は37.2%である。

3 雨水流出抑制事業

「速やかな雨水の排除」に加えて雨水の浸透施設や貯留施設を設置することにより、浸水被害の防止を図る。

令和4年度の取組み状況は次のとおり。

① 市の施設における取組み（抑制量 浸透1,387 m³/hr, 貯留580 m³）

- ・透水性舗装 29,723 m²
- ・雨水浸透ます 74個
- ・浸透トレンチ 2,500m
- ・浸透側溝 540m

② 民間に対する取組み

平成15年9月から、「仙台市雨水流出抑制施設設置費補助金交付要綱」に基づき補助金交付事業を行っている。また、平成20年8月から対象地区を追加し、補助金額の拡充を行い、平成30年6月からは仙台市下水道事業計画区域（雨水）を対象としている。

③ 開発行為に対する抑制施設設置の指導

開発行為の事前協議において、開発区域内の保水能力の低下防止及び雨水流出量の抑制を目的として、貯留施設や浸透施設の設置指導を行っている。抑制施設は開発区域面積1 ha以上については貯留と浸透とし、1 ha未満については浸透を基本としている。

4 雨水緊急対策事業

(1) 浸水の防除と被害の軽減

降雨時には浸水情報を速やかに収集し、雨水排水施設の巡視点検を行うとともに、浸水の防除と被害の軽減を図るため、必要な箇所には土のうや緊急排水ポンプを設置するなど応急的な対応をする。さらに、浸水原因の分析を行い、浸水防除に向けた施設整備に反映させている。

(2) 地下施設の浸水対策

近年大都市において、豪雨により地下街、ビルの地下室などの地下施設が浸水し、犠牲者が出るという災害が発生しており、本市においても同じような事故が発生する恐れがあるため、地下施設に関する浸水対策を推進している。

令和4年度は、市政だより（6月1日号）により、大雨時の避難対応や日頃からの浸水に対する備えについて周知啓発を行った。

(3) 土のうステーションの開設

市民の自助・共助による浸水被害軽減対策支援の一環として、平成27年度から土のうステーションによる土のうの配布を開始し、平成30年度以後は、下水道北・南管理センターに加え各区総合支所管内の7箇所に土のうステーションを開設。市民センター及びコミュニティセンターへ設置箇所を拡大し、現在は全18箇所となっている。

第9章 下水道の普及啓発

1 普及対策

(1) 未水洗家屋指導状況

公共下水道が整備され、供用又は処理が開始されると、その区域内では公共下水道へ下水を流入させるために排水設備を遅滞なく設置し（3ヶ月以内）、くみ取り便所を3年以内に改造することが下水道法で義務づけられている。また、浄化槽を設置している場合は、浄化槽を廃止して公共下水道に接続するよう義務づけられている。これらの義務に反して水洗化されない家屋については、下水道指導員による個別指導を行い、水洗化の向上に努めている。

■未水洗家屋指導件数及び改造件数

(単位：件)

| | | 青葉区 | 宮城野区 | 若林区 | 太白区 | 泉区 | 合計 |
|-------|------|-----|------|-----|-----|----|----|
| 令和4年度 | 指導件数 | 22 | 15 | 11 | 31 | 8 | 87 |
| | 改善件数 | 20 | 11 | 10 | 27 | 8 | 76 |

(2) 生活保護世帯の水洗化状況

生活保護を受けている持ち家の世帯については、昭和48年度から工事費の全額補助による改造工事を行っている。

(3) 水洗化工事資金融資あっせん制度

未水洗家屋の水洗化の促進を図るため、住宅所有者等が金融機関から水洗化工事資金を無利子で借りられるようにあっせんしている。あっせんの限度額は、くみ取り便所、浄化槽設置家屋は50万円以内、くみ取り便所の貸家は200万円限度で、返済は、借りた日の属する月の翌月から3年（36回）以内の均等償還となる。

2 啓発活動

下水道事業が果たす役割や下水道のしくみなどについて市民の理解と関心を深めるため、下水道フェア事業の実施、パンフレットの作成、出前講座の実施などさまざまな普及啓発活動を行っている。

(1) 下水道フェア事業

下水道フェア実行委員会の参加団体との協働により下水道と水環境について市民に広報するため、次の事業を実施している。

① 下水道フェア（令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

下水道事業について楽しみながら学ぶことができるイベントを実施している。

② 川柳コンクール

「くらしと水」または「マンホール」をテーマに、市内に在住または通勤・通学する小学生以上の方から作品を募集し、特選・ジュニア賞（宮城県川柳連盟賞）・秀逸・入選作品を表彰している。令和4年度はオンワード樫山仙台ビル10階ホールにて表彰式、青葉通地下道ギャラリーにて作品展を実施した（応募数：509名、876句）。

③ 下水道デザインマンホールコンテスト（令和5年度開始事業）

市内に在住または通勤・通学する小学生以上の方から作品を募集し、最優秀賞・

ジュニア賞を表彰する。表彰作品は実際にマンホールふたとして製作し、仙台市中心部に約1年間設置する。

(2) 広報パンフレット

① 「くらしと下水道」

小学校での学習用として、下水道の役割や歴史、水環境のしくみなどをテーマとしたパンフレットを作成し、仙台市内の小学校4年生全員を対象に配布している（令和4年度版作成部数：10,000部）。

② 「仙台市の下水道」

本市下水道の種類、下水道のはたらき、仙台市下水道マスタープラン、下水道の使い方等、本市下水道事業を紹介する総合パンフレットを市民及び国内外からの視察等参加者に配布している（令和3年度日英併記版作成・作成部数：2,000部）。

(3) 下水道出前講座

市内の小学4年生を対象として、下水道と水環境などについて学ぶ出前講座を実施している。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

(4) 煉瓦下水道見学施設「杜の都れんが下水洞窟」見学会

青葉区西公園C60広場（SL広場）の地下に埋設されている煉瓦下水道（明治33年築造、平成22年度土木学会選奨土木遺産認定）を見学施設として整備し、平成28年11月から見学会を実施している。また、見学会を疑似体験できる動画【のぞいてみよう！「杜の都れんが下水洞窟」】を制作し、仙台市公式動画チャンネルで公開している。

3 私道対策

下水道が整備されていない私道は、公共下水道の接続がなく、水洗化普及を阻害していることから、以下の制度により水洗化の促進を図っている。

(1) 私道への公共下水道布設制度

私道の幅員が2.7m以上で、利用戸数が2戸以上あり、私道の所有者全員の承諾が得られることなどを条件に、仙台市で下水道の設置及び管理をしている。

(2) 共同排水設備設置補助制度

道路の幅員が2.7m未満又は他人の土地を通過し、利用戸数が2戸以上あり、共同で排水設備を設置する場合に、工事費の8割を補助（ただし、ポンプ施設については全額）している。

(3) 水洗化困難箇所ポンプ等設置工事費補助制度

ポンプ施設設置を要する低地区等にある個人所有の未水洗家屋（新築等を除く）の所有者に、ポンプ施設工事と同時に排水設備の設置を行うことを要件に、ポンプ施設に要した全額を補助している。

4 排水設備

その土地の下水を公共ますへ流入するための排水管等を排水設備という。この排水設備の設置等の工事については、市が承認した排水設備等工事業者のみが行うことが

できる。

(1) 工事業者の承認と責任技術者の登録

排水設備工事の適正な施工を確保するために、資格要件を満たす工事業者を「公認業者」として承認している。また、工事の監理を行う専任の技術者で(一財)宮城県下水道公社が実施する試験に合格した者を「責任技術者」として登録している。

■公認業者、責任技術者の推移

| 年 度 | 公認業者数 | 責任技術者数 |
|-------|-------|--------|
| 令和元年度 | 378社 | 1,384人 |
| 令和2年度 | 378社 | 1,392人 |
| 令和3年度 | 371社 | 1,415人 |
| 令和4年度 | 374社 | 1,419人 |

(2) 令和4年度の排水設備工事確認申請の内訳

(単位：件)

| | 公共下水道・農業集落排水・地域下水道 | | | | | | | |
|---------|--------------------|--------------|----------------|--------------|------------|--------------|------------|-------|
| | 申 請 件 数 合 計 | 事 業 区 分 | | | 工 事 種 別 | | | |
| | | 公 共 下 水 道 | 農 業 集 落 排 水 | 地 域 下 水 道 | 水 洗 改 造 | 浄 化 槽 切 替 | 新 築 改 築 | そ の 他 |
| 青 葉 区 | 1,253 | 1,251 | - | 2 | 2 | 4 | 1,151 | 96 |
| 宮 城 野 区 | 638 | 638 | - | - | 1 | 2 | 582 | 53 |
| 若 林 区 | 614 | 596 | 18 | - | - | 1 | 559 | 54 |
| 太 白 区 | 1,221 | 1,212 | 9 | - | 2 | 2 | 1,144 | 73 |
| 泉 区 | 838 | 838 | - | - | 1 | 1 | 787 | 49 |
| 富 谷 市 | 14 | 14 | - | - | - | - | 14 | - |
| 計 | 4,578 | 4,549 | 27 | 2 | 6 | 10 | 4,237 | 325 |
| 前 年 度 | 4,659 | 4,647 | 11 | 1 | 7 | 12 | 4,312 | 328 |

5 下水道使用料・受益者負担金・流域下水道維持管理負担金

(1) 下水道使用料（公共下水道・地域下水道・農業集落排水施設）の推移

現在の下水道使用料は、基本使用料と超過使用料との合計額に10%（消費税分）を加算した金額である。

（単位：円/m³）

| 施行 | 昭和40.7.1 | 昭和50.12.1 | 昭和54.7.1 | 昭和58.7.1 | 昭和59.4.1 | 昭和60.4.1 | 平成1.12.1 | 平成5.6.1 | 平成8.4.1 | 平成10.4.1 | 平成14.6.1 | |
|--------------------------------|--------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|-----|
| 平均改定率 | — | (82.8) | (146.7) | (75.5) | | | 52.2 | 33.1 | 27.4 | 13.8 | 9.5 | |
| 基本使用料 (10m ³ まで) | 90 | 120 | 150 | 220 | 220 | 220 | 370 | 480 | 560 | 640 | 703 | |
| 超過使用料 | 11～20 | 9 | 13 | 15 | 25 | 25 | 25 | 40 | 60 | 80 | 95 | 104 |
| | 21～50 | | | 20 | 35 | 35 | 35 | 55 | 80 | 105 | 125 | 137 |
| | 51～100 | | | 35 | 60 | 60 | 60 | 95 | 135 | 175 | 205 | 225 |
| | 101～200 | | 14 | 45 | 80 | 80 | 80 | 120 | 165 | 215 | 250 | 274 |
| | 201～500 | | | | | 95 | 110 | 165 | 220 | 285 | 320 | 351 |
| | 501～1,000 | | | | | 15 | 50 | 85 | 105 | 125 | 185 | 240 |
| | 1,001～5,000 | | 16 | 55 | 95 | 120 | 140 | 205 | 260 | 335 | 370 | 406 |
| | 5,001～10,000 | | 17 | | | | | | | | | |
| | 10,001～ | | 18 | | | | | | | | | |
| 制定 | 昭和40.3 | 昭和50.10 | 昭和54.6 | 昭和58.6 | | | 平成1.9 | 平成5.3 | 平成7.12 | 平成9.12 | 平成14.3 | |

※ 平均改定率の()部分については、決算数値からの逆算で求めており、当初予定の改定率とは異なる。

(2) 公衆浴場汚水使用料の推移

（単位：円/m³）

| 施行 | 昭和50.12.1 | 昭和54.7.1 | 昭和58.7.1 | 平成1.12.1 | 平成5.6.1 | 平成8.4.1 | 平成10.4.1 | 平成14.6.1 |
|--------------------------------|-----------|----------|----------|----------|---------|---------|----------|----------|
| 基本使用料 (10m ³ まで) | 120 | 150 | 220 | 370 | 480 | 560 | 640 | 703 |
| 11m ³ ～ | ※ | 15 | 20 | | | | | 22 |
| 制定 | 昭和50.10 | 昭和54.6 | 昭和58.6 | 平成1.9 | 平成5.3 | 平成7.12 | 平成9.12 | 平成14.3 |

※ 11～100m³=6.5円, 101～500m³=7.0円, 501～1,000m³=7.5円, 1,000～5,000m³=8.0円, 5,001～10,000m³=8.5円, 10,001m³～=9.0円

(3) 水質使用料

水質使用料は、月1,500m³以上の汚水を排出する事業所で、BOD（生物化学的酸素要求量）及びSS（浮遊物質）が一定基準を超える汚水を排出する場合に徴収する。

（単位：円/m³）

| 施行 | | 昭和54.7.1 | 昭和58.7.1 |
|-----|-------------|----------|----------|
| BOD | 200～300mg/ℓ | 3 | 5 |
| | 301～600mg/ℓ | 18 | 24 |
| SS | 200～300mg/ℓ | 4 | 6 |
| | 301～600mg/ℓ | 22 | 28 |
| 制定 | | 昭和54.6 | 昭和58.6 |

(4) 下水道事業受益者負担金

下水道への汚水排出が利用可能となった際に、下水道事業の費用の一部に充てるため、仙台市都市計画下水道事業受益者負担金条例に基づき、受益者（土地の所有者等）から負担金を徴収している。

(単位：件)

| 年 度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 受益者負担金 | 385 | 321 | 242 | 190 |

※ 算定方法 土地の面積（登記簿）× 1 m²当たり200円＝受益者負担金（原則5年分割で納入）

(5) 流域下水道維持管理負担金

宮城県が管理する仙塩流域及び阿武隈川下流流域の維持管理負担金は、それぞれの流域処理場への排水量に負担金算定期間中の単価を乗じた額を負担している。

(単位：円/m³)

| 流域名 | 種 別 | 平成8 ～12年度 | 平成13 ～14年度 | 平成15 ～17年度 | 平成18 ～20年度 | 平成21 ～25年度 | 平成26 ～27年度 | 平成28 ～30年度 | 令和元 年度～ |
|---------------------------------|------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 仙 塩 流 域 | 一 般 排 水 | 49 | 37 | 37 | 33 | 33.0 | 34.0 | 37.6 | 39.8 |
| | 特 定 排 水 | 特定排水1 ※ | 58 | | | | | | |
| | | 特定排水2 ※ | 49 | 27 | | | | | |
| | そ の 他 排 水 | 49 | 37 | 37 | 33 | 33.0 | 34.0 | 37.6 | 39.8 |
| 下 阿 武 隈 川 流 域 | 種 別 | 平成4 ～7年度 | 平成8 ～12年度 | 平成13 ～17年度 | 平成18 ～20年度 | 平成21 ～25年度 | 平成26 ～27年度 | 平成28 ～30年度 | 令和元 年度～ |
| | 一 般 排 水 | 73 | 73 | 54 | 45 | 42.1 | 43.3 | 46.8 | 48.5 |
| | そ の 他 排 水 | 73 | 73 | 54 | 45 | 42.1 | 43.3 | 46.8 | 48.5 |

※ 特定排水とは、水質汚濁防止法で定める施設からの排水をいい、月間排水量のうち1,000 m³を越える部分を「特定排水1」、1,000 m³未満の部分を「特定排水2」という。

第10章 事業場等の水質指導・監視

1 事業場の水質指導・監視

(1) 除害施設設置等の指導

下水道施設の損傷や終末処理場での処理機能の阻害を起こすような悪質下水を防止するため、事業場が下水道を使用するに当たっては、除害施設（排水処理施設）の設置等により下水道法及び仙台市下水道条例の水質基準を守って排出するよう指導している。

令和4年度末における下水道法に規定する特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設）を設置する事業場（特定事業場）から発生する悪質下水の処理を目的として設置する除害施設等設置事業場数は784である。

(2) 事業場の監視

事業場は、排水の水質が常に基準に適合するように自主的に排水管理を行わなければならないが、現実には、除害施設の維持管理の不良等により悪質下水を排出する事業場もある。事業場の監視は、下水道施設の維持管理に影響を及ぼす悪質下水を排出する事業場を早期発見し、適切な指導を行うことを目的に実施している。

本市における事業場の監視は、仙台市下水道排水監視要綱に基づき、下水道に及ぼす影響が大きいと考えられる事業場をA～Cに区分して重点的に実施していたが、平成25年度より水質検査の報告徴収のみを行うD区分を新たに設けて、監視対象の幅を広げた。

事業場の監視区分の内容については次のとおり。

■事業場の監視区分(仙台市下水道排水監視要綱第3条による)

| 区 分 | 対 象 | 備 考 | |
|-----|--------------------------------|---|-----------------------------------|
| A | A 1 | 有害物質若しくは条例項目のうち「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素」を含むもの又は日平均排水量が50m ³ 以上であるもの | 下水道法第12条の2の規定が適用される特定事業場（直罰対象事業場） |
| | A 2 | 洗濯業で有害物質を含み、日平均排水量が20m ³ 未満であるもの | |
| B | B 1 | 一律環境項目を含むもの | A以外の特定事業場 |
| | B 2 | 条例項目のうち、鉱油類を排出しているもの | |
| | B 3 | BのうちB 1， B 2以外のもの | |
| C | 特定事業場以外の事業場で検査が必要な事業場 | 特定事業場以外の事業場 | |
| D | A， B以外の特定事業場で水質検査の報告徴収のみを行う事業場 | A， B以外の特定事業場 | |

また、監視対象事業場の監視区分における業種別内訳については次のとおり。

■令和4年度監視対象事業場の監視区分における業種別内訳

| 業種 | 監視区分 | | | | | | | 特定事業場 | | 非特定事業場 | | 合計 |
|----------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|-------|----|--------|--|----|
| | A 1 | A 2 | B 1 | B 2 | B 3 | D | 小計 | C | 小計 | | | |
| 食 料 品 製 造 業 | 9 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 11 | 0 | 0 | 11 | | |
| 印刷・出版業、工業品製造業 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 20 | 0 | 0 | 20 | | |
| 飲 食 店 等 ・ 旅 館 業 | 35 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 37 | 0 | 0 | 37 | | |
| 洗 濯 業 | 6 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 9 | 0 | 0 | 9 | | |
| 車 輛 洗 浄 施 設 (運輸、自動車整備販売、給油所等) | 2 | 0 | 0 | 134 | 0 | 0 | 136 | 0 | 0 | 136 | | |
| 研 究 ・ 検 査 機 関 | 68 | 0 | 3 | 0 | 0 | 4 | 75 | 0 | 0 | 75 | | |
| 廃 棄 物 処 理 業 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 | | |
| その他(病院、官公庁等) | 17 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 18 | 2 | 2 | 20 | | |
| 合計 | 161 | 1 | 3 | 134 | 6 | 7 | 312 | 2 | 2 | 314 | | |

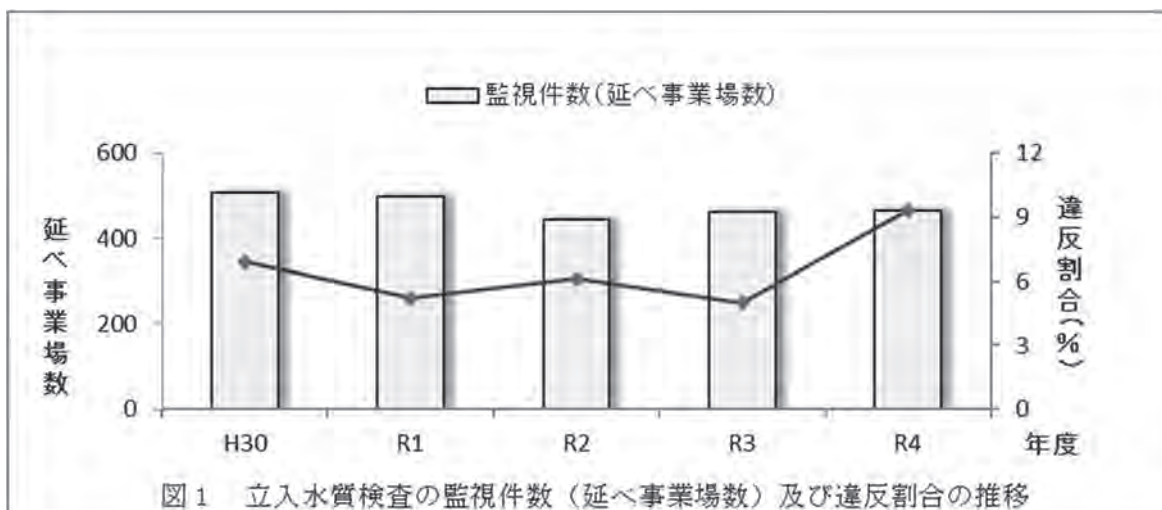
※ 特別監視事業場を除く。年度当初に対象であり監視前に廃止した事業場は計上せず。

令和4年度の監視対象事業場は特定事業場が312件、非特定事業場が2件である。監視対象の多い区分は、A1の有害物質排出等の直罰対象事業場が161件、B2の鉱油類を排出する事業場が134件である。また、業種別で対象が多いのは、運輸、自動車整備販売、給油所等(136件)や研究・検査機関(75件)となっている。

(3) 監視内容及び行政指導等

仙台市下水道排水監視要綱に基づく監視は、事業場を業種、排水量、規制対象項目により区分し、下水道に及ぼす影響の度合いに応じて、水質検査・施設検査及び報告の徴収の頻度を定めて実施している。また、水質検査の結果、排除基準を超える汚水を排出した違反事業場に対しては、違反の程度によって「注意」や「警告」等の行政指導を行い、これに従わない事業場又は悪質な違反を行った事業場に対しては、下水道法第37条の2若しくは第38条に基づく改善命令等で対処している。

平成30年度から令和4年度の立入水質検査の延べ件数及び違反割合の推移は次のとおり。



また、令和4年度の事業場監視及び行政指導等状況は次のとおり。立入水質検査の延べ件数に対する違反の割合は9.3%(43件)である。それに対する処分の内訳は、軽微な違反の場合は「注意書」により、違反に対する必要な措置を講じ再度基準を超

えないよう通知する指導が88.4%（38件），より重い違反となり，代表者等に対面にて違反事実を指摘し，「警告書」により期限までに「改善計画書」を提出させ，違反の原因とその改善措置の実効性を確認したものが11.6%（5件）であった。なお，改善命令等の行政処分はなかった。

■令和4年度事業場監視及び行政指導等状況

| 監視指導 監視区分 | 監視事業場数 | | | | | | | | | 行政指導等 | | | | | 水質検査 違反率 n/m×100 | |
|--------------|---------------|-----------------|---------|-------------------|----------------|---------|--------|--------------------|----------|-------|--------|-------|----------|-----|------------------------|-------|
| | 立入検査 | | | | | | | | 報告徴収 | | 立入水質検査 | | | | | 報告徴収 |
| | 水質検査 | | | 施設検査 | | その他 | | 延べ採水検査数 (a+b+c) | | | | | | | | |
| | 採水事業場数 (m) | 延べ採水事業場数 (a) | 延べ採水検査数 | 延べ施設検査事業場数 (b) | 延べ採水検査数 (c) | 延べ採水検査数 | 対象事業場数 | | 延べ報告事業場数 | 注意書 | 警告書 | 改善命令等 | 計 (n) | 注意書 | | |
| 特定事業場 | A1 | 161 | 318 | 356 | 64 | 6 | — | 362 | 161 | 635 | 12 | 4 | 0 | 16 | 0 | 5.0% |
| | A2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | — | 1 | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0.0% |
| | B1 | 3 | 3 | 3 | 4 | 0 | — | 3 | 4 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| | B2 | 134 | 134 | 135 | 44 | 2 | — | 137 | 326 | 317 | 25 | 1 | 0 | 26 | 0 | 19.4% |
| | B3 | 6 | 6 | 6 | 6 | 0 | — | 6 | 6 | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 16.7% |
| D | — | — | — | — | — | — | — | — | 8 | 7 | — | — | — | — | 0 | — |
| 事非特定 | C | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | — | 2 | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0.0% |
| 小計 | | 307 | 464 | 503 | 118 | 8 | — | 511 | 505 | 971 | 38 | 5 | 0 | 43 | 0 | 9.3% |
| 特別監視事業場※ | | — | — | — | 0 | 0 | 20 | 20 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | | 307 | 464 | 503 | 118 | 8 | 20 | 531 | — | — | — | — | — | — | — | — |

※「特別監視事業場」：下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可を受けて排水設備の設置義務を免除されている事業場など

2 公共下水道幹線要点及び流域下水道接続点の水質監視

本市における事業場排水の水質監視は，前述の事業場立入による水質監視に加え，公共下水道幹線の要点監視及び宮城県で管理している流域下水道への接続点で行う要点監視がある。これは，悪質汚水の早期発見や事業場監視を補完するもので，異常な水質が発見された場合は，発生源を特定するための追跡調査を行っている。

令和4年度は市内24地点（公共下水道主要幹線等：7地点，流域下水道接続点：17地点）において，年4回から8回の水質検査を実施したところ，問題はなかった。

第 11 章 河川事業の概要

河川には、河川法が適用される一級河川、二級河川及び準用河川と、河川法が適用されない普通河川がある。

本市では、宮城県から権限の移譲を受けた一級河川綱木川及び二級河川梅田川の上流区間のほか、15 の準用河川及び普通河川を管理している。

近年、河川流域の開発や低平地での市街化の進展に伴い、雨水の浸透域の減少や流達時間の短縮によって、本市でも大雨時に浸水被害が発生する状況になっている。

このため、災害に強いまちづくりの観点に立ち、浸水被害から生命や財産を守るため、河川の狭窄部や流下能力の不足している河川の治水安全度を高めるとともに、うるおいのある河川環境の整備と保全を行い、豊かな水辺空間の形成に取り組んでいる。

■本市が管理する法定河川

| 水 系 | 一級河川 | 二級河川 | 準用河川 |
|------------|------|------|----------------------------------|
| 一級河川名取川水系 | 綱木川 | — | 井土浦川，赤坂川，蒲沢川，堀切川，白沢川，谷地堀，獺沢川，大柴沢 |
| 二級河川七北田川水系 | — | 梅田川 | 前ヶ沢川，八沢川，塩沢川，花輪川，山田川，長谷倉川，鰻沢川 |

(資料：河川課)

第 12 章 河川事業

1 都市基盤河川改修事業

本事業は、指定区間内の一級河川・二級河川について河川法第 16 条の 3 の規定に基づき、市町村が河川管理者である県知事と協議を行い、市町村が自らまちづくり計画などと合わせた河川整備・環境・機能の向上を図るものである。

現在本市では、筑川上流（後田川を含む）及び高野川について、浸水対策・環境等向上に取り組んでいる。

(1) 都市基盤河川改修事業計画

| 河川名 | 事業年度 | 計画事業費 (千円) | 計画高 水流量 (m ³ /s) | 確率年 | 比流量 (m ³ /s /km ²) | 基準 雨量 (mm/h) | 計 画 延 長 (m) | 流 域 面 積 (km ²) |
|-----------------|---------|---------------|-----------------------------------|---------|---|--------------------|-------------------|----------------------------------|
| 筑 川 (後田川を含む) | H1～R8 | 4,370,000 | 170.0 | 1/30 | 18.2 | 76.6 | 2,845 | 9.36 |
| 木流堀川 | S48～S56 | 825,000 | 35.0 | 1/50 | 21.0 | — | 1,328 | 1.67 |
| 綱 木 川 | H3～H10 | 1,254,000 | 100.0 | 1/30 | 19.4 | 76.6 | 1,080 | 5.16 |
| 梅 田 川 | H1～H10 | 1,410,000 | 70.0 | 1/30 | 20.6 | 76.6 | 1,175 | 3.40 |
| 高 野 川 | S48～R14 | 8,530,000 | 100.0 | 1/20～50 | 22.6 | 94.6 | 3,830 | 4.42 |

(資料：河川課)

(2) 事業中河川の進捗状況

| 河川名 | 事業年度 | 令和4年度まで(千円) | 令和4年度末整備済延長(m) | 進捗率(%) | 備 考 |
|-----------------|---------|-------------|----------------|--------|-----|
| 筑 川 (後田川を含む) | H1～R8 | 3,175,633 | 2,028 | 71.3 | |
| 高 野 川 | S48～R14 | 6,418,598 | 2,165 | 56.5 | |

(資料：河川課)

2 準用河川改修事業

準用河川は、一級河川・二級河川以外の河川で市町村長が指定したものをいう。

国及び県が河川をすべて一級河川・二級河川として管理することは、管理体制及び機構・行政能力・財政負担等からみて困難であることから、市町村が各種の行為制限・維持等を行うことで管理の万全を期することができる河川については準用河川として市町村長が管理することにしたものであり、本市では 15 河川・総延長 38,635m を指定し、管理している。

また、治水の安全性向上を図るため改修事業計画を立てこれまで 6 河川で事業を実施しており、現在は堀切川及び谷地堀において事業を推進しているところである。

(1) 準用河川改修事業計画

| 河川名 | 事業年度 | 計画事業費 (千円) | 計画高 水流量 (m ³ /s) | 確率年 | 比流量 (m ³ /s /km ²) | 基 準 雨 量 (mm/h) | 計 画 延 長 (m) | 流 域 面 積 (km ²) |
|-------|---------|---------------|-----------------------------------|---------------|---|----------------------|-------------------|----------------------------------|
| 堀 切 川 | H1～R21 | 1,240,000 | 65.0 (45.0) | 1/10 (1/2) | 13.4 (9.2) | 47.0 (31.0) | 2,257.8 | 4.87 |
| 谷 地 堀 | H11～R21 | 2,310,000 | 31.0 | 1/10 | 16.0 | 54.5 | 910.0 | 1.94 |
| 前ヶ沢川 | S50～S61 | 300,000 | 20.0 | 1/10 | 12.2 | 50.0 | 540.0 | 1.64 |
| 花 輪 川 | H1～H19 | 1,614,000 | 127.0 | 1/10 | 13.9 | 54.0 | 1,742.0 | 9.16 |
| 八 沢 川 | H5～H9 | 690,000 | 55.0 | 1/10 | 17.2 | 53.5 | 580.0 | 7.04 |
| 山 田 川 | S61～H9 | 420,000 | 45.0 | 1/10 | 14.5 | 76.0 | 860.0 | 3.10 |

※() : 暫定整備 (資料 : 河川課)

(2) 事業中河川の進捗状況

| 河川名 | 事業年度 | 令和4年度まで(千円) | 令和4年度末整備済延長(m) | 進捗率(%) | 備 考 |
|-------|---------|-------------|----------------|--------|-----|
| 堀 切 川 | H1～R21 | 1,349,790 | 1,474 | 65.3 | |
| 谷 地 堀 | H11～R21 | 1,642,873 | 127 | 14.0 | |

(資料 : 河川課)

3 普通河川の維持管理

河川法が適用されない河川を普通河川といい、そのうち農業や下水道として利用されていない約400kmについて維持管理を行っている。

4 多自然川づくりの取組み

これまでの治水対策の効率を優先した河川改修・都市化の進展は、河川の自然環境に大きな影響を及ぼしてきたことから、良好な河川環境を取り戻し、人と河川の関係を再構築する取組みとして平成2年から「多自然型川づくり」が始まった。

平成18年から「多自然川づくり」を推進することとなり、河川全体の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこととしている。

現在はすべての川づくりの基本になっており、本市の河川改修事業のほか災害復旧事業においても多自然川づくりに取り組んでいる。

5 河川の管理

河川の正常な流水機能を確保するため、本市が管理する河川及び都市基盤河川改修事業区間において、除草や土砂浚渫等を実施している。

■概要

| 管理内容 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 除草 (㎡) | 172,700 | 196,040 | 229,420 | 219,680 |
| 土砂浚渫(m ³) | 1,600 | 1,150 | 3,480 | 12,330 |

※下水道及び農業所管を除く (資料 : 河川課)

6 河川愛護活動への支援

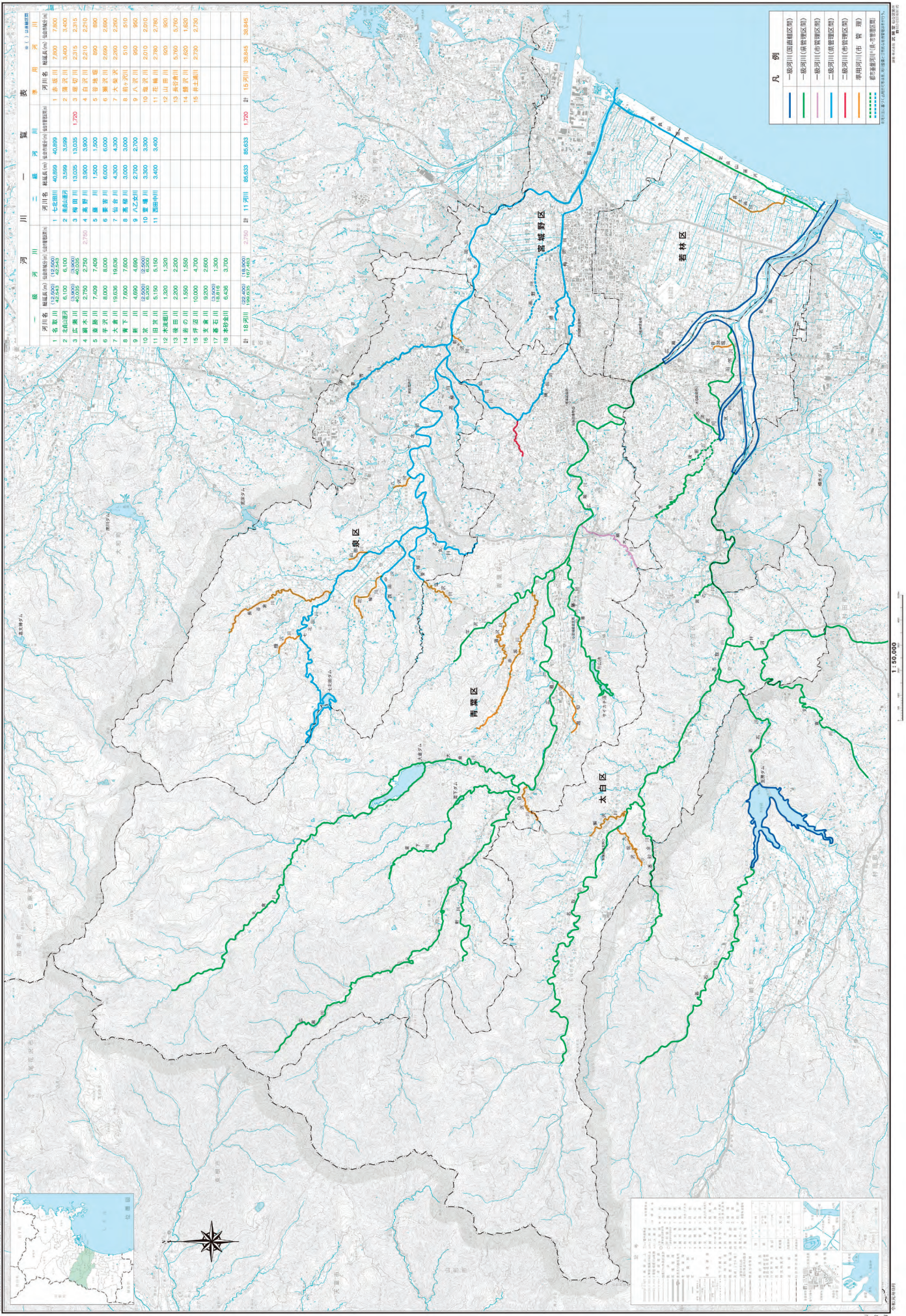
仙台市河川愛護会の事務局として、河川愛護の精神を高揚し、自然環境の保全と河川環境の美化及び浄化促進のため、地域の河川愛護団体が行っている河川の除草・清掃等に対して、補助金の交付を行っている。

■仙台市河川愛護会構成団体一覧

(令和5年4月1日現在)

| 番号 | 団体名 | 設立年月 | 活動範囲 |
|----|---------------------|----------|--|
| | 仙台市河川愛護会 | 昭和43年5月 | 事務局：建設局下水道建設部河川課内 |
| ① | 東部地区梅田河川環境浄化推進協議会 | 昭和40年3月 | 清水沼ちびっこ広場前～梅田川橋（国道4号） |
| ② | 藤川河川愛護会 | 昭和40年3月 | 幸町南小学校前～梅田川合流点 |
| ③ | 北部地区梅田河川環境美化推進協議会 | 昭和40年5月 | 枯木橋～小田原 |
| ④ | 郡山堀浄化運動推進協議会 | 昭和43年3月 | 郡山堰～広瀬川と名取川の合流点 |
| ⑤ | 仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会 | 昭和44年11月 | 霊屋橋～名取川合流点 |
| ⑥ | 北部広瀬川愛護推進協議会 | 昭和44年11月 | 折立～米ヶ袋 |
| ⑦ | 六・七郷堀浄化推進協議会 | 昭和45年3月 | 若林区舟丁～若林区役所～遠見塚 若林区南材木町～宮城刑務所～沖野 |
| ⑧ | 高砂地区七北田川第一環境美化推進協議会 | 昭和47年3月 | 中野堰～仙石線ガード |
| ⑨ | 高砂地区七北田川第二環境美化推進協議会 | 昭和47年3月 | 仙石線ガード～高砂大橋 |
| ⑩ | 高砂地区七北田川第三環境美化推進協議会 | 昭和47年3月 | 高砂大橋～下流全区間 |
| ⑪ | 岩切地区七北田川環境美化推進協議会 | 昭和47年4月 | 今市橋～中野堰 |
| ⑫ | 南光川を愛する会 | 昭和51年10月 | 南光台一丁目～六丁目 |
| ⑬ | 高砂地区梅田川環境美化推進協議会 | 昭和57年3月 | 梅田川橋（国道4号）～七北田川合流点 |
| ⑭ | 策川環境美化推進協議会 | 平成元年12月 | 佐保山～鉤取橋（旧国道286号） |
| ⑮ | 秋保地区名取川河川愛護会 | 平成4年3月 | 秋保総合支所管内 |
| ⑯ | 坪沼川河川愛護会 | 平成8年4月 | 村田町との行政境～大仏橋 |
| ⑰ | 斎勝川愛子会 | 平成16年4月 | 月山池下流～広瀬川合流点 |
| ⑱ | 錦ヶ丘河川愛護会 | 平成16年4月 | 錦ヶ丘一丁目～四丁目南 |
| ⑲ | 泉西田中川愛護会 | 平成20年4月 | 西田中川：泉区小坂東地先～露払向地先 萱場川：青葉区芋沢字平沢2地先 ～泉区実沢字細櫛天皇地先 花輪川：堰田前橋～西田中川の合流点 |
| ⑳ | 泉中央地区七北田川河川愛護会 | 平成24年5月 | 七北田川左岸 赤生津大橋～友愛緑地 |

仙台市河川图



第 13 章 災害復旧事業

近年、地震や台風、火山活動等による自然災害が全国各所で発生している。平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や令和元年東日本台風では、宮城県に特別警報が発表され、市内でも家屋の床上・床下浸水、がけ崩れ等が発生し、本市が管理する道路や下水道、河川においても、多数の施設が被害を受け、令和 4 年 3 月に発生した福島県沖地震でも道路や下水道に被害を受けた。

災害復旧事業は、自然災害により被災した公共土木施設を迅速かつ確実に復旧し、市民生活の早期安定を目的に実施している。

(1) 公共土木施設災害復旧事業の総括

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける災害復旧事業の総括として、国土交通省等関係機関との手続きを実施している。

(2) 年災別災害査定状況

| 年災別 | 異常気象 | 発生時期 | 査定回数 | 件数 | 決定事業費(千円) | 備考 |
|--------|-----------------|-----------------------------------|------|----|-----------|------------------------------|
| H27 年災 | 台風 18 号 及び豪雨 | 9 月 10 日 ～9 月 11 日 | 3 | 35 | 524,782 | 河川 3 件 道路 29 件 下水道 3 件 |
| R 1 年災 | 台風 19 号 | 10 月 12 日 ～10 月 13 日 | 4 | 16 | 382,179 | 道路 8 件 下水道 8 件 |
| R 3 年災 | 地震 | 2 月 13 日 | 1 | 3 | 179,520 | 道路 1 件 下水道 2 件 |
| R 4 年災 | 地震 及び豪雨 | 3 月 16 日 7 月 12 日 ～7 月 13 日 | 3 | 20 | 361,213 | 道路 17 件 下水道 3 件 |

(資料：河川課)

第V部 八木山動物公園

1 沿革と施設の概要

(1) 沿革

本市の動物公園事業の歴史は古く、昭和11年4月1日に広瀬川河畔（現在の青葉区花壇）に全国で11番目に開園した「仙台市動物園」が始まりであるが、この動物園は戦災により昭和20年7月に廃止した。その後、昭和32年10月に「子供動物園」（現在の青葉区荒巻字三居沢）を復活させ、子供たちの“大きな動物園がほしい”との声に応えるため、昭和40年10月15日に現在の太白区八木山地区に「仙台市八木山動物公園」を新設した。以来、順次施設の増設を進め、昭和53年4月に爬虫類館及びゴリラ舎、昭和62年6月にレッサーパンダ舎等を新設した。

平成元年3月には、八木山動物公園の将来への展望を「仙台市八木山動物公園基本構想・基本計画策定報告書」にまとめ、平成4年度から年次改修計画に基づき順次施設の改善に着手し、平成5年10月に南入園口（現在の西門出入口付近）を新設して入園者の利便を図った。また、動物本来の生態環境を模した放飼場で動物を見せる生態展示を基本構想として、平成11年6月にはアフリカゾウ舎及びアフリカ平原放飼場を改修、平成14年7月に猛獣舎を改築し、環境教育にも利用できる施設となった。

平成19年10月には、「八木山動物公園運営方針一百万人の動物園を目指して一」を策定し、平成27年度開業予定の地下鉄東西線を見据えた魅力ある動物公園施設整備等を行うこととし、平成22年4月にビジターセンターを新設した。

また、環境教育の充実のため、平成19年10月に宮城教育大学との連携協力の覚書を締結し、野生動物を通じた環境教育プログラムの作成と実践に取り組むとともに、平成20年5月には、マダガスカル共和国のチンバザザ動植物公園と協力協定を締結し、環境教育や飼育繁殖技術の支援を行うなど、マダガスカル固有の希少動物の保護・保全活動に取り組み、平成28年度から令和元年度にかけて第2段階となる事業を実施した。

平成23年3月には、東日本大震災による被害のため休園を余儀なくされたが、迅速な応急復旧により、同年4月23日には再開園することができた。

平成24年度には、東日本大震災による社会情勢の変化や希少動物ジャイアントパンダの導入を見据えて、平成19年度に策定した「八木山動物公園運営方針」の再整備計画の見直しを行い、平成25年8月に、この運営方針の一部改定を行った。

平成27年10月15日には開園50周年を迎え、同月18日に記念式典を開催した。

平成29年4月には、八木山動物公園で初となるネーミングライツの運用を開始した。

平成29年3月に竣工した八木山動物公園再整備計画に基づくふれあい動物園整備事業では、平成29年4月に飲食物販棟を先行して供用開始した後、同年7月には「ふれあい館」を含めた施設の全面供用を開始した。

平成29年12月には「八木山動物公園運営方針」を改定し、当園の現状や課題を踏まえ、中長期的な観点から運営の方向性を定めた。

平成30年5月には国内で飼育されているアフリカゾウの繁殖に向け、秋田市大

森山動物園及び盛岡市動物公園と協定を締結し、国内初となるメスの交換をはじめとする3園連携による繁殖の取組みを進めている。

希少動物の繁殖については、多くの実績があり、平成31年2月にはクロサイの繁殖に成功し、令和元年10月にはスマトラトラの繁殖に成功した。

また、北海道大学と連携して人工授精に取り組んできたホッキョクグマについては、令和4年11月に成育には至らなかったが、2頭の繁殖に成功している。

令和3年8月には、老朽化した施設の長寿命化対策と動物園の魅力アップのための再整備を行うため、「八木山動物公園施設長寿命化再整備計画」を策定し、順次施設整備を進めている。

(2) 施設の概要

| | |
|------------|---------------------------|
| 所在地 | 仙台市太白区八木山本町一丁目43番地 |
| 敷地面積 | 121,405.00 m ² |
| 動物舎 | 6,424.78 m ² |
| 放飼場 | 11,797.19 m ² |
| 治療施設 | 513.73 m ² |
| ビジターセンター | 1,885.57 m ² |
| 管理施設 | 1,793.74 m ² |
| 立体駐車場 | 4,211.94 m ² |
| 都市計画決定 | |
| 昭和45年6月9日 | 宮城県告示第451号 |
| 昭和57年1月26日 | 宮城県告示第100号(変更) |
| 平成17年9月30日 | 仙台市告示第1156号(変更) |
| 平成24年1月13日 | 仙台市告示第15号(変更) |

(3) 開園時間・休園日

開園時間 (3月～10月) 9:00～16:45

(11月～2月) 9:00～16:00

休園日 水曜日(ただし、水曜日が祝休日にあたる場合は、その翌日)

年末年始(12月28日～1月4日)

(4) 入園料

| | 一般 (高校生以上) | 小・中学生 | 通年利用 (年間パスポート) |
|-----------|---------------|-------|-------------------|
| 個人 | 480円 | 120円 | 1,200円 |
| 団体(30人以上) | 380円 | 90円 | |

※ 未就学児は無料。有料公園施設の利用許可に係る使用料の減免に関する事務取扱要綱にて種々の減免を行っている。

2 入園者の状況

■令和4年度 八木山動物公園月別入園者数

(単位：人)

| | 幼児 | 小・中 学 生 | | | | | 一 般 | | | | | 有 料 計 | 無 料 計 | 合 計 |
|-----|---------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|---------|--------|---------|-------------|-------------|---------|
| | | 有 料 | | | 無 料 | 計 | 有 料 | | | 無 料 | 計 | | | |
| | | 個 人 | 団 体 | 小 計 | | | 個 人 | 団 体 | 小 計 | | | | | |
| 4月 | 12,921 | 3,982 | 428 | 4,410 | 2,532 | 6,942 | 23,934 | 415 | 24,349 | 6,143 | 30,492 | 28,759 | 21,596 | 50,355 |
| 5月 | 17,723 | 4,554 | 1,164 | 5,718 | 3,082 | 8,800 | 32,768 | 2,162 | 34,930 | 5,665 | 40,595 | 40,648 | 26,470 | 67,118 |
| 6月 | 8,835 | 2,336 | 1,057 | 3,393 | 1,515 | 4,908 | 16,071 | 933 | 17,004 | 4,579 | 21,583 | 20,397 | 14,929 | 35,326 |
| 7月 | 6,394 | 2,476 | 288 | 2,764 | 1,524 | 4,288 | 13,835 | 168 | 14,003 | 3,461 | 17,464 | 16,767 | 11,379 | 28,146 |
| 8月 | 10,616 | 5,274 | 44 | 5,318 | 3,473 | 8,791 | 23,231 | 3 | 23,234 | 4,957 | 28,191 | 28,552 | 19,046 | 47,598 |
| 9月 | 12,516 | 3,229 | 2,491 | 5,720 | 7,775 | 13,495 | 22,183 | 856 | 23,039 | 5,994 | 29,033 | 28,759 | 26,285 | 55,044 |
| 10月 | 18,770 | 3,274 | 1,160 | 4,434 | 7,528 | 11,962 | 27,787 | 2,212 | 29,999 | 7,092 | 37,091 | 34,433 | 33,390 | 67,823 |
| 11月 | 12,012 | 443 | 435 | 878 | 5,244 | 6,122 | 18,157 | 363 | 18,520 | 8,873 | 27,393 | 19,398 | 26,129 | 45,527 |
| 12月 | 2,976 | 864 | 0 | 864 | 397 | 1,261 | 6,316 | 174 | 6,490 | 1,975 | 8,465 | 7,354 | 5,348 | 12,702 |
| 1月 | 4,808 | 1,393 | 0 | 1,393 | 738 | 2,131 | 8,930 | 0 | 8,930 | 2,809 | 11,739 | 10,323 | 8,355 | 18,678 |
| 2月 | 4,936 | 978 | 0 | 978 | 616 | 1,594 | 8,996 | 0 | 8,996 | 2,549 | 11,545 | 9,974 | 8,101 | 18,075 |
| 3月 | 13,436 | 4,334 | 103 | 4,437 | 1,768 | 6,205 | 24,439 | 13 | 24,452 | 5,165 | 29,617 | 28,889 | 20,369 | 49,258 |
| 計 | 125,943 | 33,137 | 7,170 | 40,307 | 36,192 | 76,499 | 226,647 | 7,299 | 233,946 | 59,262 | 293,208 | 274,253 | 221,397 | 495,650 |

(資料：管理課)

■令和4年度 八木山動物公園地域別団体入園者数(有料分)

(単位：件、人)

| 月 | 市 内 | | 県 内 | | 福 島 | | 山 形 | | 岩 手 | | そ の 他 | | 合 計 | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|--------|
| | 件 数 | 人 数 | 件 数 | 人 数 | 件 数 | 人 数 | 件 数 | 人 数 | 件 数 | 人 数 | 件 数 | 人 数 | 件 数 | 人 数 |
| 4月 | 4 | 315 | 0 | 0 | 6 | 492 | 0 | 0 | 1 | 36 | 0 | 0 | 11 | 843 |
| 5月 | 14 | 1,173 | 15 | 1,202 | 8 | 542 | 3 | 95 | 1 | 31 | 4 | 283 | 45 | 3,326 |
| 6月 | 12 | 650 | 5 | 311 | 6 | 387 | 1 | 42 | 4 | 242 | 5 | 358 | 33 | 1,990 |
| 7月 | 0 | 0 | 4 | 232 | 1 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 191 | 8 | 456 |
| 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 47 | 1 | 47 |
| 9月 | 7 | 457 | 17 | 1,093 | 17 | 1,308 | 1 | 46 | 3 | 189 | 4 | 254 | 49 | 3,347 |
| 10月 | 15 | 1,090 | 17 | 1,420 | 7 | 568 | 1 | 36 | 1 | 38 | 5 | 220 | 46 | 3,372 |
| 11月 | 1 | 78 | 4 | 340 | 3 | 288 | 0 | 0 | 1 | 30 | 1 | 62 | 10 | 798 |
| 12月 | 1 | 89 | 1 | 85 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 174 |
| 1月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 116 | 2 | 116 |
| 合計 | 54 | 3,852 | 63 | 4,683 | 48 | 3,618 | 6 | 219 | 11 | 566 | 25 | 1,531 | 207 | 14,469 |
| 前年度 | 25 | 1,832 | 29 | 2,328 | 32 | 2,331 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 534 | 93 | 7,025 |
| 増減 | 29 | 2,020 | 34 | 2,355 | 16 | 1,287 | 6 | 219 | 11 | 566 | 18 | 997 | 114 | 7,444 |

(資料：管理課)

■八木山動物公園年度別入園者数

(単位：人)

| 年 度 別 | 入 園 者 数 | 備 考 |
|-----------|---------|---------------------------|
| 令 和 元 年 度 | 535,680 | |
| 令 和 2 年 度 | 324,246 | 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休園を実施 |
| 令 和 3 年 度 | 365,098 | 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休園を実施 |
| 令 和 4 年 度 | 495,650 | |

(資料：管理課)

3 飼育動物

■八木山動物公園飼育一覧表

(令和5年4月1日現在)

| 綱 | 目 | 科 | 種類 | 点数 | 綱 | 目 | 科目 | 種類 | 点数 | |
|-----|--------|----|----|-----|-----|-----------|-----|----|-----|-----|
| 哺乳綱 | 有袋目 | 1 | 1 | 14 | 鳥綱 | カモ目 | 1 | 17 | 97 | |
| | 霊長目 | 6 | 11 | 93 | | ツル目 | 1 | 3 | 4 | |
| | 兔目 | 1 | 1 | 34 | | チドリ目 | 1 | 1 | 1 | |
| | げっ歯目 | 3 | 5 | 58 | | オウム目 | 2 | 6 | 9 | |
| | 食肉目 | 7 | 11 | 31 | | フクロウ目 | 1 | 4 | 15 | |
| | 長鼻目 | 1 | 1 | 3 | | 小計 | 10目 | 12 | 45 | 175 |
| | 奇蹄目 | 2 | 4 | 14 | 爬虫綱 | ワニ目 | 1 | 1 | 1 | |
| | 偶蹄目 | 5 | 7 | 29 | | 有鱗目(トカゲ目) | 2 | 2 | 46 | |
| 小計 | 8目 | 26 | 41 | 276 | | 有鱗目(ヘビ目) | 3 | 7 | 25 | |
| 鳥綱 | ダチョウ目 | 1 | 1 | 2 | カメ目 | 6 | 21 | 55 | | |
| | ペンギン目 | 1 | 1 | 8 | 小計 | 4目(2亜目) | 12 | 31 | 127 | |
| | コウノトリ目 | 1 | 1 | 4 | 合計 | 綱目 | 科目 | 種類 | 点数 | |
| | フラミンゴ目 | 1 | 3 | 19 | | 3綱22目 | | 50 | 117 | 578 |
| | タカ目 | 2 | 8 | 16 | | (2亜目) | | | | |

■八木山動物公園飼育動物の種類及び点数の推移

| | 哺乳綱 | | 鳥綱 | | 爬虫綱 | | 計 | |
|-------------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 種 | 点 | 種 | 点 | 種 | 点 | 種 | 点 |
| 昭和40年10月31日(開園当時) | 50 | 146 | 57 | 206 | — | — | 107 | 352 |
| 令和5年4月1日 | 41 | 276 | 45 | 175 | 31 | 127 | 117 | 578 |

4 八木山動物公園再整備事業

地下鉄東西線開業を見据えた魅力ある動物公園施設整備として、ビジターセンターや西門広場エントランスを整備すると共に、アフリカ園に至る通路など、園路のバリアフリー化を実施し、平成29年7月には、体験型施設「ふれあい館」の供用を開始した。

平成29年12月に「八木山動物公園運営方針」を改定し、老朽化した施設の長寿命化対策と動物園の魅力アップのための再整備を行うため、平成30年度に施設長寿命化等計画の検討に着手し、令和3年8月に施設長寿命化再整備計画を策定した。

本計画に基づき、令和4年1月よりエリアI（既存アフリカ園を活かした新アフリカ園として、大型希少動物を中心とした展示エリア）の施設整備に着手しており、今後も引き続き、事業の着実な推進を図っていく。

5 サポーター制度の推進

平成23年1月より、八木山動物公園に対して寄附を行っていただく方々を対象とした「オフィシャルサポーター」の制度をスタートさせた。

令和4年度末時点でのサポーター認定件数は392件となっており、今後も推進を図っていく。

6 自主財源の確保(ネーミングライツ)

(1) 導入趣旨

新たな収入源を確保し、施設管理運営等のための財源として有効活用するとともに、事業者の方々に企業 PR や地域貢献などの場を提供するため、施設命名権(ネーミングライツ)を導入した。

(2) 募集及び愛称

ネーミングライツでは導入趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等を公募により募集している。また、条例上の名称は変更せず、愛称としている。

現在は、株式会社藤崎と契約を締結し、令和2年度より「八木山動物公園フジサキの杜」の愛称で運用を開始し、令和5年度から令和7年度まで継続となった。

7 各種事業

(1) 種の保存事業

近年、野生動物の生息環境の悪化に伴い、生物種の減少が急速に進んでいる。このような背景をもとに、動物園は希少動物の保護繁殖を図る役割を果たしていくことが強く求められている。

八木山動物公園では、昭和58年よりシジュウカラガンの羽数回復事業を推進し、平成26年には宮城県を中心に1つの個体群を維持するのに最低限必要な数1,000羽を越える1,070羽が飛来し、平成30年にはその数が約5,000羽となるなど、渡りの復活に大きな成果を残した。

また、八木山動物公園では、絶滅危惧種であるクロサイのオス・メスを平成29年11月にペア形成し、平成31年2月にメス1頭の繁殖に成功している。令和元年10月には希少動物であるスマトラトラの繁殖に成功し、北海道大学と連携して人工授精に取り組んできたホッキョクグマについては、令和4年11月に成育には至らなかったが、2頭の繁殖に成功している。

さらに、平成30年に開始した東北3園アフリカゾウ繁殖プロジェクトでは、秋田市大森山動物園とメスのアフリカゾウを交換し、北海道大学、北里大学、岐阜大学と連携して繁殖に向けた研究を進めている。

(2) 環境教育事業

平成19年9月に宮城教育大学と連携協力の覚書を締結し、「動物公園を活用した環境教育プログラム」の作成と活用により、これまで環境教育の機会を増やしてきた。

平成29年7月に供用開始した「ふれあい館」を中心に、動物とそれらを取り巻く環境について楽しみながら学んでもらうための様々な教育プログラムを実施している。また、教科書の単元に合わせた各プログラムを紹介する「学びのガイドブック」を作成し、市内の学校等に配布しているほか、当園のホームページでも学習プログラムを案内しており、今後も引き続き学習施設としての機能を充実させていく。

(3) マダガスカル関連事業

平成 20 年 5 月、マダガスカル共和国のチンバザザ動植物公園と協力協定を締結し、同国固有の動物種の保護、保全を目指している。

平成 28 年度から令和元年度まで JICA 草の根技術協力事業を活用して職員や専門家の相互交流を行い、飼育技術及び獣医療技術の移転や環境教育プログラム作成などの啓発活動を実施した。今後も引き続き同国の希少動物の保護・保全に協力していく。

(4) 普及啓発事業

今までの動物園は、世界中の珍しい動物を集め見せることに主眼が置かれていた。

現在、動物園における社会的役割は、単に珍しい動物を見せるのみではなく、動物を通して環境や命について考えてもらう場となってきたことも踏まえ、各種イベント等の開催により動物公園の魅力アップを図っている。

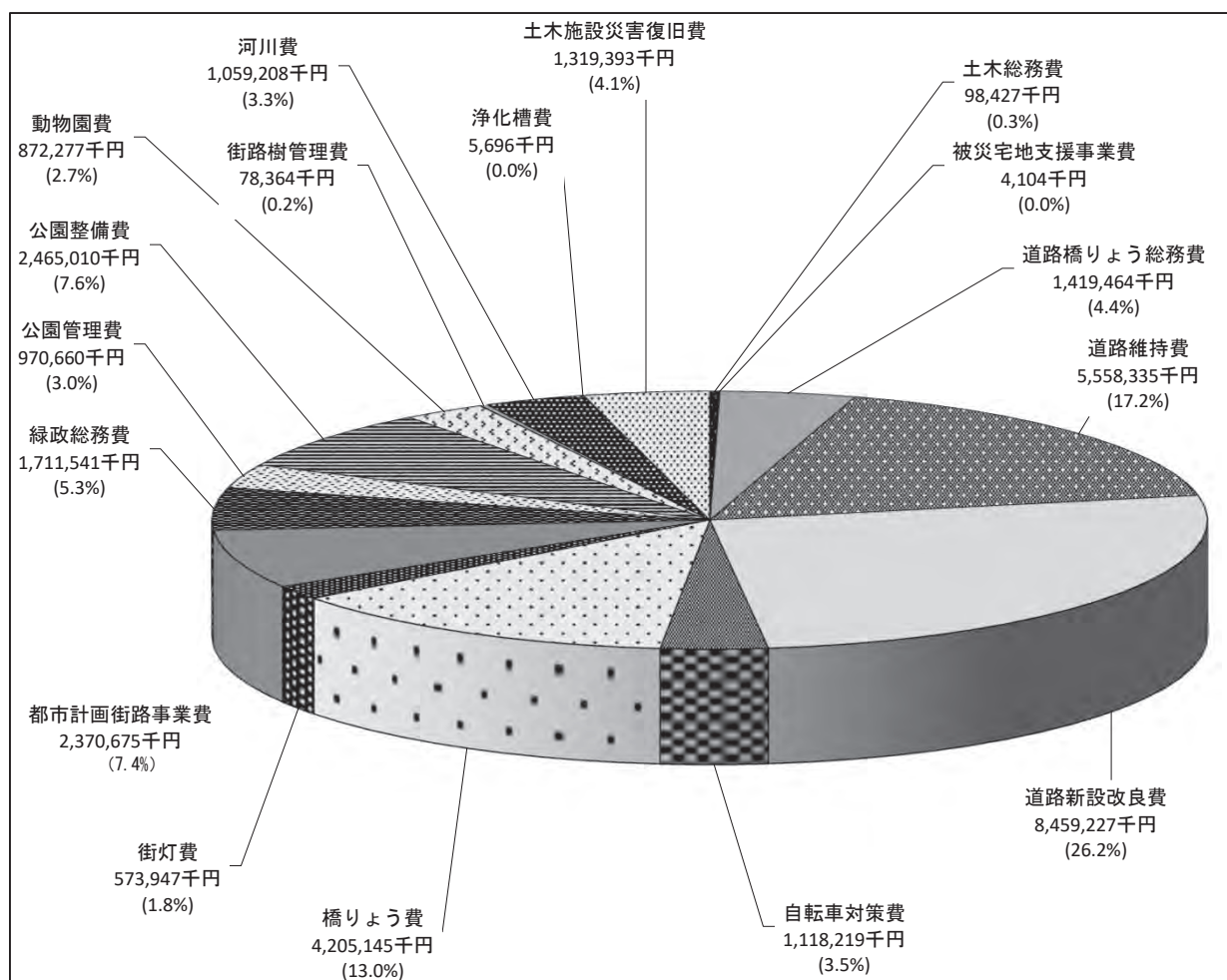
(令和 5 年度実施予定のイベント等)

- 1 有料えさやり体験（モルモット、アフリカゾウ、ニホンザル、ヤギ）
- 2 ふれあい事業（ウサギ、モルモット、ヤギ、ヒツジ、フリーフライト観察等）
- 3 ゴールデンウィーク期間事業（ふれあい広場、動物のえさやり体験等）
- 4 動物のおはなし
- 5 サマースクール（小学生の飼育体験）
- 6 夏休み親子体験教室
- 7 アフリカゾウの鼻実験
- 8 ホッキョクグマに氷のプレゼント
- 9 ナイトゾーリアム 2023（夜間開園）
- 10 ドリームナイト・アット・ザ・ズー
- 11 写真コンクール、作文コンクール、写生大会
- 12 動物感謝祭
- 13 開園記念日イベント
- 14 八木山フェスタ（八木山ベニーランド、東北工業大学、八木山市民センター、東北放送との共催事業）
- 15 マダガスカルデーイベント
- 16 動物園セミナー
- 17 教員向け動物園活用セミナー
- 18 正月臨時開園イベント
- 19 各種実習・職場訪問等
- 20 学習プログラム

第VI部 財 政

令和4年度 仙台市建設局関係決算

| | | | |
|-------------------|--------------|----------------------|--------------|
| 令和4年度決算総額(一般会計歳出) | 32,289,692千円 | (うち災害復旧関係事業費 | 1,319,393千円) |
| うち道路関係事業費 | 24,537,944千円 | (うち災害復旧関係事業費 | 789,800千円) |
| うち緑政関係事業費 | 6,392,711千円 | (うち災害復旧関係事業費 | 235,460千円) |
| うち河川関係事業費 | 1,353,341千円 | (うち災害復旧関係事業費 | 294,133千円) |
| うち下水道関係事業費 | 5,696千円 | ※災害復旧関係事業は下水道事業会計で実施 | |



(注) ・本書中の令和4年度決算の計数については、令和5年8月末時点の決算見込額である。

(1) 一般会計

(歳入)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 | 道路関係 | 緑政関係 | 河川関係 | 下水道関係 |
|----------------|------------|------------|-----------|-----------|-------|
| 土木費負担金 | 367,239 | 367,239 | 0 | 0 | 0 |
| 道路橋りょう費 | 367,239 | 367,239 | 0 | 0 | 0 |
| 土木使用料 | 2,361,385 | 2,023,546 | 337,628 | 211 | 0 |
| 住宅使用料 | 8,515 | 0 | 8,515 | 0 | 0 |
| 道路占用料 | 1,559,055 | 1,559,055 | 0 | 0 | 0 |
| 駐車場使用料 | 88,915 | 88,915 | 0 | 0 | 0 |
| 自転車等駐車場利用料 | 338,412 | 338,412 | 0 | 0 | 0 |
| 公園使用料 | 175,576 | 0 | 175,576 | 0 | 0 |
| 茶室使用料 | 1,072 | 0 | 1,072 | 0 | 0 |
| 植物園使用料 | 969 | 0 | 969 | 0 | 0 |
| 動物園使用料 | 137,523 | 0 | 137,523 | 0 | 0 |
| 河川占用料 | 203 | 0 | 0 | 203 | 0 |
| 行政財産使用料 | 51,145 | 37,164 | 13,973 | 8 | 0 |
| 土木手数料 | 3,716 | 3,491 | 0 | 0 | 225 |
| 自転車等保管手数料 | 3,491 | 3,491 | 0 | 0 | 0 |
| 浄化槽手数料 | 225 | 0 | 0 | 0 | 225 |
| 災害復旧費国庫負担金 | 176,229 | 166,733 | 9,496 | 0 | 0 |
| 土木施設災害復旧費 | 176,229 | 166,733 | 9,496 | 0 | 0 |
| 土木費国庫補助金 | 6,039,078 | 4,831,854 | 1,036,407 | 170,817 | 0 |
| 土木総務費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住環境整備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道路事業費 | 3,976,305 | 3,976,305 | 0 | 0 | 0 |
| 都市計画街路事業費 | 855,549 | 855,549 | 0 | 0 | 0 |
| 緑政総務費 | 214,079 | 0 | 214,079 | 0 | 0 |
| 公園整備費 | 822,328 | 0 | 822,328 | 0 | 0 |
| 河川費 | 170,817 | 0 | 0 | 170,817 | 0 |
| 公園管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土木費県補助金 | 46,519 | 10,387 | 6,742 | 29,383 | 7 |
| 道路事業費 | 10,387 | 10,387 | 0 | 0 | 0 |
| 緑政総務費 | 4,023 | 0 | 4,023 | 0 | 0 |
| 公園管理費 | 2,719 | 0 | 2,719 | 0 | 0 |
| 河川費 | 29,383 | 0 | 0 | 29,383 | 0 |
| 浄化槽費 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 公園整備費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電源立地地域対策費県補助金 | 4,985 | 4,985 | 0 | 0 | 0 |
| 施設整備費 | 4,985 | 4,985 | 0 | 0 | 0 |
| 財産貸付収入 | 1,754 | 1,317 | 437 | 0 | 0 |
| 貸地料 | 1,754 | 1,317 | 437 | 0 | 0 |
| 施設命名権収入 | 54,612 | 14,552 | 40,060 | 0 | 0 |
| 施設命名権収入 | 54,612 | 14,552 | 40,060 | 0 | 0 |
| 不動産売払収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土地建物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 物品売払収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電力売払代金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 寄附金 | 2,212 | 0 | 2,212 | 0 | 0 |
| 寄附金 | 2,212 | 0 | 2,212 | 0 | 0 |
| 財政調整基金繰入金 | 3,100 | 0 | 3,100 | 0 | 0 |
| 寄附金 | 3,100 | 0 | 3,100 | 0 | 0 |
| 百年の杜づくり推進基金繰入金 | 9,464 | 0 | 9,464 | 0 | 0 |
| 百年の杜づくり推進基金 | 9,464 | 0 | 9,464 | 0 | 0 |
| 震災復興基金繰入金 | 85,511 | 49,303 | 36,208 | 0 | 0 |
| 震災復興基金 | 85,511 | 49,303 | 36,208 | 0 | 0 |
| 復興交付金基金繰入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 復興交付金基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保全整備基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保全整備基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 延滞金 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 延滞金 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 弁償金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 弁償金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑入 | 37,631 | 8,867 | 28,764 | 0 | 0 |
| 建設局雑入 | 37,631 | 8,867 | 28,764 | 0 | 0 |
| 土木債 | 13,704,500 | 11,867,100 | 1,208,200 | 629,200 | 0 |
| 道路整備債 | 10,523,200 | 10,523,200 | 0 | 0 | 0 |
| 自転車等駐車場建設債 | 317,200 | 317,200 | 0 | 0 | 0 |
| 都市計画街路事業債 | 1,026,700 | 1,026,700 | 0 | 0 | 0 |
| 公共施設等緑化債 | 38,300 | 0 | 38,300 | 0 | 0 |
| 公園整備債 | 1,169,900 | 0 | 1,169,900 | 0 | 0 |
| 河川改修債 | 629,200 | 0 | 0 | 629,200 | 0 |
| 災害復旧債 | 1,127,900 | 616,400 | 217,800 | 293,700 | 0 |
| 土木施設災害復旧債 | 1,127,900 | 616,400 | 217,800 | 293,700 | 0 |
| 計 | 24,025,836 | 19,965,775 | 2,936,518 | 1,123,311 | 232 |

(歳出)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 | 道路関係 | 緑政関係 | 河川関係 | 下水道関係 |
|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-------|
| 土木総務費 | 98,427 | 43,132 | 55,295 | 0 | 0 |
| 被災宅地支援事業費 | 4,104 | 0 | 4,104 | 0 | 0 |
| 道路橋りょう総務費 | 1,419,464 | 1,419,464 | 0 | 0 | 0 |
| 道路維持費 | 5,558,335 | 5,558,335 | 0 | 0 | 0 |
| 道路新設改良費 | 8,459,227 | 8,459,227 | 0 | 0 | 0 |
| 自転車対策費 | 1,118,219 | 1,118,219 | 0 | 0 | 0 |
| 橋りょう費 | 4,205,145 | 4,205,145 | 0 | 0 | 0 |
| 街灯費 | 573,947 | 573,947 | 0 | 0 | 0 |
| 都市計画街路事業費 | 2,370,675 | 2,370,675 | 0 | 0 | 0 |
| 緑政総務費 | 1,711,541 | 0 | 1,711,541 | 0 | 0 |
| 公園管理費 | 970,660 | 0 | 970,660 | 0 | 0 |
| 公園整備費 | 2,465,010 | 0 | 2,465,010 | 0 | 0 |
| 動物園費 | 872,277 | 0 | 872,277 | 0 | 0 |
| 街路樹管理費 | 78,364 | 0 | 78,364 | 0 | 0 |
| 河川費 | 1,059,208 | 0 | 0 | 1,059,208 | 0 |
| 浄化槽費 | 5,696 | 0 | 0 | 0 | 5,696 |
| 土木施設災害復旧費 | 1,319,393 | 789,800 | 235,460 | 294,133 | 0 |
| 計 | 32,289,692 | 24,537,944 | 6,392,711 | 1,353,341 | 5,696 |

(2) 公共用地先行取得事業特別会計

(歳入)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 |
|-----------|---------|
| 財産売却収入 | 0 |
| 一般会計繰入金 | 913,777 |
| 土地開発基金借入金 | 0 |
| 基金運用収入 | 23,549 |
| 計 | 937,326 |

(歳出)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 |
|---------|---------|
| 一般会計繰出金 | 0 |
| 土地開発基金費 | 23,549 |
| 公債費 | 0 |
| 諸支出金 | 913,777 |
| 計 | 937,326 |

(3) 下水道事業会計

① 収益的収支（消費税等込み）

(歳入)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 |
|-----------|------------|
| 営業収益 | 23,791,821 |
| 下水道使用料 | 17,572,317 |
| 下水道使用料等 | 17,461,617 |
| 農業集落排水使用料 | 55,978 |
| 浄化槽使用料 | 52,780 |
| 地域下水道使用料 | 1,942 |
| 他会計負担金 | 6,219,504 |
| 営業外収益 | 11,775,039 |
| 他会計補助金 | 153,497 |
| 長期前受金戻入 | 11,490,882 |
| その他 | 130,660 |
| 特別利益 | 23,738 |
| 計 | 35,590,598 |

(歳出)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 |
|--------------|------------|
| 営業費用 | 30,465,823 |
| 管きょ費 | 1,358,731 |
| ポンプ場費等 | 1,345,608 |
| 浄化センター費 | 4,207,908 |
| 流域下水道維持管理負担金 | 1,096,065 |
| 総係費等 | 1,345,691 |
| 農業集落排水施設費 | 158,640 |
| 浄化槽費 | 249,510 |
| 地域下水道費 | 15,855 |
| 減価償却費等 | 20,687,815 |
| 営業外費用 | 2,201,247 |
| 支払利息及び諸費 | 1,978,710 |
| 消費税及び地方消費税 | 222,537 |
| 特別損失 | 87,822 |
| 計 | 32,754,892 |

② 資本的収支（消費税等込み）

(歳入)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 |
|----------|------------|
| 企業債 | 10,605,900 |
| 国庫支出金 | 3,883,187 |
| 固定資産売却代金 | 1,083 |
| 他会計負担金 | 4,883 |
| 他会計出資金 | 455,187 |
| 負担金 | 4,238 |
| その他資本的収入 | 95,793 |
| 計 | 15,050,271 |

(歳出)

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 |
|----------|------------|
| 建設改良費 | 12,470,133 |
| 管きょ建設費 | 8,253,700 |
| ポンプ場建設費 | 2,482,913 |
| 処理場建設費 | 480,806 |
| 建設諸費等 | 1,252,714 |
| 企業債償還金 | 17,946,892 |
| その他資本的支出 | 299 |
| 計 | 30,417,324 |

③ 損益計算書（消費税等抜き）

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 | 雨水分 | 雨水以外 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 営業収益 | 22,195,587 | 5,500,914 | 16,694,673 |
| 下水道使用料 | 15,976,083 | 0 | 15,976,083 |
| 他会計負担金 | 6,219,504 | 5,500,914 | 718,590 |
| 営業費用 | 29,687,534 | 9,835,200 | 19,852,334 |
| 管きよ費 | 1,267,387 | 564,435 | 702,952 |
| ポンプ場費等 | 1,241,422 | 355,227 | 886,195 |
| 浄化センター費 | 3,854,025 | 104,995 | 3,749,030 |
| 流域下水道維持管理負担金 | 996,423 | 0 | 996,423 |
| 総係費等 | 1,252,794 | 143,367 | 1,109,427 |
| 農業集落排水施設費 | 147,684 | 0 | 147,684 |
| 浄化槽費 | 229,118 | 0 | 229,118 |
| 地域下水道費 | 15,049 | 0 | 15,049 |
| 減価償却費等 | 20,683,632 | 8,667,176 | 12,016,456 |
| 営業損益 | △ 7,491,947 | △ 4,334,286 | △ 3,157,661 |
| 営業外収益 | 11,766,574 | 5,336,093 | 6,430,481 |
| 他会計補助金 | 153,497 | 0 | 153,497 |
| 長期前受金戻入 | 11,490,882 | 5,336,093 | 6,154,789 |
| その他 | 122,195 | 0 | 122,195 |
| 営業外費用 | 2,080,801 | 1,001,807 | 1,078,994 |
| 支払利息及び諸費 | 1,978,710 | 923,899 | 1,054,811 |
| 雑支出 | 102,091 | 77,908 | 24,183 |
| 経常損益 | 2,193,826 | 0 | 2,193,826 |
| 特別利益 | 23,631 | 3,412 | 20,219 |
| 特別損失 | 82,962 | 3,412 | 79,550 |
| 純利益（△：純損失） | 2,134,495 | 0 | 2,134,495 |

④ 貸借対照表（消費税等抜き）

(単位：千円)

| 科 目 | 決 算 額 |
|--------------|-------------|
| 資産 | 607,607,600 |
| 固定資産 | 601,035,874 |
| 有形固定資産 | 597,877,451 |
| 無形固定資産 | 3,131,423 |
| 投資 | 27,000 |
| 流動資産 | 6,571,726 |
| 現金預金 | 4,044,971 |
| 未収金 | 2,519,787 |
| 貯蔵品 | 6,968 |
| 負債・資本合計 | 607,607,600 |
| 負債 | 506,552,404 |
| 固定負債 | 152,918,680 |
| 企業債 | 152,144,812 |
| 引当金 | 773,868 |
| 流動負債 | 22,713,516 |
| 企業債 | 17,510,236 |
| 未払金 | 4,748,372 |
| 未払費用 | 60,096 |
| 引当金 | 85,332 |
| 預り金 | 309,480 |
| 繰延収益 | 330,920,208 |
| 長期前受金 | 330,920,208 |
| 資本 | 101,055,196 |
| 資本金 | 84,447,638 |
| 剰余金 | 16,607,558 |
| 資本剰余金 | 12,116,208 |
| 利益剰余金（△：欠損金） | 4,491,350 |

歳出予算執行概況

(単位：円)

一般会計

| | R4予算現額 | R4決算額 | 執行率 | R3決算額 | 増減 (R4-R3) | 明許繰越 | 事故繰越 | 繰越計 | 不用額 |
|---------------|----------------|----------------|--------|----------------|-----------------|----------------|-------------|----------------|---------------|
| 災害救助費 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 災害救助費 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土木管理費 | 104,104,000 | 102,530,780 | 98.5% | 240,422,646 | △ 137,891,866 | 0 | 0 | 0 | 1,573,220 |
| 土木総務費 | 100,000,000 | 98,426,780 | 98.4% | 99,095,035 | △ 668,255 | 0 | 0 | 0 | 1,573,220 |
| 被災宅地支援事業費 | 4,104,000 | 4,104,000 | 100.0% | 141,327,611 | △ 137,223,611 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道路橋りょう費 | 33,883,760,418 | 23,705,012,420 | 70.0% | 23,010,819,488 | 694,192,932 | 8,320,132,963 | 419,743,629 | 8,739,876,592 | 1,438,871,406 |
| 道路橋りょう総務費 | 1,429,052,000 | 1,419,464,287 | 99.3% | 1,540,526,808 | △ 121,062,521 | 0 | 0 | 0 | 9,587,713 |
| 道路維持費 | 6,794,755,170 | 5,558,334,694 | 81.8% | 5,118,890,625 | 439,444,069 | 1,156,932,060 | 0 | 1,156,932,060 | 79,488,416 |
| 道路新設改良費 | 12,569,338,245 | 8,459,227,045 | 67.3% | 7,395,213,096 | 1,064,013,949 | 3,653,969,979 | 114,788,293 | 3,768,758,272 | 341,352,928 |
| 自転車対策費 | 1,302,514,700 | 1,118,218,927 | 85.9% | 1,030,013,379 | 88,205,548 | 115,241,380 | 0 | 115,241,380 | 69,054,393 |
| 橋りょう費 | 6,756,878,118 | 4,205,144,204 | 62.2% | 4,150,995,679 | 54,148,525 | 2,342,707,442 | 0 | 2,342,707,442 | 209,026,472 |
| 街灯費 | 578,141,760 | 573,947,640 | 99.3% | 568,297,140 | 5,650,500 | 0 | 0 | 0 | 4,194,120 |
| 都市計画画路事業費 | 4,453,080,425 | 2,370,675,623 | 53.2% | 3,206,882,761 | △ 836,207,138 | 1,051,282,102 | 304,955,336 | 1,356,237,438 | 726,167,364 |
| 緑政費 | 7,938,264,373 | 6,097,852,908 | 76.8% | 6,209,377,895 | △ 111,524,987 | 1,451,539,586 | 95,441,543 | 1,546,981,129 | 293,430,336 |
| 緑政総務費 | 2,421,630,062 | 1,711,540,776 | 70.7% | 858,720,706 | 852,820,070 | 689,452,811 | 0 | 689,452,811 | 20,636,475 |
| 公園管理費 | 1,047,261,300 | 970,660,061 | 92.7% | 980,593,950 | △ 9,933,889 | 41,059,700 | 0 | 41,059,700 | 35,541,539 |
| 公園整備費 | 3,374,622,211 | 2,465,010,130 | 73.0% | 3,561,509,572 | △ 1,096,499,442 | 629,493,875 | 95,441,543 | 724,935,418 | 184,676,663 |
| 動物園費 | 971,435,000 | 872,277,941 | 89.8% | 755,450,267 | 116,827,674 | 49,516,200 | 0 | 49,516,200 | 49,640,859 |
| 街路樹管理費 | 123,315,800 | 78,364,000 | 63.5% | 53,103,400 | 25,260,600 | 42,017,000 | 0 | 42,017,000 | 2,934,800 |
| 河川費 | 1,244,132,000 | 1,059,208,108 | 85.1% | 773,486,401 | 285,721,707 | 141,067,411 | 0 | 141,067,411 | 43,856,481 |
| 河川費 | 1,244,132,000 | 1,059,208,108 | 85.1% | 773,486,401 | 285,721,707 | 141,067,411 | 0 | 141,067,411 | 43,856,481 |
| 下水道費 | 8,045,000 | 5,695,451 | 70.8% | 10,998,595 | △ 5,303,144 | 0 | 0 | 0 | 2,349,549 |
| 浄化槽費 | 8,045,000 | 5,695,451 | 70.8% | 10,998,595 | △ 5,303,144 | 0 | 0 | 0 | 2,349,549 |
| 災害復旧費 | 2,134,877,100 | 1,319,392,252 | 61.8% | 566,704,558 | 752,687,694 | 502,131,280 | 0 | 502,131,280 | 313,353,568 |
| 土木施設災害復旧費 | 2,134,877,100 | 1,319,392,252 | 61.8% | 566,704,558 | 752,687,694 | 502,131,280 | 0 | 502,131,280 | 313,353,568 |
| 道路関係 | 35,241,993,004 | 24,537,945,164 | 69.6% | 23,299,803,390 | 1,238,141,774 | 8,580,932,543 | 419,743,629 | 9,000,676,172 | 1,703,371,668 |
| (うち災害復旧関係事業費) | 1,313,527,000 | 789,800,378 | 60.1% | 240,878,782 | 548,921,596 | 260,799,580 | 0 | 260,799,580 | 262,927,042 |
| 緑政関係 | 8,453,877,787 | 6,392,710,796 | 75.6% | 6,521,149,492 | △ 128,438,696 | 1,644,161,286 | 95,441,543 | 1,739,602,829 | 321,564,162 |
| (うち災害復旧関係事業費) | 456,215,000 | 235,459,474 | 51.6% | 119,454,071 | 116,005,403 | 192,621,700 | 0 | 192,621,700 | 28,133,826 |
| 河川関係 | 1,609,267,100 | 1,353,340,508 | 84.1% | 979,858,106 | 373,482,402 | 189,777,411 | 0 | 189,777,411 | 66,149,181 |
| (うち災害復旧関係事業費) | 365,135,100 | 294,132,400 | 80.6% | 206,371,705 | 87,760,695 | 48,710,000 | 0 | 48,710,000 | 22,292,700 |
| 下水道関係 | 8,045,000 | 5,695,451 | 70.8% | 10,998,595 | △ 5,303,144 | 0 | 0 | 0 | 2,349,549 |
| 下水道関係 | 8,045,000 | 5,695,451 | 70.8% | 10,998,595 | △ 5,303,144 | 0 | 0 | 0 | 2,349,549 |
| 総合計 | 45,313,182,891 | 32,289,691,919 | 71.3% | 30,811,809,583 | 1,477,882,336 | 10,414,871,240 | 515,185,172 | 10,930,056,412 | 2,093,434,560 |
| (うち災害復旧関係事業費) | 2,134,877,100 | 1,319,392,252 | 61.8% | 566,704,558 | 752,687,694 | 502,131,280 | 0 | 502,131,280 | 313,353,568 |

※下水道に係る災害復旧関係事業については、下水道事業会計で実施

公共用地先行取得事業特別会計

(単位：円)

| | R4予算現額 | R4決算額 | 執行率 | R3決算額 | 増減 (R4-R3) | 明許繰越 | 事故繰越 | 繰越計 | 不用額 |
|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|------|------|-----|-----------|
| 公共用地先行取得事業費 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業費 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般会計繰出金 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土地開発基金費 | 25,000,000 | 23,548,840 | 94.2% | 27,784,317 | △ 4,235,477 | 0 | 0 | 0 | 1,451,160 |
| 公債費 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諸支出金 | 913,778,000 | 913,776,674 | 100.0% | 919,067,525 | △ 5,290,851 | 0 | 0 | 0 | 1,326 |
| 総 合 計 | 938,778,000 | 937,325,514 | 99.8% | 946,851,842 | △ 9,526,328 | 0 | 0 | 0 | 1,452,486 |

資 料

建設局主要事業等年表

| 年 | |
|------------|---|
| 明治 8(1875) | 桜ヶ岡公園（現西公園）が開園（同23年10月県から本市へ移管） |
| 22(1889) | 市制施行 |
| 31(1898) | 仙台市下水道計画を策定 |
| 32(1899) | 第1期下水道事業に着手 |
| 35(1902) | 全国初で下水道法（旧）に基づく築造認可を受ける 榴岡公園が開園（昭和17年2月県から本市へ移管） |
| 36(1903) | 全国初の仙台市下水道誌（上篇）を発行 全国初の下水道管理規定を制定 |
| 大正 3(1914) | 勝山公園を開園 |
| 昭和 5(1930) | 仙台市下水道条例（旧）を制定 |
| 11(1936) | 仙台市動物園を評定河原に開園（同20年7月廃止） |
| 12(1937) | 仙台市下水道誌を発行 |
| 21(1946) | 勾当台公園，錦町公園，西公園等の都市計画公園決定 |
| 26(1951) | 青葉通にケヤキの植栽を開始 |
| 28(1953) | 青葉山公園を開園 |
| 29(1954) | 大年寺山公園，野草園を開園 |
| 32(1957) | 都市公園条例を制定 定禅寺通にケヤキの植栽を開始 第1次下水道計画の認可を受ける（～昭和51年，20ヵ年，3,900ヘクタール，32億円） 仙台市動物園を三居沢へ復活 |
| 35(1960) | 道路占用料条例を制定 仙台市下水道条例（現行）を制定 |
| 36(1961) | 建設局下水道部を設置 |
| 39(1964) | 第1回花壇コンクールを開催 南蒲生下水処理場において，下水処理（簡易処理）を開始 下水道事業特別会計を設置 |
| 40(1965) | 八木山動物公園を開園 都市公園条例の旧条例を廃止し，新たに都市公園条例を制定，施行 仙台市下水道条例に下水道の使用料に係る規定を盛り込む |
| 42(1967) | 仙台市公共下水道基本計画を策定 財団法人仙台市公園協会を設立 |
| 44(1969) | 八木山動物公園アフリカ生態園供用 |
| 45(1970) | 風致地区を指定（8地区，270.9ha） 太白山ろく自然遊歩道を設置 国道4号仙台バイパス全線供用 |
| 47(1972) | 仙台市緑化推進本部を設置 |
| 48(1973) | 杜の都の環境をつくる条例を制定 台原森林公園を開園 |
| 49(1974) | 広瀬川の清流を守る条例を制定，施行 道路管理規則を制定 |
| 50(1975) | 東北自動車道（岩槻～仙台南）供用 保存緑地28カ所，553.48haを指定 保存樹木109件を一次指定，保存樹林7件を指定 元寺小路郡山線愛宕大橋供用 東北自動車道（仙台南～泉）供用 |
| 52(1977) | 彫刻のあるまちづくり事業（第1期）「杜と彫刻」スタート 上谷刈下水処理場供用開始 |
| 53(1978) | 八木山動物公園は虫類館，ゴリラ放飼場鶉舎供用 |
| 54(1979) | 南蒲生下水処理場において，高級処理を開始 |
| 55(1980) | 秋保大滝植物園を開設（当時秋保町） 新川団地，新川別荘団地各汚水処理施設供用開始 |
| 56(1981) | 仙台南部道路（R286～R4仙台バイパス）供用 仙台駅西口駅前バスプール供用 |
| 57(1982) | 北四番丁大和町線古内大橋供用 阿武隈川下流域関連公共下水道事業の認可を受ける |
| 58(1983) | 仙台西道路（広瀬通～仙台宮城I.C）供用 元寺小路七北田線かむり大橋供用 |
| 59(1984) | 友好都市の中国・長春市との初の動物交換（受：マーロー，贈：マントヒヒ） |
| 60(1985) | 緑地保全基金を設置 |
| 61(1986) | 杜の都緑化基金を設置 8.5豪雨により六丁目ポンプ場ほか市内各所に被害が発生 |

| 年 | |
|-----------|--|
| 62(1987) | 下水道局を設置 宮城町と合併 自転車放置防止条例を制定（同年7月施行） 自転車等駐車場条例を制定（同年5月施行） 自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例を制定（同年4月施行） 川内南小泉線（台原四丁目～小松島四丁目）供用 鶴ヶ谷荒巻青葉山線森林大橋供用 川内南小泉線（萩野町～古城三丁目）供用 東北自動車道全線供用 仙台市都市緑化推進計画を策定 財団法人仙台市公園協会を財団法人仙台市公園緑地協会に改称 農業集落排水事業（小在家地区）着手（平成3年度供用開始） |
| 63(1988) | 泉市及び秋保町と合併 広瀬通地下自転車等駐車場を開設 秋保温泉浄化センターにおいて、下水処理を開始 仙台市公共下水道宮城処理区創設し、事業認可を受ける 農業集落排水事業（笹屋敷地区）着手（平成3年度供用開始） 農業集落排水事業（長袋地区）着手（平成6年度供用開始） |
| 平成元(1989) | 政令指定都市移行に伴い、市域内の国道286号、県道の管理及び仙石線連続立体交差事業が県から本市に移管 秋保大橋供用 赤生津大橋供用 市制施行百周年記念事業の一環として第7回全国都市緑化せんだいフェアを七北田公園で80日間開催 勾当台公園地下自転車等駐車場を開設 農業集落排水事業（藤田地区・朴沢地区）着手（平成4年度供用開始） |
| 2(1990) | 愛子バイパス（落合～宮城総合支所前）供用 七北田公園を一部開園 地方公営企業法の一部適用（財務規定等）開始（下水道事業） |
| 3(1991) | 塩沢橋供用 岩切根白石線（今市橋～泉中央）供用 将監トンネル供用 青葉地下自転車等駐車場開設 太白山自然観察の森を開設 茶室条例を制定、施行 農業集落排水事業（馬場地区）着手（平成6年度供用開始） |
| 4(1992) | 経済局から林業関係事業が移管 自転車放置防止条例を自転車等放置防止条例（放置バイクも撤去の対象） 国道286（茂線工区）4車供用 愛子バイパス（折立～落合）供用 北四番丁大和町線（寺岡6丁目～明通2丁目）供用 北四番丁大和町線（桜ヶ丘8丁目～古内）供用 新早坂下橋供用 海岸公園を蒲生地区に開園 下水道施設その他の関連施設の維持管理を財団法人仙台市下水道公社へ委託 合流式下水道改善事業の認可を受ける 農業集落排水事業（馬場地区）着手（平成6年度供用開始） |
| 5(1993) | 緑政部公園課野草園を財団法人仙台市公園緑地協会へ委託 愛子バイパス（宮城総合支所前～R48）供用 県道大和宮城線、宮城川崎線が国道457号に昇格 仙台市緑の基本計画を策定 広瀬川浄化センターにおいて、下水処理（高度処理）を開始 農業集落排水事業（三本塚地区・四ツ谷地区）着手（平成7年度供用開始） |
| 6(1994) | 北四番丁岩切線（宮町）供用 元寺小路郡山線（郡山）供用 七北田西成田線（籠原）供用 仙台東部道路（仙台空港I.C～仙台東I.C）供用 仙台南部道路（長町I.C～仙台若林J.C.T）延伸供用 八乙女折立線（真美沢）供用 太白大橋、川内柳生線供用 仙台市公共下水道基本計画を改正 農業集落排水事業（藤塚地区・下飯田地区）着手（平成9年度供用開始） |

| 年 | |
|----------|--|
| 7(1995) | 川内南小泉線（台原）供用 愛子駅前広場路線歩道橋供用 仙台東部道路（仙台空港 I. C～岩沼 I. C）供用 国道286茂庭バイパス全線完成供用 農業集落排水事業（北赤石地区・南赤石地区）着手（平成10年度供用開始） 農業集落排水事業（新川地区）着手（平成11年度供用開始） |
| 8(1996) | 経済局へ林業関係業務を移管 仙台駅西口北地下自転車等駐車場を開設 南蒲生スラッジセンター稼動 北三番丁公園整備事業が「RACコンテスト」でグランプリ賞を受賞 |
| 9(1997) | 三陸自動車道（仙台港北 I. C～利府中 I. C）供用 仙台スタジアム供用 蕃山特別緑地保全地区指定 仙台グリーンプラン21を策定 仙台市汚水処理適正化構想を策定 |
| 10(1998) | 仙台北石垣修復工事着工 青葉の森管理センター竣工 百年の杜づくり推進基金設置 定義浄化センターにおいて下水処理（高度処理）を開始 仙台市下水道100年史を発行 八木山動物公園を財団法人公園緑地協会へ管理委託 |
| 11(1999) | 県道今市福田線、宮城野大橋、将監トンネル連絡橋の供用 百年の杜づくり行動計画策定 農業集落排水事業（滝の原地区）着手（平成14年度）供用開始 八木山動物公園アフリカ平原放飼場供用 |
| 12(2000) | 仙石線連続立体交差地下化新線開業 仙台駅東西地下自由通路全面開通 中期都市計画道路整備計画の策定 仙台市下水道基本計画を策定 農業集落排水事業が経済局から下水道局へ移管 |
| 13(2001) | 新田東大橋の供用 海岸公園馬術場の供用 仙台東部・南部道路の全線供用 雨水流出抑制実施要綱を制定 |
| 14(2002) | 仙台駅東口地下自転車等駐車場を開設 財団法人仙台市公園緑地協会への八木山動物公園の管理委託の廃止 八木山動物公園猛獣舎供用 （主）泉塩釜線岩切バイパス一部供用 財団法人仙台市下水道公社への下水道施設等の維持管理の委託の廃止 |
| 15(2003) | 建設局と下水道局の統合 浄化槽事業が環境局から建設局へ移管 上谷刈浄化センターが地域下水道から公共下水道に所管替え 仙台市汚水処理適正化構想を改定 水の森公園の供用 国道457号大沢橋・根白石バイパス全線供用 北四番丁大衡線（柏木）供用 南仙台駅四郎丸線（中田）供用 「学校の森（南吉成小学校）」が「緑の都市賞」で読売新聞社賞を受賞 |
| 16(2004) | 仙台北石垣修復工事竣工 百年の杜企画課に「広瀬川創生室」を新設 錦町公園リニューアルオープン 仙台駅東口駅前広場供用 花京院通南光台線（宮町）供用 「百年の杜づくり」が「緑の都市賞」で内閣総理大臣賞を受賞 |
| 17(2005) | 農業用水路「六郷堀・七郷堀」への通年通水開始 広瀬川創生プランを策定 道路部を道路計画課、道路管理課、北道路建設課、南道路建設課、東西線推進事業課に再編 南小泉茂庭線（南小泉）供用 高砂駅前広場供用 海岸公園井土地区に冒険広場およびデイキャンプ場を開園 陸前落合駅前広場供用 「学校の森（栗生小学校）」が全国学校ビオトープ・コンクールで財団日本生態系協会会長賞を受賞 |

| 年 | |
|----------|---|
| 18(2006) | 泉パーキングエリアスマートインターチェンジ社会実験 青葉山公園の仙台城跡に「仙台城見聞館」開館 「杜の都の環境をつくる条例」を全面改正 ネーミングライツ導入により「仙台スタジアム」の施設愛称として「ユアテックスタジアム仙台」の運用開始 清水小路多賀城線（宮千代）供用 南仙台駅前広場（東口）供用 鶴ヶ谷仙台港線（福室）供用 |
| 19(2007) | 百年の杜推進部を百年の杜推進課、公園課、青葉山公園整備室、河川課に再編 下水道部門の再編（経営企画課の新設、下水道管理部と下水道建設部を下水道管路部と下水道施設部に再編） 泉パーキングエリアスマートインターチェンジ恒久化 大衡仙台線（明通）供用 路上駐輪場社会実験 海岸公園荒浜地区に運動広場およびパークゴルフ場（9ホール）を開園 八木山動物公園立体駐車場供用 八木山動物公園運営方針を策定 八木山動物公園が宮城教育大学と連携協力の覚書を締結 北四番丁岩切線（幸町）供用 中野栄駅前広場供用 |
| 20(2008) | 「学校の森（栗生小学校）」が「緑の都市賞」で国土交通大臣賞を受賞 下水道事業におけるアセットマネジメント強化を目的に経営企画課に資産管理戦略室を新設 北四番丁大衡線（星陵）供用 野草園に新野草館開館 八木山動物公園がマダガスカル共和国のチンバザザ動植物公園と協力協定を締結 東仙台泉線（北畑）供用 荒巻大和町線（大沢）供用 青葉通線エスカレーター供用 |
| 21(2009) | 泉塩釜線（洞ノ口）供用 元鍛冶丁公園自転車等駐車場を開設 下水道計画課（技術計画部門）を局直轄とし経営企画課（経営部門）と連携する総合調整部署に位置付ける |
| 22(2010) | 川内南小泉線（安養寺）供用 下水道部門の再編（経営企画課、下水道計画課、下水道管路部、下水道施設部を下水道経営部と下水道事業部の2部体制に再編） 八木山動物公園ビジターセンター供用 海岸公園センターハウス開館 北四番丁大衡線（荒巻本沢）供用 仙台煉瓦下水道が（公社）土木学会の選奨土木遺産に認定 |
| 23(2011) | 追廻地区の移転促進のため新田住宅供用 |
| 24(2012) | 北四番丁大衡線（北山トンネル）供用 仙台市下水道震災復興推進計画を策定 青葉山公園整備基本計画を改定（国際センター地区と二の丸跡を整備区域に追加） 百年の杜推進部を百年の杜推進課、公園課、河川課に再編 仙台市みどりの基本計画を策定 道路台帳基準点復旧 |
| 25(2013) | 名掛丁エスカレーター供用 青葉山公園整備基本計画を改定（国際センター地区へ展示施設を整備） 下水道経営部を経営企画課、下水道計画課、業務課に再編 下水道事業部下水道管理センターを下水道北管理センター、下水道南管理センターに分割 海岸公園復興基本計画を策定 |
| 26(2014) | 歩道橋のネーミングライツ開始 下水道事業においてアセットマネジメントに関する国際規格ISO55001認証取得 第3回国連防災世界会議のパブリックフォーラムとして、「2015 下水道防災シンポジウムin仙台」を開催 |
| 27(2015) | 道路部を道路計画課、道路管理課、道路保全課、北道路建設課、南道路建設課に再編 一般国道4号（太白区管内の一部約5km）を国から移管（県道仙台名取線） 広瀬川創生プランを改定 特別緑地保全地区指定（柞江、燕沢三丁目、郷六） 仙台うみの杜水族館開業（高砂中央公園の部分供用） |

| 年 | |
|-----------|--|
| | <p>仙台市下水道マスタープランを策定 八木山動物公園開園50周年 川内旗立線（ひより台）供用 郡山折立線（鉤取）供用（一部暫定） 狐小路尼寺線（元茶畑・木ノ下・大和町・薬師堂駅前広場）供用 仙台駅西口駅前広場エレベーター供用 長町八木山線（土手内・西の平）供用（一部暫定） 八木山動物公園駅駐車場供用 仙台駅西口駅前広場路線バス降車場供用 川内旗立線（八木山動物公園駅前広場）供用 地下鉄東西線開業</p> |
| 28(2016) | <p>仙台市下水道事業中期経営計画を策定 仙台市道路事業方針を一部見直し 一般国道4号（青葉区及び太白区管内約5km）を国から移管（国道286号） 一般国道48号（青葉区管内約8km）を国から移管（県道仙台泉線，県道仙台村田線） 南蒲生浄化センターで新水処理施設全系列の運転を開始 煉瓦下水道見学施設「杜の都れんが下水洞窟」公開開始</p> |
| 29(2017) | <p>青葉山公園（仮称）公園センター基本計画を策定 仙台市公園マネジメント方針を策定 元寺小路福室線（宮城野橋）供用 八木山動物公園ふれあいの丘供用 中田北線供用（一部暫定） 八木山動物公園駅地下歩道供用 八木山動物公園のネーミングライツ（運用）開始 八木山動物公園運営方針の改定</p> |
| 30(2018) | <p>元寺小路福室線（五輪I工区）供用 アフリカゾウ繁殖に向け秋田市大森山動物園，盛岡市動物公園と協定を締結し，秋田市とメスのアフリカゾウを交換 海岸公園全地区利用再開 岩切駅自由通路線供用</p> |
| 令和元(2019) | <p>みやぎ台ニュータウン団地が地域下水道から公共下水道に編入 宮沢根白石線（浦田工区）供用 東部復興道路（かさ上げ）供用</p> |
| 2(2020) | <p>仙台駅西口駅前広場再整備新交通島供用（一部暫定） 歩道橋のネーミングライツ（予定していた30橋）契約締結完了 仙台市無電柱化推進計画策定 八木山動物公園のネーミングライツ「八木山動物公園フジサキの杜」運用開始 新型コロナウイルス感染症の影響に対するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の特例措置の実施 第40回全国都市緑化仙台フェア基本構想を策定 第40回全国都市緑化仙台フェアの開催決定</p> |
| 3(2021) | <p>仙台市下水道事業中期経営計画を策定 道路部を道路計画課，道路管理課，道路保全課，道路施設課，北道路建設課，南道路建設課に再編 百年の杜推進部を百年の杜推進課，全国都市緑化フェア推進室，公園課，河川課に再編 広瀬川創生プラン2015-2024【中間見直し】を策定 仙台市道路事業方針を策定 仙台市みどりの基本計画 2021-2030を策定 第40回全国都市緑化仙台フェア基本計画を策定 仙台市八木山動物公園の施設長寿命化再整備計画を策定</p> |
| 4(2022) | <p>百年の杜推進部を百年の杜推進課，公園管理課，公園整備課に再編 下水道部門を下水道経営部（経営企画課，業務課），下水道建設部（下水道計画課，管路建設課，施設建設課，河川課），下水道管理部（下水道調整課，下水道北管理センター，下水道南管理センター，南蒲生浄化センター，設備管理センター）に再編 勾当台公園再整備基本構想を策定 第40回全国都市緑化仙台フェア実施計画を策定 宮沢根白石線（南鍛冶町・舟丁工区）供用 南宮北福室線（福室工区）供用</p> |
| 5(2023) | <p>仙台駅西口駅前広場再整備完成・供用 仙臺緑彩館開館 第40回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんだい2023 ～ Feel green! ～」を青葉山公園追廻地区等をメイン会場に4月26日から6月18日まで開催 勾当台公園再整備基本計画を策定 海岸公園（藤塚地区）基本計画を策定</p> |

令和5年8月 発行

編集兼

発 行 仙台市建設局総務課

住 所 仙台市青葉区二日町12番34号

T E L 022-214-8366